

2016 年度 知的財產活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related

Activities in Korea 2016

特許庁

利用者のために

- 1. この報告書は韓国における企業及び大学・公共研究機関の知的財産活動の現状を把握するため、基準年度に産業財産権の出願及び登録の実績のある企業及び大学・公共研究機関を対象に 2016 年に実施した知的財産活動調査の結果を収録したものである。
- 2. この報告書に収録されている統計数値は標本調査の結果を基に母数推定 (parameter estimates) したものである。
- 3. 統計表の統計数値は全て四捨五入上の差異によって各項目の合計と総計が一致しない可能性があり、複数回答項目は構成比の合計が100を超過する。
- 4. 産業分類は 2007 年 12 月 28 日改正告示された第 9 次標準産業分類を適用している。 それに従って 2007 年度知的財産活動調査結果と比べる時は業種分類の差異を認知した上で使用しなければならない。
- 5. この報告書で使用されている図と表の年度は別途表示が無い限り全て 2016 年度の調査結果を意味する。
- 6. この報告書の内容に関する問合せは韓国知識財産研究院の経済研究チーム(02-2189-2628/2629)が対応している。また、報告書の内容は韓国特許庁のホームページ (http://www.kipo.go.kr)でも確認することができる。

<目次>

要約文	13
第1章 調査の概要2	26
第1節 調査の目的及び沿革2	26
1.調査の目的	26
2. 調査沿革	26
第2節 調査質問事項及び標本設計2	29
1.調査質問事項の設計	29
2. 標本設計 5	32
第3節 調査方法及び結果	38
1. 調査方法	38
2. 調査結果	41
第2章 企業の知的財産活動4	14
第1節 知的財産活動のインフラ	14
1. 知的財産担当組織及び人材	44
2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費	49
3. 知的財産サービスの活用状況	52

	第2節 特許基盤の知的財産活動	55
	1. 職務発明補償	55
	2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用	59
	3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力	62
	第3節 知的財産の創出及び活用	67
	1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム	67
	2. 外部からの知的財産導入実績及び今後の計画	69
	3. 保有知的財産の実査状況	73
	4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況	75
	5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援	78
	第4節 知的財産の保護	81
	1. 予備評価の実施状況	81
	2. 研究開発成果の保護戦略	83
	3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	86
	4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定の状況	89
	5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援	93
45	第3章 大学及び公共研究機関の知的財産活動	95
	第1節 知的財産活動インフラ	95

	2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費	98
	3. 知的財産サービスの活用及び総合的な管理システムの構築状況	2101
	第2節 特許基盤の知的財産活動	105
	1. 職務発明補償	105
	2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用	108
	3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力	111
	第3節 知的財産の創出及び活用活動	114
	1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム	114
	2. 知的財産を創出するための研究開発活動及び今後の戦略	115
	3. 保有知的財産の実査状況	117
	4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況	119
	5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援	122
	第4節 知的財産の保護	124
	1. 予備評価の実施状況	124
	2. 研究開発成果の保護戦略	126
	3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	128
	4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の状況	130
	5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援	131
<u>م</u>	第4章 韓国知的財産活動の年度別傾向	133
	1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の改善	133

2. 知的]財産先行活動の強化	135
3. 外部	がらの知的財産導入の変化	139
4. 知的	」財産の活用及び事業化比率の変化	140
5. 知的	〕財産保護戦略の変化	141
用語整	理	144
付録1.	業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連結.	146
付録2.	調査票(企業用)	148
付録3.	調査票(大学及び公共研究機関用)	177
付録4.	中小・中堅企業の知的財産経営関連の主要指標.	205

○表目次

[表 1.1]知的財産活動の分類	30
[表 1.2]知的財産活動実態調査の主要調査項目	30
[表 1.3]既存知的財産権侵害実態調査との母集団比較	32
[表 1. 4]年度別母集団の規模	33
[表 1.5]企業母集団の分布	34
[表 1.6]大学・公共研究機関の母集団の分布	35
[表 1.7]企業標本の分布	36
[表 1.8]2 段階アンケート調査のプロセス及び方法	38
[表 1.9]調査拒否及び杜撰な回答である時の対応策	39
[表 1.10]回答が無い場合の対応策及び欠測値の補正方法	40
[表 1.11]有効標本の規模及び回答率	41
[表 1.12]業種別有効標本の規模及び回答率	42
[表 1.13]業種別、企業類型別回答企業の分布	42
[表 1.14]大学・公共(研)類型別回答機関の分布	43
[表 2.1]職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容	50
[表 2.2]知的財産担当者の人件費及び教育費の状況	52
[表 2.3]知的財産サービスの利用状況	52
[表 2.4]職務発明補償類型別の実施比率	57
[表 2.5]全体特許出願件数による職務発明補償規定の保有比率	58
[表 2.6]国内技術取引システムの活用度	64
[表 2.7]最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率	71
[表 2.8]回答企業が保有している特許の活用件数及び事業化件数、比率.	78
[表 2.9]効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性	79
[表 2.10]効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性	80
[表 2.11]研究開発成果保護戦略の活用度	84
[表 2.12]2015 年比 2016 年の知的財産権出願計画	88
[表 2.13]産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因	88
「表 2.14]知的財産の出願・審査・維持費用	89

[表 2.15]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性	93
[表 3.1]職務教育の実施を希望する場合、取り扱うべき内容	99
[表 3. 2]知的財産担当者の人件費及び教育費の状況	101
[表 3. 3]知的財産サービスの利用状況	101
[表 3. 4]職務発明補償の類型別実施比率	106
[表 3. 5] 国内技術取引システムの活用度	113
[表 3.6]効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性	122
[表 3.7]効果的な知的財産活用に向けた政策支援の必要性	123
[表 3.8]2015年対比 2016年の知的財産権出願計画	129
[表 3.9]産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因	130
[表 3.10]知的財産の出願・審査・維持費用	130
[表 3.11]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性	131

○図目次

[図 2.1]知的財産担当組織の保有状況	45
[図 2.2]知的財産担当組織総括者の地位	45
[図 2.3]知的財産担当人材の保有状況	46
[図 2.4]知的財産関連業務を行っている企業の比重	47
[図 2.5]知的財産専門担当人材の採用予定比率	48
[図 2.6]知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性	50
[図 2.7]知的財産人材の能力を高めるために必要な政府政策	51
[図 2.8]知的財産サービス提供機関別の利用比重	54
[図 2.9]職務発明補償規定の保有及び活用状況	55
[図 2.10]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由	56
[図 2.11]職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業の知的財産活動状	や 沢
	58
[図 2.12]先行特許(技術)調査の実施状況	60
[図 2.13] 先行特許(技術)調査の必要性	60
[図 2.14] 出願件数別の先行特許(技術)調査の必要性	61
[図 2.15]先行特許(技術)調査を行う場合の実施人材	61
[図 2.16] 最近 3 年間技術取引機関に対する業務依頼及び締結状況	63
[図 2.17]技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法	64
[図 2.18]特許技術の事業化における最大の問題点	66
[図 2.19]知的財産基礎統計情報の活用状況	67
[図 2.20]企業類型別の知的財産情報システムの活用	68
[図 2.21]出願規模別の知的財産情報システムの活用	69
[図 2.22]国内知的財産導入企業の比率及び平均導入件数	70
[図 2.23]知的財産を導入した企業の類型別導入件数	70
[図 2.24]知的財産導入を拡大する予定の企業の比率	72
[図 2.25]知的財産導入に向けた投資拡大の方向	72
[図 2.26]知的財産実査の実施状況	74
「図 2.27]知的財産実査の必要性	74

[図	2.	28]知的財産実査を行っている場合の遂行人材	75
[図	2.	29]知的財産の売却・移転状況	76
[図	2.	30]知的財産を売却・移転する際の最大の問題点	77
[図	2.	31]特許権の活用率及び事業化率	77
[図	2.	32]産業財産権出願前の社内予備評価の実施状況	81
[図	2.	33]予備評価実施の必要性	82
[図	2.	34]予備評価を行っている場合の実施人材	83
[図	2.	35]研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度	84
[図	2.	36]公式的/非公式的な権利保護の比率	85
[図	2.	37]国内知的財産保護水準に対する意見	86
[図	2.	38]特許権の海外出願及び登録企業の比重	87
[図	2.	39]企業類型別の特許権海外出願及び登録企業の比重	87
[図	2.	40]営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況 9	91
[図	2.	41]営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況	91
[図	2.	42]営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況	92
[図	2.	43]産業財産権紛争(侵害など)を事前に予防するための活動状況	93
[図	3.	1]知的財産担当組織の状況	95
[図	3.	2]知的財産専門担当人材の保有状況	96
[図	3.	3]知的財産担当者の主要業務	97
[図	3.	4]知的財産担当人材の採用計画	98
[図	3.	5]知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性	99
[図	3.	6]知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策10	00
[図	3.	7]知的財産サービス提供機関別の利用比重10	02
[図	3.	8]知的財産管理システムの構築及び活用状況10	03
[図	3.	9]知的財産管理システムの構築費用10	04
[図	3.	10]職務発明意補償規定の保有及び活用状況10	05
[図	3.	11]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由 10	06
[図	3	. 12]職務発明補償規定の保有・未保有機関における産業財産権の活	用
	目	上率10	08
[図	3.	13] 先行特許(技術)調査の状況10	90

[図	3.14] 先行特許(技術)調査の必要性	109
[図	3.15]先行特許(技術)調査を行う場合の実行人材	110
[図	3.16] 先行特許(技術)調査に対する機関の支援	111
[図	3.17]最近3年間技術取引機関への業務依頼及び締結の状況	111
[図	3.18]技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法.	112
[図	3.19]知的財産基礎統計情報の活用状況	114
[図	3.20]機関類型別の知的財産情報システムの活用	115
[図	3.21]優秀な知的財産を創出するための活動及び戦略	116
[図	3.22]知的財産実査の実施状況	118
[図	3.23]知的財産実査の必要性	118
[図	3.24]知的財産実査を行っている場合の実施人材	119
[図	3.25]知的財産を売却/移転した機関の比率及び件数	120
[図	3.26]特許権の総保有件数対比活用件数の比率	121
[図	3.27]特許権未活用の理由	121
[図	3.28]産業財産権の出願などに先立って行う予備評価の実施状況	124
[図	3.29]予備評価実施の必要性	125
[図	3.30]予備評価を実施している場合の実施人材	126
[図	3.31]研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度	126
[図	3.32]公式的/非公式的な権利保護の比率	127
[図	3.33]現在国内知的財産保護水準に対する認識	128
[図	3.34]特許権の海外出願及び登録の比重	128
[図	4.1]知的財産担当組織保有比率の推移	133
[図	4.2] 専担人材の保有比率及び専担人材数の推移	134
[図	4.3]知的財産担当人材職務教育の実施状況	135
[図	4.4]企業の先行活動実施比率の推移	136
[図	4.5]大学及び公共(研)の先行活動実施比率の推移	137
[図	4.6]全体研究開発課題、発明、保有知的財産のうち実施比率の変化	138
[図	4.7] 先行活動の必要性に対する認識の変化	138
[図	4.8]知的財産導入の推移	139
[図	4.9]知的財産導入拡大方向の変化	140

[図 4.10]全体特許保有件数対比の活用率及び事業化率	. 141
[図 4.11]権利保護手続きの進行比率	. 142
[図 4.12]国内知的財産保護水準強化の必要性	. 142
[図 4.13]海外出願及び登録の推移	. 143

要約文

- I. 調査の目的及び沿革
- 1. 必要性及び目的
 - □知的財産政策を効率的に樹立・推進するため、各**企業、大学・公共研究機関の活** 動状況を総合的に把握及び分析できる統計資料が必要
 - □知識財産基本法第31条に基づき、知的財産の創出・保護・活用と侵害などの状況 について「知的財産活動実態調査」を実施
- 2. 統計作成の沿革
 - □2006年:企業を対象に知的財産活動調査を実施
 - ○法的根拠:統計法による政府承認統計(第13802号、「知的財産活動調査」)
 - □2007年:調査対象を大学・公共(研)まで拡大
 - ○名称の変更:知的財産活動実態調査(The Survey of Intellectual Property-Related Activities)
 - ○知的財産活動の段階別先行活動に対する質問事項などを細分化
 - □~2010年:ニーズによって調査項目を修正するなど改善活動を展開
 - □2011年:調査領域の拡大及び知的財産基本法に基づく法的根拠の確保
 - ○貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断によって侵害及び紛争関連の一部調査項目を除いて調査を実施
 - □2012~2013年:知的財産の範囲及びニーズによって調査項目を修正するなど改善

活動を展開

□2014年:調査の信頼性を高めるための標本設計の精巧化及び調査票の改善活動を

展開

□2015年:ニーズ調査の強化を通じて報告書活用度の向上、主要結果の分析強化

□2016年:回答の検証手続きを強化し、主要結果の民間活用度を高める

3. 調査概要

□調査期間:2016.8.08~2016.11.07(約3ヶ月)

□調査標本の設計

○2016年を基準に、基準年度(出願2013年と2014年、登録2011年~2015年)に産業 財産権を2件以上出願し、1件以上登録した**国内26,199**の企業及び大学・公共研 究機関

*ここで産業財産権とは特許、実用新案、デザイン、商標を全て含める

(単位:個)

	母集団の大きさ	企業	大学及び公共(研)
2007年	10, 202	10,050	152
2008年	11, 470	11, 292	178
2009年	11, 987	11, 792	195
2010年	13, 392	13, 165	227
2011年	17, 440	17, 220	220
2012年	18, 656	18, 418	238

2016年	26, 199	25, 947	252
2015年	25, 415	25, 166	249
2014年	20, 799	20, 569	230
2013年	20, 795	20, 566	229

- ○企業の場合、産業財産権の出願規模(共通)と業種(企業)を基準に26の集団に層 化してランダム抽出
 - 基準年度に年平均出願10件以上または5年間登録100件以上の企業は全数調査
 - 基準年度に年平均出願10件未満、そして5年間登録100件未満の企業などに対

しては標本調査を実施

※抽出率10%で標本抽出

- -全体標本数:4,415(2,023は全数調査、2,392は標本調査)
- ○大学及び公共研究機関の場合は出願及び登録件数に関係なく全数調査を実施
- □標本誤差:95%信頼水準に±2.82%
 - ○標本誤差の推定式

$$1.96 \times \sqrt{((1-(n/N))\times(P(1-P)/n))}$$

※nは標本数、Nは母集団の数であり、Pは(最大許容誤差)母比率である。

- □回答率: 47.6%(企業44.3%、大学・公共(研)86.1%)
 - ○企業全数層の回答率40.0%、標本層の回答率47.6%
- □母数推定(Parameter Estimates)
 - ○抽出された標本調査の結果と層化された各集団の母集団加重値を利用し、母集

団に対する推定結果をともに提示、また全数調査の場合も回答率を調整するために加重値を利用して母数を推定する。

□調査項目

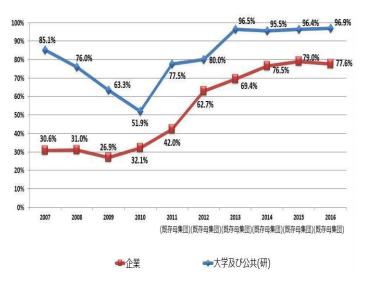
○知的財産活動の基盤となるインフラ領域と特許基盤の知的財産活動分野、知的 財産活動の創出及び活用活動、知的財産の権利化及び保護活動に関する事項に 区分する。

Ⅱ.主要調査結果

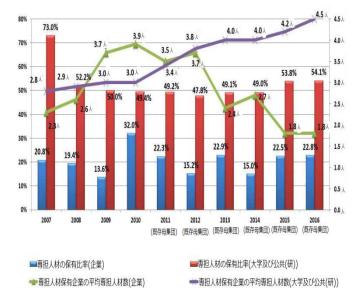
1. 知的財産活動のためのインフラ

インフラ

知的財産担当組織及び人材



- □知的財産担当組織の保有比率 は企業の場合 72.9%(77.6%)¹、 大学・公共(研)は 96.9% (96.9%)で前年比増加。
- ○企業の場合、独立専門担当 部署の保有比率が 5.9%(6.3%) から 8.2%(7.1%)に増加。

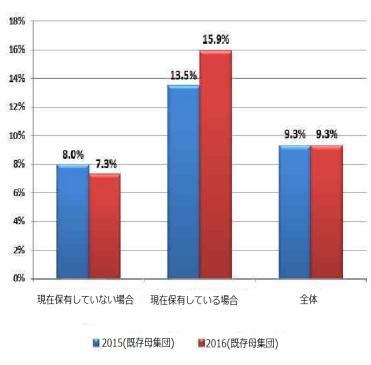


- □知的財産を専門的に担当する人材の保有比率は、企業の場合 22.0%(22.8%)、大学・公共(研)の場合 52.6%(54.1%)で前年比全て増加。
- □知的財産専門担当者を保有する企業及び機関の平均専担人材数は企業の場合 1.7 人(1.8 人)で前年度と類似、大学・公共(研)は 4.5 人(4.5 人)で前年比増加。

¹ 2011年度に侵害実態調査との統合によって母集団の変更が発生したため、括弧の中に20 10年と同じ母集団を構成する場合の母集団推定値を書き込み、年度別比較の場合、括弧の中の数値である既存母集団推定値を使用。

インフラ

知的財産担当人材の採用計画及び人件費/教育費



<知的財産担当人材の採用計画(企業)>

- □知的財産専門担当人材の採用予定比率は企業の場合 8.2%(9.3%)で前年度と同水 準を維持し、大学・公共(研) の場合は19.6%(20.2%)で前 年比減少。
- □1 年間支出した知的財産担当者に対する人件費/教育費は企業が3,122(3,715)万ウォン、大学・公共(研)も9,720(1億32)万ウォンで前年比全て増加。

<知的財産担当者に対する人件費/教育費>

(単位:万ウォン)

区分	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年 (既存 母集 団)	2012 年 (既存 母集 団)	2013 年 (既存 母集 団)	2014 年 (既存 母集 団)	(既存 母集	2016 年(既 存母 集団)
企業	3, 529	4,936	4,810	4,654	3, 526	2, 731	4, 346	3, 177	2,748	3, 715
大学・ 公共 (研)	1 億 9, 225	7, 687	6, 091	5, 153	6, 754	8, 574	9, 993	9, 167	9, 569	1 億 32

インフラ

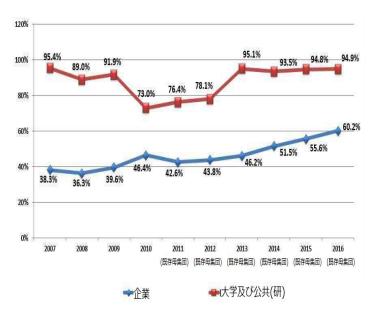
知的財産活動インフラの特徴

- □企業の知的財産インフラ現状から見ると担当組織比率が多少減少したが、独立専担 組織比率が増加するなど専門性を強化しているものと見られる。
 - ○企業の場合担当組織保有比率は多少減少したが、独立専担組織の比率が前年比増 加。
 - ○専担人材の保有比率及び保有企業の平均専担人材の数は増加。
- □大学及び公共(研)の場合、知的財産の担当組織及び人材など高いインフラレベルを 着実に維持している。
 - ○担当組織の保有比率及び専担人材の保有比率、保有機関の平均専担人材数など全 て前年比増加。

2. 特許基盤の知的財産活動

特許基盤活動

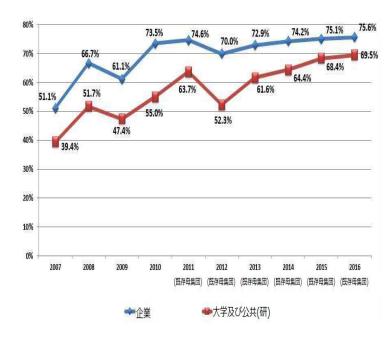
職務発明補償規定の保有状況



- □職務発明補償規定を保有及び 活用する企業は 60.2%で前年比 増加、大学・公共(研)は 94.9% で前年比増加。
- □国内特許登録補償と出願補償 を実施する企業の比率は其々 91.7%、84.7%を記録。

特許基盤活動

先行特許(技術)調査の活動状況



- □先行特許(技術)調査を行っている企業の比率は 75.6%、 大学・公共(研)の比率は 69.5%で前年比増加。
- □全体研究開発課題のうち調査実施比率もまた企業は 58.2%、大学・公共(研)は 65.5%で前年比増加。

技術取引システムの利用状況



- □オンライン技術取引システム の活用比率は企業 20.8%で前年 比増加したが、活用度は 2.2 点 に減少。
- □大学・公共(研)のオンライン 技術取引システムの活用比率は 49.4%で前年比減少し、活用度 も 2.6 点で小幅減少。

特許基盤活動

特許に基づく知的財産活動の特徴

- □職務発明補償規定の保有及び活用比率の場合、企業及び大学・公共(研)ともに増加 し、特に大学・公共(研)の場合は高い水準を維持。
 - ○企業の場合、職務発明補償制度の保有及び活用比率が 4.6%p 増加
 - ○大学・公共(研)の場合 0.1%p 増加し、既に多くの機関が制度を保有していることが分かる。
- □先行特許(技術)調査活動の場合も小幅ではあるが、企業と大学・公共(研)ともに増加。
 - ○企業の場合 0.5%p 増加、大学・公共(研)の場合 1.1%p 増加。
- □特許に基づく知的財産活動は企業及び大学・公共(研)ともに全般的に強化されつつある。

3. 知的財産の創出及び活用活動

創出及び活用

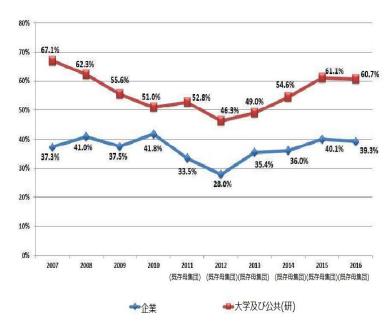
外部知的財産の導入状況



- □国内知的財産を導入した企業の比率は 10.0%(13.0%)で前年比増加。
- ○平均導入件数は 0.4 件(0.5件)で前年比増加。
- □海外知的財産を導入した企業の比率は多少増加したものの、平均導入件数は同じ。

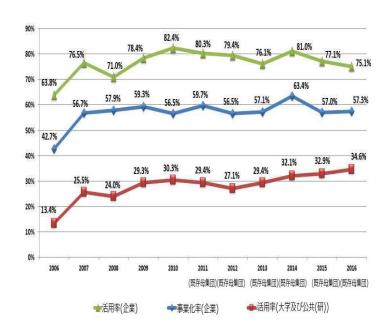
創出及び活用

保有知的財産の実査及び評価状況



- □知的財産実査(評価)を行う 比率は企業 35.9%(39.3%)、 大 学 ・ 公 共 (研)59.2% (60.7%)で前年比減少。
- □保有している全体知的財産 権のうち実査(評価)を行って いる比率は、企業は増加、大 学・公共(研)は多少減少。

保有特許全体に対する活用状況



□企業が保有する特許全体に 比べて特許を活用した比率は 75.3%(75.1%)で多少減少、 事業化比率は 57.8%(57.3%) で前年比多少増加、大学・公 共(研)の活用比率の場合は 34.6%(34.6%)で前年比増加。

創出及び活用

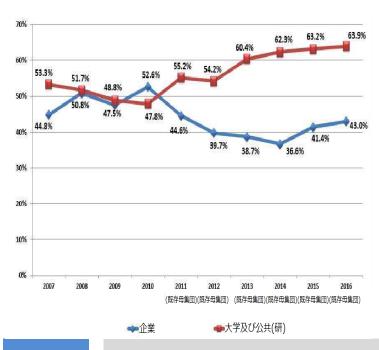
知的財産の創出及び活用活動の特徴

- □企業における知的財産の国内導入及び海外導入比率は小幅ではあるが前年比ともに 増加。
- □但し、保有知的財産に対する実査(評価)活動は企業及び大学・公共(研)ともに減少。
- □保有特許全体に対する特許活用比率の場合、企業は多少減少、大学・公共(研)の場合は前年比増加。
 - ○企業の特許活用比率は減少したが、一方事業化比率は 0.3%p 増加。

4. 知的財産の保護

保護

予備評価の実施状況



- □予備評価の実施比率は企業 の場合 40.1% (43.0%)で前年 比増加し、大学・公共(研)の 場合も 63.8% (63.9%)で前年 比増加。
- □届出のあった発明全体のうち予備評価を行っている比率は、企業の場合増加したが、大学・公共(研)の場合は前年 比減少。

保護

産業財産権の出願比率及び保護水準に対する認識

- □企業の場合は産業財産権の出願など公式的な権利保護プロセスを踏む平均比率は全体発明のうち其々80.4%(78.1%)で増加したが、非公式的に権利保護手続きを踏む 比率は10.8%(12.3%)に減少。
- □大学・公共(研)の公式的な権利保護プロセスを踏む比率は 94.1% (94.1%)で小幅減少し、非公式的な権利保護手続きを踏む比率も 0.1% (0.1%)で前年比小幅増加。



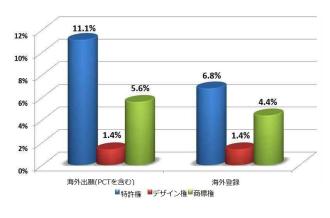
<権利保護手続きを踏む比率(企業)>

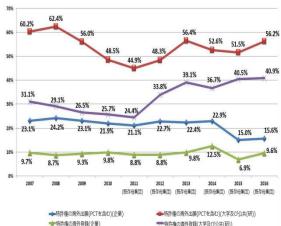


保護

産業財産権の海外出願及び登録状況

- □2015 年の 1 年間特許権を海外出願した企業は 1.1%(15.6%)に増加、海外登録した企業もまた 6.8%(9.6%)で前年比増加。
- □2015 年の 1 年間特許権を海外出願した大学・公共(研)は 55.0%(56.2%)、海外登録した比率は 39.7%(40.9%)で前年比ともに増加。





<海外出願及び登録(PCTを含む)状況(企業)>

保護

知的財産保護活動の特徴

- □企業及び大学・公共(研)の予備評価の実施比率は前年比増加し、公式的な権利保護 比率の場合、企業は増加、大学・公共(研)の場合減少。
 - ○企業、大学・公共(研)における予備評価の実施比率は前年に比べて其々1.6%p、0.7%p 増加。
 - ○公式的な権利保護比率は企業の場合 7.7%p 増加したが、大学・公共(研)の場合 0.2%p減少。
- □海外出願及び登録(PCT を含む)の比率は企業及び大学・公共(研)ともに前年比増加。

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革

1. 調査の目的

知的財産関連の統計は企業や大学、公共研究機関が知的財産と関連する意思決定や 未来戦略の樹立において合理的な判断の根拠を提供する手段である。また、知的財産 関連の統計は政府、政策研究機関など多様な需要者層で活用できる。そこで、国内企 業や大学・公共研究機関の知的財産活動及びインフラなどの情報を総合的に測定・分 析するため 2006 年に知的財産活動実態調査がスタートした。

知的財産活動実態調査は次のような目的で行われている。第一、国内企業と大学・公共研究機関における知的財産の創出、権利化及び保護、活用状況を調査・分析して信頼できる情報を提供する。第二、知的財産活動の主要項目に対する年度別比較を通じて国内知的財産活動のトレンドを分析する。第三、これを通じて企業及び大学・公共研究機関の合理的な意思決定を支援するとともに、知的財産政策の樹立に反映させる。

2. 調査沿革

2006 年にスタートした「企業知的財産活動調査」は活発に研究開発を行う国内企業(基準年度に 1 件以上の特許または実用新案を出願)を対象に施行された。企業を対象にした理由は、調査施行当時内国人特許出願を企業が主導していたことに対し(特許庁、2005)、一方知的財産部分において大学や公共研究機関に比べて企業を対象にした調査統計が相対的に少なかったためである。また、特許または実用新案の出願数を基準にした理由は特許出願件数が研究開発費の規模と密接に関係しているため、出願規模によって調査対象企業を選定する方が企業の全般的な知的財産活動状況を理解する上で効果的であると判断したためである。

2007 年には 2006 年度の調査結果を基に調査質問事項の一部を修正し、知的財産活動の段階別先行活動に対する質問を細分化することで、知的財産活動実態調査の統計的な安定性(stability)と妥当性(validity)の強化を図る改善プロセスが行われた。また、知識の創出及び拡散をリードする公共研究機関(大学を含む)の重要性を考慮し、調査対象を従来の企業から大学・公共研究機関まで拡大した。²

2008 年度には回答者の利便性と情報活用度を高めることができると判断される項目を中心に回答方法及び調査質問事項を一部修正、改編(2008 年 7 月承認統計変更)した。従って、2007 年度の知的財産活動調査結果と比較する時は調査回答方法と質問事項の変更による差異を把握した上で使用する必要がある。2009 年度の調査では実態調査結果の活用性を高めるため、一部時宜性の低い質問事項を削除し、実態調査質問事項に対する企業と政策ニーズを調査・反映した(2009 年 7 月承認統計変更)。

また、2011 年度には知的財産関連の類似調査の重複実施による企業、大学・公共研究機関の回答負担を減らし、よりクオリティの高い調査のため、貿易委員会が毎年実施している「知的財産権侵害実態調査」を統合することで、知的財産の創出、保護、活用及び侵害と関連する最も広範囲な調査としての体系が整えられた。2012 年には知的財産活動実態調査結果の活用性を最大化するため、再び調査項目に対する改善を図った。標本の信頼度を考慮し、調査項目に対する需要を検討して、その意見を反映することで最終調査項目を確定した。

2013 年には累積データを基に年度別変化の推移分析を強化し、専門家の検証過程を強化することで、知的財産活動の流れを診断・分析し、有意味な指標産出を通じて知的財産活動の状況が把握できるように取り組んだ。2014 年度には企業類型を考慮して標本設計を精巧化し、アンケートを再構成することで調査の正確性

² そこで統計の名称も「企業知的財産活動調査」から「知的財産活動調査(The Survey of Intellectual Property -Related Activities、承認番号第13802号)」に変更した。

を高めた。主要指標の場合は追加分析を通じて政策的な活用度が高められるよう に取り組んだ。

2015 年には企業需要調査の強化を通じてアンケート項目を改善することで調査結果及び報告書の活用度アップを図った。また、主要統計結果の場合、企業規模別、出願件数別、産業業種別の比較などで特異点が見られる場合は結果を分析し、示唆点を見出せるよう取り組んだ。また、専門家の意見を取り集めて調査結果の多角的な解釈を図り、現場における問題点、政府政策ニーズなどを把握して政策的活用度を高めた。

2016 年には連携された質問事項間の回答の多重チェック、主要指標分析を通じた二重検証など検証手続きを強化し、回答率アップ、主要結果の民間活用度アップを基に調査結果の信頼性を強化した。但し、2016 年度の場合貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断によって調査項目から侵害及び紛争と関連する一部項目は除外して行った。

第2節 調査質問事項及び標本設計

1. 調査質問事項の設計

(1)知的財産活動の定義

知的財産活動は「知的財産の創出と保護、活用に関連する全ての活動」を意味するものと定義づけられる。従って、知的財産(intellectual property)の範囲を如何に設定するかによって知的財産活動実態調査で測定しようとする対象と調査領域が変わってくる。広義としての「知的財産」は発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など人間の創造的活動によって創られた科学技術的、文学・芸術的な成果を意味する。3知識基盤経済で知的財産に対する関心が高まっている理由は、知的財産が生産性の向上及び経済成長をリードする中核要因となったためである。また、企業価値の源泉も有形資産から知的財産を含む無形資産へとスピーディーにシフトしつつある。

しかし、知的財産の範囲を広義の概念に拡大する場合、統計データの集計及び調査 方法における困難が予想される。即ち、測定の対象である知的財産の概念が包括的で あるほど回答者の主観が介入したり、生データ (raw data) の品質が低下する矛盾関係 (trade-off)に直面する可能性が高い(チェ・ソンホなど、2006)。そこで、本調査で は効果的に調査を行うため、知的財産の範囲を文学・芸術的な表現と関連する著作権 を除く科学技術分野の産業財産権4に限定し、調査質問事項によってノウハウ及び新 知的財産権を一部を含めることにする。

知的財産の活動は大きく創出、権利化及び保護、活用、侵害及び紛争対応に分けられる。その主な活動は[表 1.1]のとおりである。

³ 世界知的所有権機関(WIPO)と日本知的財産基本法では知的財産を「発明、著作物、公演など人間の創造的な活動による科学技術的、文学・芸術的な成果が権利として保護を受けること」と規定している。

⁴ 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権

[表 1.1]知的財産活動の分類

	目標	主要活動
創出	研究開発活動の生産性向上と価値のある知的財産の創出及び獲得	・先行特許(技術)調査 ・研究開発(R&D)投資 ・知的財産の導入
権利化及び保護	知的財産の価値を最大化し、それに かかる費用を最小化するための権利 化及び保護戦略の実行	・予備評価・知的財産保護戦略の選択・産業財産権の国内・外出願
活用	保有している知的財産の効果的な活 用を通じた充分な収益の創出及び費 用節減	・保有知的財産の実査・評価 ・技術取引システムの活用 ・事業化または売却・移転

(2)主要調查質問事項

前述したように知的財産活動実態調査の調査質問事項は企業、大学・公共研究機関の知的財産活動と密接に連携している要素やシステムの活用状況、そしてその結果を測定する上で必要な核心内容を反映して設計することを目指した。但し、出願人別国内産業財産権の出願件数などのように特許庁を中心に既に調査・公表されている項目は調査項目から除外している。⁵

[表 1.2]知的財産活動実態調査の主要調査項目

分類	主要調査項目
一般事項 及び インフラ	・会社形態、輸出状況*・従業員数及び売上高*・研究開発人材及び研究開発費・知的財産担当組織及び人材、職務教育の状況

⁵ このような統計資料は知的財産統計年報(特許庁)、韓国の特許動向(特許情報院)などから確認できる。

	・知的財産サービスの活用状況
	・先行特許(技術)調査など特許情報の活用
	- 先行特許(技術)調査の活用状況、必要性、担当人材など
	・職務発明補償の状況
特許基盤の	-職務発明補償規定の保有及び活用状況、補償金の水準及び補償費
知的財産活動	用、関連制度の効果など
	・技術取引機関、技術マーケティング会社との協力
	-技術取引機関への業務依頼及び協約締結、技術取引システムの
	活用度、特許技術事業化における問題点など
	・外部からの知的財産導入(outsourcing)の方向と戦略
	- 外部から知的財産導入の方式及び導入経路による実績、知的財産
	導入に向けた投資計画など
	・保有している知的財産に対する実査活動
知的財産の	- 実査の実施状況、必要性、実施人材など
創出及び活用	知的財産の売却移転活動
活動	- 売却移転の実績、売薬移転時の問題点など
	・産業財産権の活用状況
	-産業財産権の活用状況及び未活用の主な理由など
	・効果的な知的財産保護のために必要な政策支援
	・予備評価の実施活動
	- 予備評価の実施状況、必要性、担当人材など
	知的財産保護戦略の活用度
知的財産	・知的財産の管理及び保護に関する認識度
保護活動	・産業財産権の国内外出願、登録実績及び今後の計画
	・出願・審査・維持の費用
	・効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

*企業に対してのみ調査

まず、調査項目は知的財産活動の基盤となるインフラ領域(知的財産人材、知的財産管理システムなど)と特許基盤の知的財産活動分野、知的財産の創出及び活用活動に関する事項、知的財産の保護及び権利化に関する事項、知的財産権の侵害及び紛争対応活動に関する事項に区分して構成した。また、各活動分野による状況、問題点、求められる政策需要などを調査することで、企業及び大学・公共研究機関で行われる知的財産活動の特性がより体系的に理解できるようにした。調査項目別の主な調査質問事項は[表 1.2]のとおりである。

2. 標本設計

(1) 母集団及び標本規模

2010年までの「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」の母集団及び標本は[表 1.3]のように相異する。「知的財産活動実態調査」の場合は知的財産活動を活発に進めている企業及び機関が調査対象であるため、最近 2 年間特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共(研)を母集団に取り入れてきた。また、「知的財産権侵害実態調査」は侵害対象の知的財産権を保有する企業を調査対象としているため最近 5 年間産業財産権を登録した企業を母集団に取り入れた。

[表 1.3] 既存知的財産権侵害実態調査との母集団比較

調査区分	母集団	標本
知的財産活動 実態調査 (特許庁)	・2 年間(2007~2008) 2 件以上の特許及び実用新 案出願企業、大学・公共 (研)	・全数調査:10 件以上特許及び実用新案 を出願した企業(2年間) ・標本調査:出願 10 件未満の企業を対象 に業種を分類して標本を抽出(20~35%)
	・直前 5 年間(2005~	・全数調査:100 件以上産業財産権を登録
知的財産権	2009)1 件以上産業財産	した企業(5年間)
侵害実態調査	権(特許、実用新案、商	・標本調査:産業財産権登録件数別に9つ
(貿易委員会)	標、デザイン)を登録し	のグループに分け、登録件数加重が適用さ
	た企業	れた分布によって比例割当

2011 年調査では[表 1.3]のように母集団の異なる「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」が統合されたことで母集団変更の必要に迫られた。2011 年調査では現在活発に知的財産活動を行うと同時に侵害対象の知的財産権を保有している企業及び大学・公共(研)を母集団に取り入れる必要があった。そこで、2 年間(2008~2009)2 件以上の産業財産権を出願し、同時に 5 年間(2006~2010)1 件以上登録した企業及び大学・公共(研)を母集団に含めた。出願対象を既存の特許、実用新案から最近産業財産権としての価値が高まりつつあるデザインと商標までその範囲を拡大した。2016 年調査では 2011 年と同じ母集団を対象にした。但し、2016 年度の場合貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断によって調査項目から侵害及び紛争と関連する一部項目は除いて行った。

母集団に含まれる大学・公共研究機関は「技術移転及び事業化促進に関する法律」 第2条に基づいて国公立試験研究機関、科学技術分野政府出捐研究機関、特定研究機 関、専門生産技術研究所、非営利法人及び団体、国公立大学及び私立大学を意味し、 公企業及び中央行政機関、地方自治団体は除外した。

2016 年度調査における母集団の規模は企業が 25,947 社、大学・公共研究機関が 252 個である。母集団に含まれる企業、大学・公共研究機関のうち 20 件以上(年平均 10 件以上)の産業財産権を出願したり、100 件以上(年平均 20 件以上)を登録⁶した企業は 2,023 社である。

[表 1.4]年度別母集団の規模

	母集団の規模	企業	大学及び公共(研)
2007 年	10, 202	10,050	152
2008 年	11, 470	11, 292	178
2009 年	11, 987	11, 792	195

⁶ 全数調査の対象は既存調査での基準を適用する。全数調査対象標本の分布は[表1.5]の とおりである。

33

2010 年	13, 392	13, 165	227
2011 年	17, 440	17, 220	220
2012 年	18, 656	18, 418	238
2013 年	20, 795	20, 566	229
2014 年	20, 799	20, 569	230
2015 年	25, 415	25, 166	249
2016 年	26, 199	25, 947	252

標本抽出のために産業財産権の出願規模と業種(企業)、機関類型(大学・公共研究機関)を基準に 2 次層化した後、最終標本機関を選定した。母集団に含まれる企業は2007年12月28日改正告示された第9次韓国標準産業分類表(KSIC)を基準に13業種に区分した。 産業財産権の出願及び登録規模と業種(企業)、機関類型(大学・公共研究機関)に区分された母集団の分布は[表1.5]、[表1.6]のとおりである。

[表 1.5]企業母集団の分布

(単位:個、%)

	20 件以上出願(or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and)100 件未満登録	合計	比重
農林水産及び鉱業、飲食 料及びタバコ製造業	108	939	1,047	4.0
卸及び小売業	271	4, 211	4, 482	17.3
事業サービス業、通信業	163	2, 475	2,638	10.2
金融及び保険業	30	115	145	0.6
建設業	48	1, 407	1, 455	5.6
その他サービス業	257	3, 034	3, 291	12.7

⁷ 業種分類と韓国標準産業分類表 (KSIC)との連携表は付録1を参照

繊維製品、衣服、靴製造	105	807	912	3. 5
紙及び印刷、出版業	21	227	248	1.0
化学産業	254	1, 796	2,050	7. 9
鉄鋼及び金属産業	49	589	638	2.5
電気電子産業	177	1, 551	1,728	6. 7
機械産業	472	6, 051	6, 523	25. 1
その他製造業	68	722	790	3.0
 合計	2, 023	23, 924	25, 947	100.0
比重	7.8	92. 2	100.0	-

[表 1.6]大学・公共研究機関の母集団の分布

(単位:個、%)

	20 件以上出願(or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and)100 件未満登録	合計	比重
国公立大学	29	6	35	13.9
私立大学	88	76	164	65. 1
政府出捐(研)	20	0	20	7. 9
その他公共機関(研)	21	12	33	13.1
合計	158	94	252	100.0
比重	62.7	37.3	100.0	-

各業種及び機関類型によって母集団の数が決まった後、業種(企業)内での出願規模別割当は基準年度に 20 件以上(年平均 10 件以上)の産業財産権を出願する、もしくは100 件以上(年平均 20 件以上)登録した企業は全数を調査対象とした。

また、基準年度に 20 件未満(年平均 10 件未満)の産業財産権を出願した企業などに対してはマルチ層化系統抽出法を用いて基本的に業種を 1 次層にし、更に規模(出願及び登録件数)基準で 2 次層化した後、ランダムサンプリング法を施行した。業種(企業)によって区分された各集団に対する標本割当比率は平均 10%を適用した。業種(企業)別に割り当てられた標本の分布は[表 1.7]のとおりである。

[表 1.7]企業標本の分布

	全数調査企業数	割当てられた標本企業数	総標本企業数
農林水産及び鉱業、飲食 料及びタバコ製造業	108	94	202
卸及び小売業	271	421	692
事業サービス業、通信業	163	247	410
金融及び保険業	30	11	41
建設業	48	141	189
その他サービス業	257	303	560
繊維製品、衣服、靴製造	105	81	186
紙及び印刷、出版業	21	23	44
化学産業	254	180	434
鉄鋼及び金属産業	49	59	108
電気電子産業	177	155	332
機械産業	472	605	1077
その他製造業	68	72	140
合計	2, 023	2, 392	4, 415
比重	45.8	54. 2	100.0

(2)母集団推定

本報告書では 4,667 の企業及び大学・公共研究機関を標本調査して収集された結果を基に母数推定(parameter estimates)を行い、その結果を 2 章(企業)及び 3 章(大学・公共研究機関)で提示している。母集団推定のためには標本を抽出した業種及び機関類型と出願規模別に層化された 34 の集団(企業 26 社、大学・公共研究機関 8 つ)に対して回収されたアンケートの回答を集計した後、これを母集団規模まで拡大して母集団値を推定した。その際、以下のような方法で作られた加重値を活用している。

$$W_{\check{v}} = \frac{N_{\check{v}}}{n_{\check{v}}}$$

ここで N_{ij} は層化された各集団に含まれる母集団の数であり、 n_{ij} は層化された各集団別回答企業の数である。また、既存実態調査結果との連続的な比較のため、母集団を 2010 年以前と類似するよう構成(基準年度に特許、実用新案 2 件以上出願した企業、大学・公共研究機関)した時の推定値を別途括弧内に表示している。

本報告書に収録されている統計表では調査結果を企業の類型®(大企業、中堅企業、中小企業)、大学・公共(研)の類型(国公立大学、私立大学、政府出捐研究機関、その他公共(研))に分けて提示している。中小企業の場合、従来ベンチャー/Inno-Biz 企業を除いた一般中小企業とベンチャー/Inno-Biz 企業に分けて結果を提示したが、2016年度の報告書では中小企業に統合して結果を提示した。これは韓国全体中小企業の知的財産活動状況を把握・分析することで、大企業、中堅企業に比較される差別的な知的財産戦略を樹立し、中小企業のための合理的な制度及び政策施行を支援するためである。

⁸ 大企業の場合は相互出資制限企業集団でグループの資産総額が5兆ウォンを超える企業であり、中堅企業は産業発展法第10条に基づいて中小企業を卒業した企業のうち相互出資制限企業集団に属さない企業として区分する。また、中小企業基本法第2条に基づき、中小企業は製造業基準300人未満の企業として区分する。

第3節 調査方法及び結果

1. 調査方法

本調査の調査対象期間は 2015 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までを基準とし、 12 月決算でない場合は質問事項別に回答の利便性を考慮して 2015 年 (1 月~12 月)または直前会計年度のうち一つを選択して回答できるようにしている。調査質問事項の中で先行特許活動、産業財産権の活用状況(収入と支出を除く)、知的財産担当人材の状況などの質問事項は回答時点を基準にしている。

調査方法は3段階ハイブリッド方法(Hybrid Method)を活用している。1段階の定性 調査では企業、大学・公共研究機関の知的財産担当者で構成された諮問グループを構 成し、フォーカスグループインタビュー(Focus Group Interview)を実施した。これ を通じて調査票の回答利便性及び活用性を検討した。

[表 1.8]2段階アンケート調査のプロセス及び方法

調査プロセス	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じて調査対象企業の連絡先の有効性 を一括点検→調査効率性の改善及び調査期間の短縮
アンケート調査	標本選定企業を対象にメール、FAX、電話調査を実施 回収率を高めるための調査対応をマニュアル化(調査拒否、理解不足 など)
資料 エディティング	1 次資料を取り集め項目間、回答内容間でのロジックの合理性を確認
補完調査及び 資料入力	異常回答値に対して専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査が全て完了した資料に限りデータ入力

2 段階としてはアンケート調査を行った。アンケート調査期間は 2016 年 8 月 8 日から 11 月 7 日まで約 3 ヶ月間である。調査は郵便アンケート調査 (Mail Survey)を基本

調査方法として使用し、韓国知識財産研究院のホームページを通じてアンケート用紙を直接ダウンロードして作成できるようにした。調査のためにまず対象となる企業及び大学・公共研究機関との事前接触を通じて主たる回答者を決め、郵便でアンケート用紙を発送する方法で進めた。本調査の主要回答者は各企業の特許関連専担部署及び関連部署、大学の産学協力団、技術移転センター(TLO)などの関連業務担当者である。調査拒否の場合、杜撰な回答である場合、回答が無い場合は以下のマニュアルに従って対応した。

[表 1.9]調査拒否及び杜撰な回答である時の対応策

	[48 1.9] [6]	食担省及い柱撰な凹合である時の対応 東
	事例	対応策
		・知的財産分野の産業分析専門家で構成された調査支援チームが調査の目的、事業内容及び回答方法に対
	内容が	して再び説明
	理解できない	・調査支援チームの説明の後に同じ理由で調査を拒否 する場合、意図的な調査拒否と看做して調査対象企
		業から外す
		・企業が一定規模以上である場合、調査分野別に回答 可能な部署が違うため、担当者の適正性を再確認
	回答できない	・調査内容が業種及び規模に合わないため回答できな
調査	内容	い場合は業種を再確認して適した調査用紙を発送、
拒否		小規模の企業である場合は該当する質問事項のみ回 答できるように案内
	調査対象に	・調査支援チームが取扱製品やサービスを確認し、適合性を判断
	適した企業で はない	・適合した企業として判定された場合、その事由を企
	194 34	業に伝えて調査参加を再要請する
	調査に応じる	・調査対象企業が以前調査回答企業であったり、業種 別有効標本を確保するための必須調査対象である場
	時間がない	合、前年度の調査回答企業である場合、既存回答資
		料の変動事項のみ修正を要請

	特別な事由のない調査拒否	・上記の調査条件に対しても拒否する場合、調査対象 企業から外す・調査の目的及び調査結果の活用方向などを再び説明・説明の後も拒否する場合、調査対象企業から外す
朴撰か	回答値が会社 規模(売上状況 及び人材状況) に比べて過大/ 過小値である 場合	・実査担当研究員がエディティング過程で選別する ・企業情報 DB 内の該当企業情報を詳細検討し、回答値 の有効性を判断 ・異常値として判断された場合、関連質問事項のみ電 話で再調査を実施
杜撰なり	類似した質問事項に相反する内容の回答である場合	・実査担当研究員がエディティング過程で選別 ・質問事項間の回答有意性を確認した後、異常値として判断された場合、該当質問事項のみ電話で再調査を実施 ・回答が全体的に連結性がなく適当に作成されたものと判断された場合、該当回答用紙の廃棄及び再調査または代替企業を調査

[表 1.10]回答が無い場合の対応策及び欠測値の補正方法

事例	対応策
企業秘密に 該当すると 判断して回 答しない質 問事項	・調査機関の対外認知度及び信頼性に対して説明した後、再び協力を 求めると同時に調査結果は全体統計としてのみ活用されることを強調 ・必要な場合は訪問を通じて信頼性を確認した後、補強調査 ・保有している財務資料 DB を活用して一部補完
作成途中に 回答を中断 した場合	・会社の基本(概要)情報のみ回答した場合と調査の 50%以上回答しなかった場合、該当アンケート用紙は廃棄⇒代替企業を調査・アンケートに対する回答が 50%未満であるものの必須調査項目には答えた場合、電話で再調査を実施

欠測値の補 正方法

・単一確率代入法(Single Stochastic Imputation)%を活用

最後の3段階では知的財産先行活動を活発に行っている企業、知的財産導入及び売却企業、知的財産権侵害事例企業を対象に担当研究員が調査対象を直接訪問してインタビューを行っている。これを通じて具体的な知的財産先行活動及び売却/移転方法、具体的な知的財産権の被害内容及び事件経過などを把握した。

2. 調査結果

調査対象である 4,667 機関のうち、不渡りや廃業、欠番などによって発生した標本 損失を除外した有効標本規模¹⁰を基準にした回答率¹¹は 47.6%で、前年度回答率の 47.4%より 0.2%p 増となっている。企業は 1,210 社が回答して 44.3%、大学及び公 共研究機関は 198 機関が回答して 86.1%の回答率となっている。企業業種別有効標本 の規模及び回答率は[表 1.11]と[表 1.12]のとおりである。

[表 1.11]有効標本の規模及び回答率

(単位:個、%)

区分	抽出した標本	欠番/ その他	該当無し	不渡/廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答企業	回答率
企業	4, 415	753	5	20	5	3, 632	901	1,210	44. 3
大学・公共(研)	252	7	0	0	0	245	15	198	86. 1

⁹ 平均代入法で観測された資料を基に推定された統計量で欠測値を代入する時、ある適切な確率値を与えた後代入する方法。この方法は推定量の標準誤差が過小推定される問題が補完できる。

¹⁰ 有効標本規模={[抽出した標本規模]-([欠番及びその他]+[該当無し]+[不渡/廃業]+[重複])}

¹¹ 回答率={[実際の回答規模]÷([有効標本規模]-[事前拒絶])}×100

[表 1.12]業種別有効標本の規模及び回答率

(単位:個、%)

業種名	抽出した標本	欠番/	該当無し	不渡/廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答企業	回答率
農林水産及び鉱業、飲									
食料及びタバコ製造業	202	25	2	0	0	175	40	52	38.5
卸及び小売業	692	171	0	6	1	514	153	163	45.2
事業サービス業、通信業	410	87	0	1	1	321	81	94	39. 2
金融及び保険業	41	3	1	0	0	37	5	4	12.5
建設業	189	34	0	1	0	154	48	65	61.3
その他サービス業	560	118	0	0	1	441	115	109	33. 4
繊維製品、衣服、靴製造	186	26	0	2	1	157	46	38	34. 2
紙及び印刷、出版業	44	6	1	0	0	37	9	10	35. 7
化学産業	434	46	0	1	0	387	75	130	41.7
鉄鋼及び金属産業	108	16	0	1	0	91	17	36	48.6
電気電子産業	332	66	0	4	0	262	69	80	41.5
機械産業	1077	134	0	4	1	938	215	391	54. 1
その他製造業	140	21	1	0	0	118	28	38	42.2

また、業種別、機関類型別回答機関の分布は以下の[表 1.13]、[表 1.14]のとおりである。

[表 1.13]業種別、企業類型別回答企業の分布

	区分	全数層	標本数	合計	
			(企業数)	(企業数)	
業種	農林水産及び鉱業、飲食料及				
未性	びタバコ製造業	25	27	52	

	卸及び小売業	50	113	163
	事業サービス業、通信業	26	68	94
	金融及び保険業	2	2	4
	建設業	13	52	65
	その他サービス業	39	70	109
	繊維製品、衣服、靴製造	20	18	38
	紙及び印刷、出版業	3	7	10
	化学産業	65	65	130
	鉄鋼及び金属産業	18	18	36
	電気電子産業	41	39	80
	機械産業	154	237	391
	その他製造業	16	22	38
企業	大企業	51	42	93
類型	中堅企業	126	97	223
	中小企業	295	599	894
	合計	472	738	1,210

[表 1.14]大学・公共(研)類型別回答機関の分布

区分	全数(機関数)	標本(機関数)	合計 (機関数)
国公立大学	23	4	27
私立大学	68	62	130
政府出捐(研)	17	0	17
その他公共(研)	16	8	24
合計	124	74	198

第2章 企業の知的財産活動

本章では標本調査の結果を基に母集団全体を推定した結果を提示している。そのために本調査では母集団を業種及び出願規模によって層化した 26 の企業集団に区分し、各集団別に回収されたアンケートの回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団値を推定している。企業知的財産活動の基盤となるインフラ領域、特許基盤の知的財産活動、知的財産の創出及び活用活動、知的財産保護活動、知的財産の侵害及び紛争対応活動の5つの活動領域を中心に主な結果を提示した。

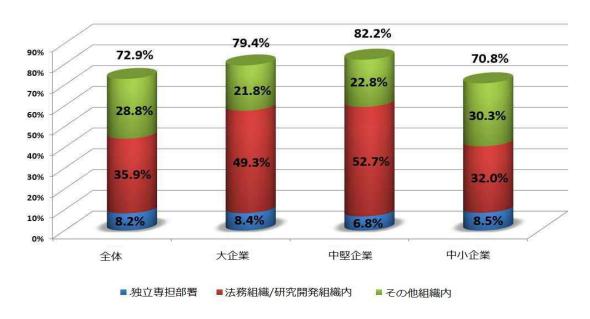
第1節 知的財産活動のインフラ

1. 知的財産担当組織及び人材

母集団に属している企業の 72.9% (77.6%) 12 は知的財産の管理を担当する組織を保有していることがわかった([図 2.1])。担当組織の形態別から見ると、独立した専門担当部署を保有している比率が 8.2% (7.1%)で、兼任組織 13 の保有比率が 64.7% (70.5%) であることがわかった。

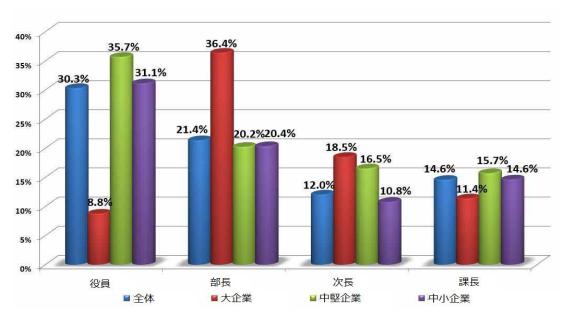
^{12 2011}年度に侵害実態調査との統合によって母集団の変更が発生したため、括弧の中に2 010年と同様な母集団を構成した場合の母集団推定値を書き込み、年度別比較の場合は括弧の中の数値である既存母集団推定値を使用している。

¹³ 法務組織や研究開発組織、その他組織内に知的財産担当組織が存在。



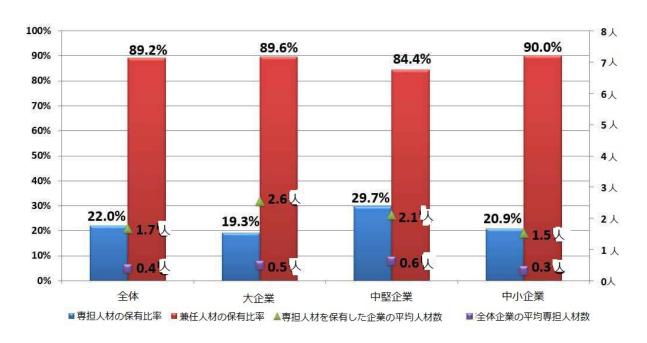
[図 2.1]知的財産担当組織の保有状況

企業類型別では、大企業の 79.4% (86.4%)、中堅企業の 82.2% (88.3%)、中小企業の 70.8% (74.7%)が知的財産担当組織を保有していることがわかった。特に、中小企業の場合、知的財産担当組織が独立専門担当部署である比率が 8.5% (7.2%)で相対的に高いことが分かる。これは中小企業の知的財産活動を基にするインフラ確保に向けた努力が反映されているものと見られる。



[図 2.2]知的財産担当組織総括者の地位

知的財産担当組織総括者の地位と関連する分布は[図 2.2]のとおりである。知的財産担当組織総括者の地位が役員である比率は 30.3%(33.0%)で最も高く、部長21.4%(19.9%)、課長 14.6%(13.7%)、次長 12.0%(13.4%)の順となっている。特に、中堅企業と中小企業の場合、知的財産担当組織総括者の地位が役員である場合が其々35.7%(37.0%)、31.1%(34.4%)で相対的に高く、一方大企業の場合は逆に8.8%(10.1%)と低いことがわかった。出願件数別で見ると、知的財産担当組織総括者の地位が役員である比率は出願件数の多い多出願企業が低い14ことが分かった。大企業、出願件数の多い多出願企業であるほど知的財産を専担する総括人材の職位が明確であると判断できる。



[図 2.3]知的財産担当人材の保有状況

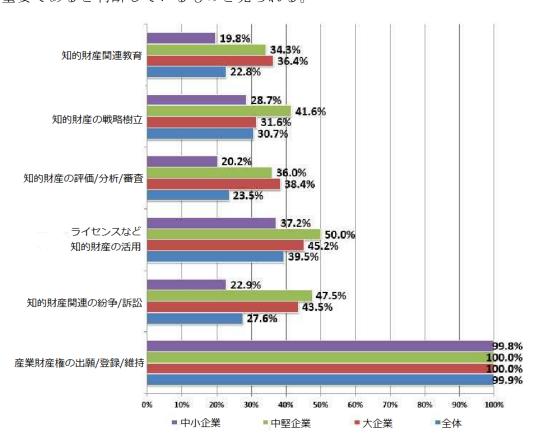
専ら知的財産関連業務だけを担当する専門人材¹⁵を保有している比率は全体の22.0%(22.8%)、その他業務を並行する兼任人材を保有している比率は全体の89.2%

¹⁴ 年平均10件未満出願企業の場合30.6%(33.4%)、年平均61件以上出願企業の24.1%(26.6%)

¹⁵ 知的財産担当人材は企業内で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、この中で知的財産専門担当人材はこのような知的財産関連業務だけを専門的に行う人材を意味する。

(88.2%)となっている([図 2.3])。企業類型別では、大企業の 19.3%(23.6%)、中堅企業の 29.7%(31.4%)、中小企業の 20.9%(21.1%)が 1 人以上の知的財産専担人材を保有していることが分かった。

全体企業の平均専担人材数は 0.4 人(0.4 人)であり、専担人材を保有している企業 平均は 1.7 人(1.8 人)となっている。出願件数別で見ると、年平均 61 件以上を出願する企業の専門担当人材は平均 3.8 人(4.0 人)と平均専担人材数が多い。 16兼任人材の 場合も年平均 61 件以上出願する多出願企業が平均 1.9 人(2.0 人)と平均兼任人材が多い。 17知的財産が多い企業の場合、専門性のある人材を多く保有するとともに兼任人 材を多く採用していることが確認できる。多出願企業の場合知的財産管理において専門性が重要であるという認識が高まり、それを基に専門性を備えた人材を確保することが重要であると判断しているものと見られる。



[図 2.4]知的財産関連業務を行っている企業の比重

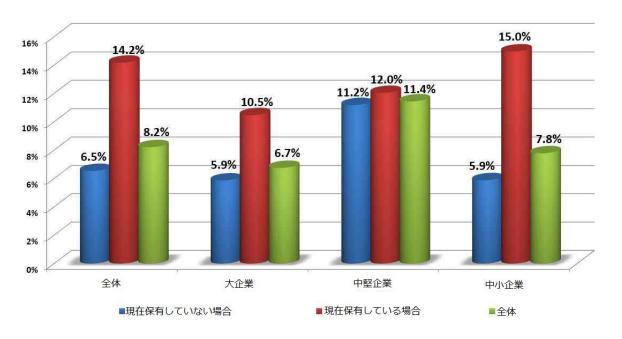
注. 知的財産担当人材を保有している場合である。

^{16 10}件未満出願企業1.6人(1.7人)

^{17 10}件未満出願企業1.5人(1.6人)

知的財産担当人材を保有している場合、担当業務の内容は[図 2.4]のとおりである。 知的財産担当人材が知的財産関連の評価/分析/審査及び知的財産関連の教育業務を行っている企業の比率は相対的に多少低いことが分かった。特に、中小企業の場合は大企業に比べて知的財産担当人材がより専門的な知的財産関連紛争/訴訟業務、知的財産の評価/分析/審査業務を行う比率が相対的に低いことが分かった。

全体企業の 8.2% (9.3%) は今後知的財産担当人材を採用する計画があると回答している([図 2.5])。特に、現在知的財産担当人材を保有している企業の 14.2% (15.9%)が追加採用計画があると答え、現在保有していない企業の 6.5% (7.3%)が採用計画があると回答した。既に知的財産担当人材を保有している企業の採用計画比率は全体企業及び担当人材未保有企業の比べて高く、これは知的財産の重要性に対する認識が高い企業であるほど追加的な人材採用を通じて専門的な知的財産の管理強化るを図っていると見られる。



[図 2.5]知的財産専門担当人材の採用予定比率

企業類型別で見ると、中堅企業の 11.4% (15.8%)が追加採用計画があると答え、全体に比べて高い数値を示している。特に、担当人材を保有していない企業を対象にした結果も同様に中堅企業が 11.2% (15.2%)で他の企業類型に比べて高いことが分かっ

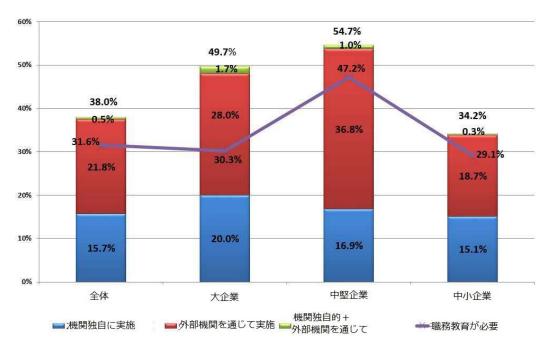
た。これは中堅企業の場合最近知的財産の管理に対する認識が高くなり、そのような認識を基に担当人材を保有しようしていることが分かる。出願件数別で見ると、採用予定の比率は出願件数が 61 件以上の多出願企業が 27.6%(29.1%)で最も高いことが分かった。¹⁸

2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費

全体の 38.0% (44.2%)に該当する企業は知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが分かった([図 2.6])。これは言い換えると全体の 62.0% (55.8%)に該当する企業が知的財産担当人材向けの職務教育を如何なる形でも全く実施していないことを意味する。職務教育の形態別で見ると、独自に実施している場合が 15.7% (16.8%)、外部機関を通じて実施する場合が 21.8% (26.8%)となっている。

知的財産担当人材に対する職務教育の必要性は全体の 31.6% (36.9%)が必要またはとても必要であると認識していることがわかった。この比率は中堅企業が最も高い 47.2% (50.9%)で、中小企業は最も低い 29.1% (33.9%)となっている。全ての企業類型において現在職務教育を実施している企業の比率に比べて職務教育の必要性を感じている企業の比率が低いが、これは比較的に全ての企業が職務教育を一定水準以上実施しているためであると判断される。

¹⁸ 年平均10件未満出願企業7.9%(8.8%)



[図 2.6]知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性

職務教育の内容に関しては全体の其々46.4%(45.1%)、43.0%(44.5%)が特許制度と特許情報検索に関する職務教育が必要であると回答している([表 2.1])。その他に特許紛争(訴訟)と特許ライセンシング(技術事業化)が必要であると回答した企業は其々34.3%(31.1%)と33.7%(37.0%)となっている。特に、特許紛争及び訴訟関連の職務教育が必要であると答えた比率は中堅企業が45.9%(46.7%)で中小企業の31.8%(27.9%)より相対的に高いことが分かる。中堅企業の成長とともに中堅企業が保有している知的財産に対する管理という職務教育が求められていると判断できる。

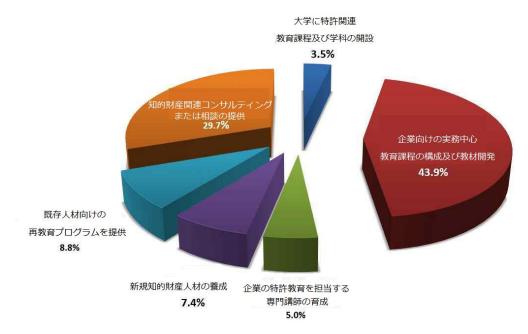
[表 2.1]職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許制度	46.4%	49.1%	43.2%	46.8%
特許明細書の作成法	19.9%	25.3%	15.5%	20.2%
特許情報の検索	43.0%	43.3%	41.6%	43.2%
特許紛争(訴訟)	34.3%	39.8%	45.9%	31.8%
特許情報の分析方法(特許マップ)	32.4%	32.0%	46.9%	30.0%

特許ライセンシング(技術事業化)	33.7%	31.0%	34.4%	33.8%
海外特許出願及び訴訟	20.9%	26.0%	19.8%	20.7%
営業秘密の保護	21.1%	22.3%	19.8%	21.2%
知的財産権の管理	0.6%	0.0%	2.0%	0.4%
価値評価	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%

注. 複数回答

最後に、知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策として、全体の 43.9% (44.7%)が実務中心の教育課程の構成及び教材の開発を挙げている([図 2.7])。また、知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供と既存人材向けの再教育プログラムの提供が最も必要であると回答した比率も其々29.7%(27.2%)と 8.8%(9.3%)となっている。知的財産能力を高めるために必要な政府政策に対する選好度は企業類型別に大きな差は見られない。但し、大企業の場合企業の特許教育を担当する専門講師の育成、新規知的財産人材の養成を挙げた比率が全体の 10.2%(5.9%)、10.0%(8.8%)で、中堅企業 5.5%(5.9%)、5.9%(4.7%)、中小企業 4.5%(4.4%)、7.4%(8.8%)より高いことが分かった。



[図 2.7]知的財産人材の能力を高めるために必要な政府政策

知的財産担当者の人件費及び教育費は[表 2.2]のとおりである。2015 年の 1 年間企業が支出した知的財産担当者の人件費と教育費は其々2,999 万ウォン(3,550 万ウォン)と 124 万ウォン(165 万ウォン)、合計¹⁹は 3,122 万ウォン(3,715 万ウォン)となっている。企業類型別では大企業、中堅企業、中小企業が支出した平均人件費及び教育費の合計は其々4,645 万ウォン(5,718 万ウォン)、7,891 万ウォン(8,551 万ウォン)、2,242 万ウォン(2,656 万ウォン)となっている。

人件費 教育費 合計 全体 2,999 万ウォン 124 万ウォン 3,122 万ウォン 大企業 4,292 万ウォン 352 万ウォン 4,645 万ウォン 中堅企業 7,561 万ウォン 330 万ウォン 7,891 万ウォン 2,172 万ウォン 70 万ウォン 2,242 万ウォン 中小企業

[表 2.2]知的財産担当者の人件費及び教育費の状況

3. 知的財産サービスの活用状況

2015 年の1年間外部の知的財産サービス²⁰を利用した企業は全体の51.8%(58.9%) となっている([表 2.3])。企業類型別では中堅企業56.5%(68.3%)、大企業の53.2% (51.6%)が知的財産サービスを利用したと回答し、中小企業は50.8%(57.8%)となっており、中堅企業、大企業より多少低い比率であることが分かった。

[表 2.3]知的財産サービスの利用状況

(単位:万ウォン)

区分	利用している	去律代理	評価、 賃貸及 び仲介	流通	情報サービス	コンサルテ イング、教 育及び広報	金融、保険	創出支援及 び出版、施 設運営	合計
全体	51.8%	1,754	97	1	88	43	0	9	1,992

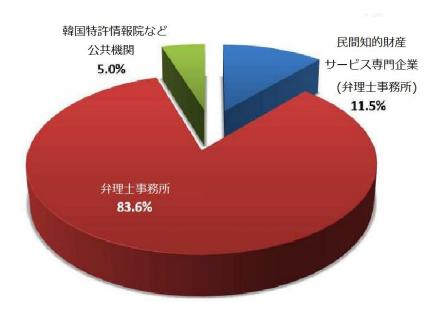
¹⁹ 企業が保有している知的財産担当者全員に対する総人件費及び教育費を意味する。

²⁰ 知的財産サービスとは知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味する。

企業	大企業	53.2%	5, 469	1	0	236	74	0	0	5, 780
類型	中堅企業	56.5%	4, 319	44	6	191	57	1	19	4,637
別	中小企業	50.8%	968	115	1	57	37	0	8	1, 186
出願件数別	年平均 10 件未満	49.7%	996	97	1	60	34	0	6	1, 194
	年平均 10~20 件	72.5%	3, 520	56	3	162	83	0	7	3,831
	年平均 21~60 件	82.3%	6,730	188	0	194	76	0	6	7, 194
	年平均 61件以上	87.1%	32, 130	20	0	1,325	335	5	200	34, 015

知的財産サービスを利用した企業の 2015 年平均支出額は IP 法律代理が 1,754 万ウォン(2,128 万ウォン)で最も高く、IP 評価・賃貸及び仲介が 97 万ウォン(124 万ウォン)、情報サービスが 88 万ウォン(112 万ウォン)であった。企業類型別で見ると、大企業と中堅企業の場合 IP 法律代理が其々5,469 万ウォン(8,081 万ウォン)、4,319 万ウォン(4,672 万ウォン)と比較的に高く、中小企業の場合は相対的に 968 万ウォン(1,112 万ウォン)で低いことが分かった。

知的財産サービスを提供する機関類型別利用比重は弁理士事務所が83.6%(84.1%)で最も大きな比重を占めている([図 2.8])。企業類型別では大企業82.3%(87.4%)、中小企業84.8%(85.4%)、中堅企業77.5%(77.2%)が弁理士事務所を利用していると回答した。特許情報院など公共機関は5.0%(4.5%)、民間知的財産サービス専門企業は11.5%(11.3%)となっている。特許情報院など公共機関の利用比重は中小企業の場合5.4%(4.6%)で他企業類型より相対的に高いことがわかった。

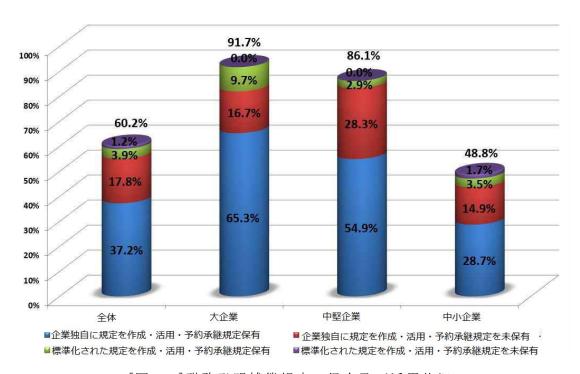


[図 2.8]知的財産サービス提供機関別の利用比重

第2節 特許基盤の知的財産活動

1. 職務発明補償21

職務発明補償規定を保有・活用している企業の比率は全体の 60.2%となっている ([図 2.9])。これを細分化すると、企業が独自に職務発明補償規定を作成して活用している比率²²は 55.1%、特許庁など関連機関が作成・普及・標準化した職務発明補償規定を作成・活用している比率²³は 5.1%であることが分かった。



[図 2.9]職務発明補償規定の保有及び活用状況

注. 2010年度既存母集団基準の標本調査結果である。

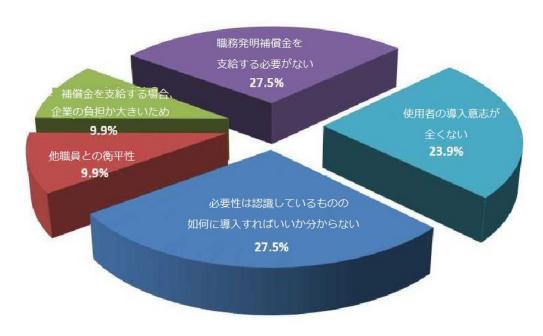
²¹ 研究者が職務上行った発明に対して会社がその発明に対する特許権を承継し、特許取得と事業化を通じて発生した利益を研究者に補償することを指す。したがって、職務発明補償規定の保有状況は特許中心の知的財産活動として2010年既存母集団基準による標本調査結果を提示する。

²² 予約承継規定を保有する場合37.2%、予約承継規定未保有の場合17.8%

²³ 予約承継規定を保有する場合3.9%、予約承継規定未保有の場合1.2%

企業類型別では大企業の 91.7%が職務発明補償規定を保有及び活用して最も高く、中堅企業の 86.1%、中小企業の 48.8%が職務発明補償規定を保有及び活用していることがわかった。中小企業の職務発明補償規定の保有及び活用比率は相対的に他の企業類型に比べて低いことが分かった。中小企業の場合補償金の算定、導入手続きなど制度導入による問題が多いと判断され、このような部分を支援する方法が求められている。

補償規定を保有していない理由は、必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からないと回答した比率が 27.5%で最も高い([図 2.10])。職務発明補償規定の導入比率が最も低い中小企業の場合もまた必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からないと答えた比率が 27.9%であった。また、補償金を支給する場合企業の負担が大きいためと答えた比率も 10.5%であったが、これは中堅企業 4.2%、大企業 0.0%と比較できる結果である。中小企業を対象に職務発明補償規定に対して広報活動を展開し、制度導入に向けた手続きを案内するなど政策広報に向けた方法を設ける必要があると思われる。



[図 2.10]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由 注.2010年度既存母集団の推定値である。

職務発明補償の類型別実施状況を見ると以下の[表 2.4]のとおりである。国内特許登録補償、国内特許出願補償、海外特許登録補償を実施している比率が其々91.7%、84.7%、64.2%と高いことが分かった。企業類型別では、大企業の場合は国内特許登録及び国内特許出願補償の場合が其々96.0%、96.0%で最も高く、中堅企業、中小企業の場合も国内特許登録補償の場合が最も高い比率であった。職務発明に対して金銭的な補償を実施する場合の補償金水準は、国内特許登録補償平均 92.7 万ウォン、国内特許出願補償平均 82.5 万ウォン、海外特許登録補償平均 58.4 万ウォン、海外特許出願補償平均 29.9 万ウォンとなっている。

[表 2.4]職務発明補償類型別の実施比率

	全体	大企業	中堅企業	中小企業(ベンチャー企業を含む)
発明提案(発明届出)補償	43.4%	26.0%	35.1%	54.2%
出願留保	34.6%	34.0%	36.0%	33.7%
国内特許出願	84.7%	96.0%	90.1%	77.7%
国内特許登録	91.7%	96.0%	94.6%	88.6%
海外特許出願	60.2%	62.0%	63.1%	57.8%
海外特許登録	64.2%	64.0%	64.9%	63.9%
その他産業財産権の国内登録	55.4%	58.0%	57.7%	53.0%
その他産業財産権の海外登録	42.8%	38.0%	42.3%	44.6%
自社実施	43.1%	46.0%	51.4%	36.7%
他社実施	24.8%	32.0%	28.8%	19.9%
処分	31.2%	42.0%	38.7%	22.9%

注. 2010 年度既存母集団基準の標本調査値である。

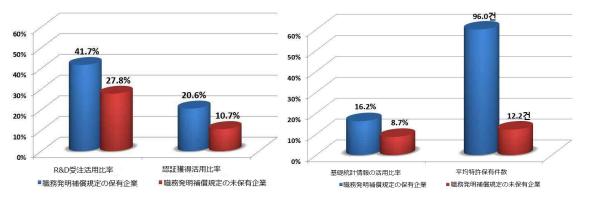
職務発明補償と関連する制度の効果と関連し、職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大が機関内発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた 比率が其々49.5%と38.4%を占めている。

<職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業における知的財産活動の比較>

職務発明補償規定を保有している企業が産業財産権を R&D の遂行または各種認証の 獲得に活用した比率を分析した結果、未保有企業に比べて極めて高いことが分かっ た。

職務発明補償規定を保有している企業が産業財産権を R&D の遂行及び認証獲得に活用した比率は其々41.7%、20.6%であり、未保有企業の場合は其々27.8%、10.7%であることが分かった。

また、職務発明保有企業の基礎統計情報を活用する比率と平均特許保有件数を調査 した結果、未保有企業に比べて高いことが分かった。職務発明補償規定保有企業の場合、基礎統計情報の活用比率と平均特許保有件数は其々16.2%、96.0 件であり、未保有企業の8.7%、12.2 件に比べて比較的に高いことが分かった([図 2.11])。



[図 2.11]職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業の知的財産活動状況注. 2010年度既存母集団基準の標本調査値である。

<企業の全体出願件数による職務発明補償規定の保有比率>

職務発明補償規定を保有している企業の比率を企業の全体特許出願件数別に見ると、特許出願が多い企業の保有比率が高いことが分かった。5 件以上出願企業の保有比率は 61.0%で、10 件以上出願した企業の保有比率は 63.8%、20 件以上出願した多出願企業の場合は職務発明補償規定を保有している企業の比率は 69.0%であることが分かった([表 2.5])。

[表 2.5]全体特許出願件数による職務発明補償規定の保有比率

企業規模	5件以上	10 件以上	20 件以上	全体出願
大企業	91.7%	91.5%	93.8%	91.7%

中堅企業	86.1%	88.7%	89.0%	86.1%
中小企業	49.5%	51.6%	56.6%	48.8%
全体	61.0%	63.8%	69.0%	60.2%

注. 2010 年既存母集団基準標本調査の結果。但し、基準年度に特許出願がない企業 は除外。

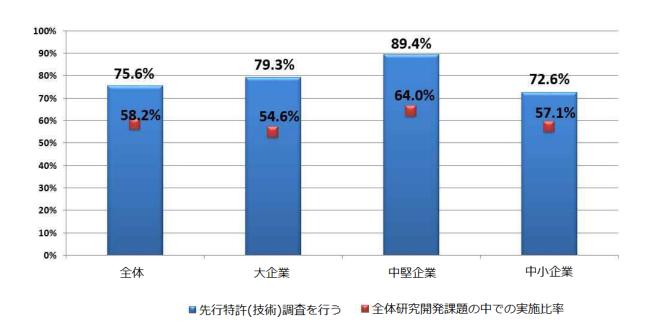
2. 先行特許(技術)調査24など特許情報の活用25

研究開発の企画段階で先行特許(技術)調査など特許情報を調査する企業の比率は75.6%となっている([図 2.12])。この企業は全体研究開発課題の 58.2%に対して先行特許(技術)調査を行っていることが分かった。

企業類型別では大企業 79.3%、中堅企業 89.4%、中小企業 72.6%が先行特許(技術)調査を行っていると答えた。中堅企業が先行特許(技術)調査活動を最も活発に展開しており、全体研究開発課題のうち先行特許(技術)調査を行っている比率もまた中堅企業が 64.0%で最も高く、大企業が 54.6%で多少低い結果となっている。

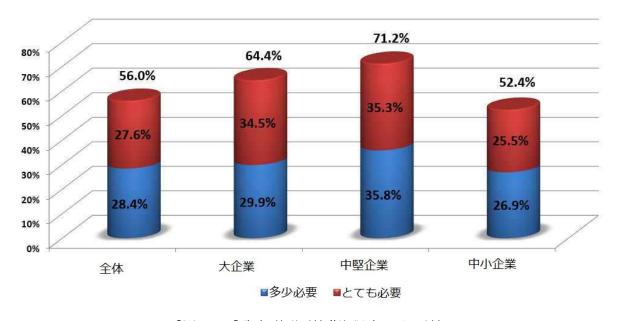
²⁴ 先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などのための研究開発(R&D)活動に先立って開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似した特許が存在しているかどうかなどを調査するものである。

²⁵ 先行特許(技術)調査活動の場合、特許集中的な特許基盤の知的財産活動であり、特許、 実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。



[図 2.12] 先行特許(技術)調査の実施状況

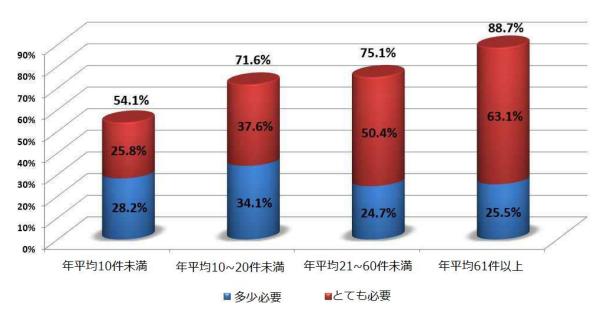
知的財産担当者が認識している先行特許(技術)調査の必要性に対しては全体の56.0%が必要またはとても必要であると回答している([図 2.13])。企業類型別では中堅企業が先行特許(技術)調査の必要性を最も強く感じ、中小企業の認識が最も低いことが分かった。出願件数別に見ると([図 2.13])、多出願企業であるほど²⁶先行特許(技術)調査が必要またはとても必要であると回答した比率が増加した。



[図 2.13] 先行特許(技術)調査の必要性

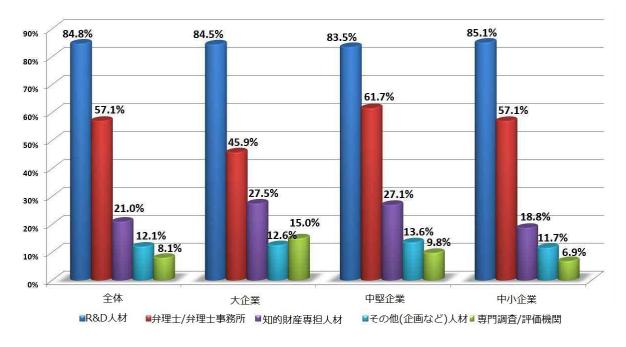
60

²⁶ 10件未満出願企業の場合54.1%、10-20件の場合71.6%、21-60件の場合75.1%、61件以上多出願企業の場合88.7%



[図 2.14]出願件数別の先行特許(技術)調査の必要性

先行特許(技術)調査を行っている場合の84.8%が該当業務をR&D人材を通じて行っていると回答し、最も高いことが分かった([図2.15])。また、弁理士または弁理事務所を通じて行っている場合は57.1%で二番目に高かった。知的財産専担人材を活用する場合は21.0%であった。



[図 2.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実施人材

注. 複数回答

企業類型別に見ると、大企業と中堅企業、中小企業の場合全て先行特許(技術)調査の際に R&D 人材を通じて行う比率が其々84.5%、83.5%、85.1%で最も高い比率を記録した。知的財産専担人材が該当業務を行う比率は大企業と中堅企業の場合其々27.5%、27.1%で全体に比べて高く、中小企業の場合は 18.8%で相対的に低いことが分かった。一方、年平均 61 件以上の多出願企業の場合は知的財産専担人材が業務を行う比率が 75.2%で相対的に極めて高いことが分かった。²⁷

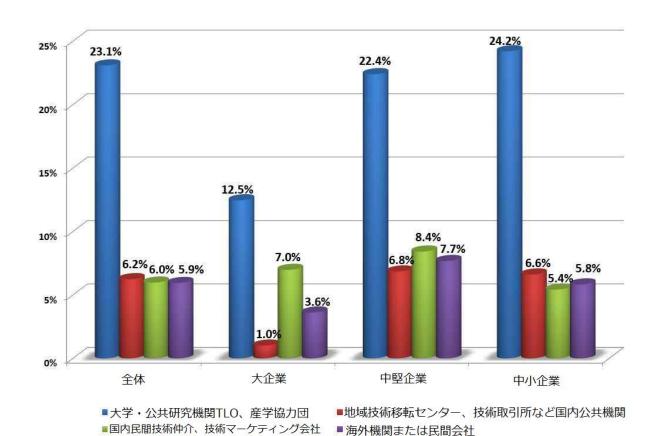
3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力28

最近3年間技術取引及び技術マーケティングのために技術取引機関に業務を依頼、 もしくは協約を締結した企業の比率は[図 2.16]のとおりである。全体企業の 23.1% が大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織(TL0)及び産学協力団に業務を依頼も しくは締結したことがあると答えた。また、地域技術移転センターなど国内公共機関、 国内民間技術仲介会社、海外機関に業務を依頼または締結した企業の比重は其々 6.2%、6.0%、5.9%となっている。

企業類型別では大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織 (TLO)及び産学協力団に依頼した比率は全ての企業類型において高いことが分かった。海外機関または国内民間技術会社に依頼した比率は他企業類型に比べて中堅企業において比較的に高く、国内民間技術会社に依頼した比率は其々大企業が 3.6%、中堅企業が 7.7%、中小企業が 5.8%となっている。地域技術移転センターなど国内公共機関に依頼した比率も中堅企業が 6.8%で最も高い。

²⁷ 年平均10件未満企業で知的財産専担人材が業務を行っている比率は19.0%。

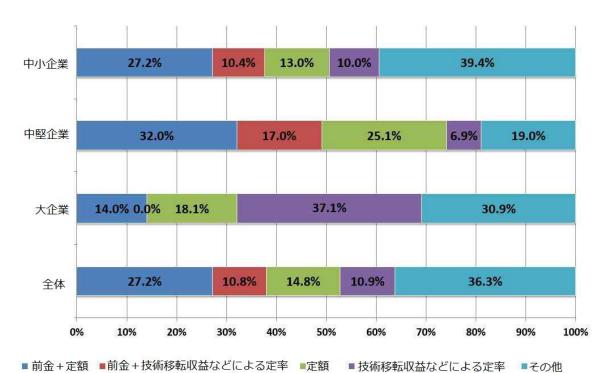
²⁸ 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力と関連する活動は先行特許(技術)調査と同様に特許集中的な特許基盤の知的財産活動で、特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。



[図 2.16] 最近 3 年間技術取引機関に対する業務依頼及び締結状況

技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支払い方法は調査/マーケティング費用など活動費(前金)と成功報酬(定額)が混ざった形態が全体の 27.2%で最も高い比重を占めた([図 2.17])。また、成功報酬として定額を支給する場合は 14.8%、技術移転収益などによる定率の成功報酬のみ費用を支給する場合は 10.9%であった。一方、活動費(前金)と技術移転収益などによる定率の成功報酬が混ざった形態で支給する場合は 10.8%であった。

企業類型別では、大企業の場合技術移転収益などによる定率の成功報酬のみ費用を 支払う比率が最も高いことが分かった。中堅企業と中小企業の場合は活動費(前金)と 成功報酬(定額)が混ざった形態が最も高く、中堅企業の場合成功報酬(定額)形態の費 用支払い方法も非常に高いことが分かった。



[図 2.17]技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法

企業が保有している知的財産取引のために IP-mart²⁹など国内オンライン技術取引システムを活用している企業の比率は全体の 20.8%となっている([表 2.6])。国内オンライン取引システムを活用している企業のうち活用度が比較的に高いと肯定的に答えた比率は 10.8%となっている。企業類型別に見ると、中堅企業の場合国内オンライン取引システムを活用している比率が他企業類型に比べて高いが、活用度の側面では相対的に低いことが分かった。

「表 2.6]国内技術取引システムの活用度

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内オンライン	活用企業	20.8%	20.6%	25.3%	20.0%
取引システム	活用度が比較的に高い	10.8%	13.6%	8.7%	11.1%

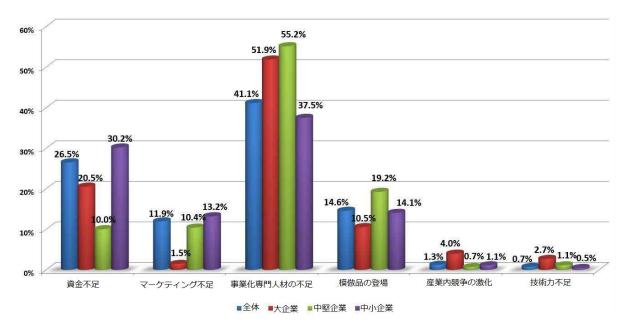
²⁹ IP-martは特許庁が運営しているインターネット特許技術市場であり、特許技術の技術移転・取引及び事業化など関連情報を提供し、利用者が自律的に技術取引に参加できるよう、オンライン上で特許技術取引を仲介する専門ポータルサイト(http://www.patentmart.or.kr/)である。

国内オフライン	活用企業	20.4%	16.6%	22.3%	20.5%
取引システム	活用度が比較的に高い	9.2%	0.0%	12.8%	9.2%
海外オンライン	活用企業	17.0%	13.7%	20.6%	16.6%
取引システム	活用度が比較的に高い	2.2%	0.0%	1.7%	2.5%
海外オフライン	活用企業	16.4%	11.2%	20.1%	16.2%
取引システム	活用度が比較的に高い	0.6%	0.0%	1.7%	0.3%

注. 「活用度が比較的に高い」は 5 点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で [(4 と 5 で回答した企業数)/(活用した経験のある企業数)]×100(%)

特許技術移転博覧会など国内オフライン取引システムを活用している企業の比率は20.4%でオンライン取引システムを活用する比率と同水準であることが分かった。また、実際オフラインシステムを活用している企業のうち活用度が高いと答えた比率は9.2%である。中堅企業の国内オフライン取引システムの活用状況の場合、活用率が最も高く、活用度も同様に高いことが分かった。海外オンライン及びオフライン取引システム活用率の場合もまた中堅企業の活用比率が高いほうであるが、全般的に活用度の調査結果は低いことが分かった。

企業にとって特許技術の事業化における最も大きな問題として、全体の 41.1%が事業化専門人材の不足を挙げている([図 2.18])。また、資金不足によって事業化が難しいと答えた企業も 26.5%を占めている。



[図 2.18]特許技術の事業化における最大の問題点

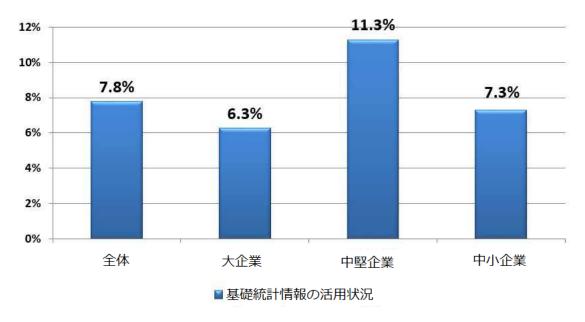
事業化における問題点として事業化専門人材の不足を指摘した比率は大企業 51.9%、中堅企業 55.2%、中小企業 37.5%であり、資金不足を挙げた企業の比率は大企業 20.5%、中堅企業 10.0%、中小企業 30.2%であることが分かった。技術の事業化を専門的に行える人材の養成及び教育と関連してより拡大された政策を講じる必要があると見られる。

第3節 知的財産の創出及び活用

1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム

知的財産統計など基礎統計情報を活用している比率は全体の 7.8% (9.4%)となっている([図 2.19])。機関類型別では中堅企業の活用比率が 11.3% (12.5%)で最も高く、中小企業 7.3% (8.9%)、大企業 6.3% (9.1%)と続いている。

主に活用している統計指標に関する調査項目では「特許登録内容など検索」を利用する場合が回答者の42.2%(44.3%)であり、「年度別出願件数」を主に活用する比率が30.3%(28.2%)となっている。



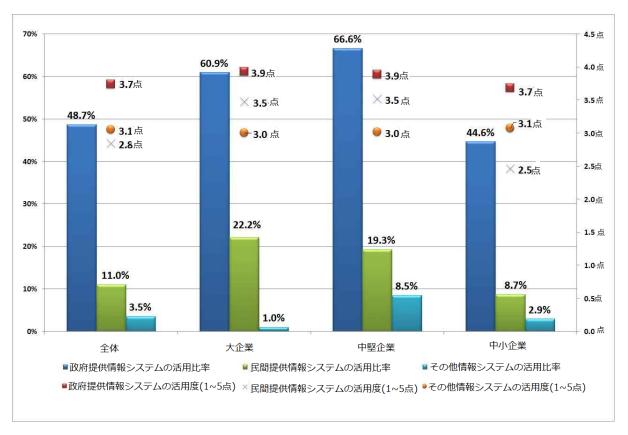
「図 2.19]知的財産基礎統計情報の活用状況

政府または民間が提供する知的財産情報システムに対する活用度を見ると、まず政府が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率が 48.7% (54.4%)となっている([図 2.20])。活用している企業の平均活用度(5 点尺度)は 3.7 点(3.8 点)となっている。企業類型別に見ると、中堅企業の 66.6% (74.4%)が情報システムを活

用していると答えて最も高く、中小企業が 44.6% (49.1%) で最も低い。主に活用する情報提供システムの場合「KIPRIS」が 99.1% (98.7%) で最も高いことが分かった。

民間が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は 11.0% (14.5%)となっている([図 2.20])。活用している企業の平均活用度は 2.8 点(2.8 点)となっている。企業類型別に見ると、大企業 22.2%(26.2%)、中堅企業 19.3% (24.9%)、中小企業 8.7%(11.5%)と続いている。主に活用する民間提供情報システムの場合「WIPS」が 92.7%(91.7%)で最も高いことが分かった。

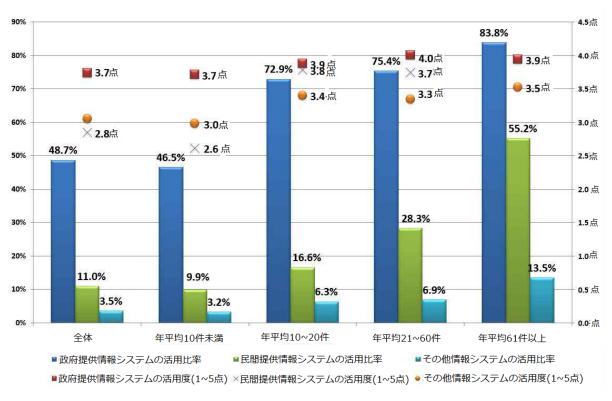
その他情報システムの場合 3.5% (4.6%)が活用していると答え、大企業 1.0% (1.5%)、中堅企業 8.5% (11.1%)、中小企業 2.9% (3.7%)となっている。その他情報システムとしては「インターネット情報」が 29.0% (24.9%)で最も高く、「KIPO(特許庁)」を活用する場合が 19.3% (22.0%)となっている。



[図 2.20]企業類型別の知的財産情報システムの活用

出願規模別に政府が提供する知的財産情報システムの活用比率を見ると、年平均 10 件未満企業の場合 46.5%(51.9%)が活用していると答え、10~20 件出願企業が 72.9%(77.6%)、21~60 件出願企業が 75.4%(79.7%)、61 件以上多出願企業の場合 83.8%(80.2%)となっている([図 2.21])。多出願企業の活用比率が最も高く、知的財産が多いほど情報システムの活用比率が高いことがわかる。

民間が提供する知的財産情報システムの活用比率もまた出願規模が大きくなるにつれ、其々活用比率が 9.9%(12.8%)、16.6%(21.2%)、28.3%(34.6%)、55.2%(66.2%)と増加している。

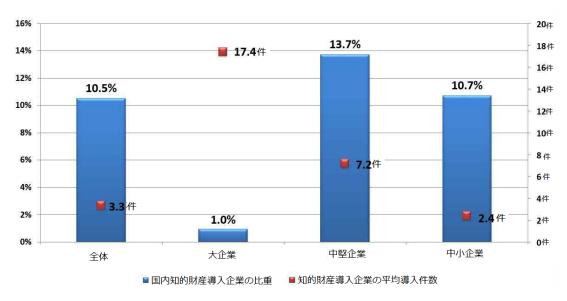


「図 2.21]出願規模別の知的財産情報システムの活用

2. 外部からの知的財産導入実績及び今後の計画

2015 年の 1 年間国内から知的財産を導入した企業は全体の 10.5% (13.0%)となっている([図 2.22])。企業類型では大企業の 1.0% (1.3%)、中堅企業の 13.7% (19.3%)、中小企業の 10.7% (12.9%)が国内から知的財産を導入したことが分かった。

また、国内から知的財産を導入した企業の平均導入件数は 3.3 件(3.8 件)、全体企業の平均は 0.4 件(0.5 件)となっている。企業類型別では大企業、中堅企業、中小企業の場合、知的財産を導入した企業のうち平均知的財産導入件数は其々17.4 件(15.0 件)、7.2 件(7.4 件)、2.4 件(2.6 件)となっている。



[図 2.22]国内知的財産導入企業の比率及び平均導入件数

注. 件数は知的財産を導入した企業の平均である。

導入した知的財産を類型別に見ると、平均的に 4.5 件(4.7 件)の知的財産を実施許諾の形態で導入しており、また購買/譲受、相互実施/共有の形で導入した件数も平均其々2.8件(2.8件)、3.1件(3.4件)となっている([図 2.23])。



[図 2.23]知的財産を導入した企業の類型別導入件数

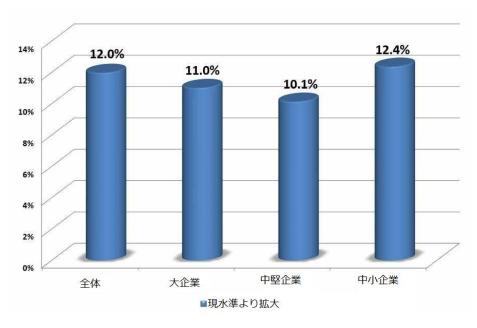
注.総件数は個別類型の数値を全て合計した後、最終的に四捨五入した値である。

最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率は[表 2.7]のとおりである。国内その他企業から知的財産を導入した企業の比率は 5.0%(6.1%)で最も高い。その他に出捐(研)など公共研究機関 4.4%(5.8%)、国内大学が 3.9%(5.0%)と続いている。企業類型別では大企業の場合国内その他企業からの導入比率が 6.4%(3.7%)で高いが、一方中堅企業は国内需要(納品)/供給(下請)企業から知的財産を導入した比率が 8.2%(11.2%)で高いことが分かった。

[表 2.7] 最近 3年間外部から知的財産を導入した企業の比率

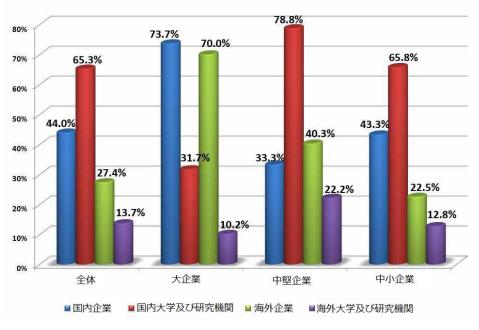
	全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内グループ系列会社	1.8%	4.5%	3.6%	1.3%
国内需要(納品)/供給(下請)企業	2.5%	2.1%	8.2%	1.5%
国内その他企業	5.0%	6.4%	5.4%	4.8%
国内大学	3.9%	0.8%	6.1%	3.8%
出捐(研)など公共研究機関	4.4%	0.4%	3.0%	4.9%
海外企業	1.6%	5.3%	6.2%	0.5%
海外大学・研究所	0.8%	0.2%	1.6%	0.6%

一方、今後外部からの知的財産導入を拡大すると答えた比率は全体の 12.0% (13.6%)となっている([図 2.24])。これは縮小すると答えた比重である 6.2% (6.7%)より高い数値である。企業類型別では中小企業の導入拡大予定比率が 12.4% (13.6%)で最も高いことが分かった。



[図 2.24]知的財産導入を拡大する予定の企業の比率

知的財産導入に向けた投資拡大を計画している場合、国内大学及び公共研究機関からの知的財産導入を拡大すると答えた企業が 65.3% (70.4%)で最も多く、国内企業からの知的財産導入を拡大すると答えた企業の比率は 44.0% (37.8%)と続いている([図2.25])。また、海外企業からの知的財産導入を拡大する計画を立てている企業の比率も 27.4% (26.9%)となっている。



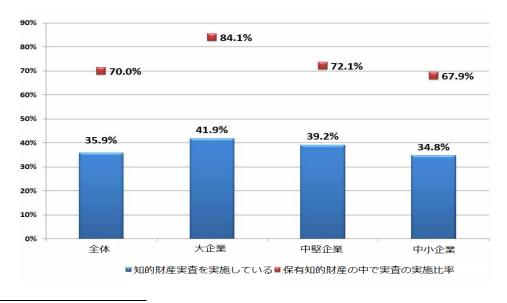
[図 2.25]知的財産導入に向けた投資拡大の方向

注. 複数回答

企業類型別に見ると、知的財産の導入拡大を計画している中堅企業の場合は国内大学及び研究機関から知的財産を導入すると回答した比率が 78.8% (76.8%)で相対的に高い。大企業の場合は国内及び海外企業から知的財産を導入すると答えた比率が其々 73.7% (69.2%)、70.0% (63.8%)で非常に高いことが分かった。中小企業の場合は国内大学及び研究機関から導入すると答えた比率が 65.8% (71.9%)で比較的に高い。海外大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率は中堅企業 22.2% (23.4%)、大企業と中小企業が其々10.2% (10.8%)、12.8% (15.6%)あり、知的財産導入に向けた投資拡大方向として最も低い比率となっている。大企業の場合は国内及び海外企業からの導入に向けた投資拡大を中心方向として計画しているが、一方中堅及び中小企業の場合は国内大学及び研究機関からの導入に向けた投資拡大の計画が多いことが分かる。

3. 保有知的財産の実査状況

保有している知的財産に対する実査及び評価 30 を行っている企業の比率は全体の $^{35.9}$ % ($^{39.3}$ %)となっている([図 $^{2.26}$])。知的財産実査を行っていると答えた企業は平均的に保有している知的財産のうち $^{70.0}$ % ($^{68.2}$ %)に対して実査を行っていることが分かった。

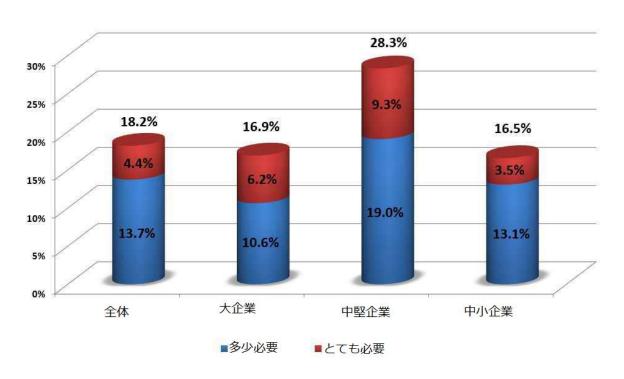


³⁰ 特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために 保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

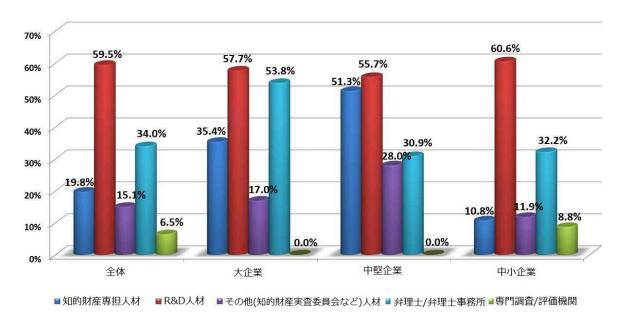
[図 2.26]知的財産実査の実施状況

企業類型別に見ると、大企業の場合は知的財産に対する実査を行っている比率が41.9%(47.4%)で他の企業類型に比べて高く、保有知的財産の中で実査を行っている比率も大企業が84.1%(83.4%)で最も高いことが分かった。

保有している知的財産に対する実査が必要またはとても必要であると回答した企業の比率は全体の 18.2%(20.8%)となっている([図 2.27])。大企業の場合 16.9%(22.2%)が知的財産実査が必要またはとても必要であると答え、中堅企業の場合 28.3%(36.1%)が知的財産実査が必要またはとても必要であると答えた。特にとても必要であると答えた企業の比率は中堅企業が 9.3%(12.8%)で最も高い。また、多出願企業であるほど該当業務が必要であると答えた企業の比率が高いことが分かった。



[図 2.27]知的財産実査の必要性



[図 2.28]知的財産実査を行っている場合の遂行人材

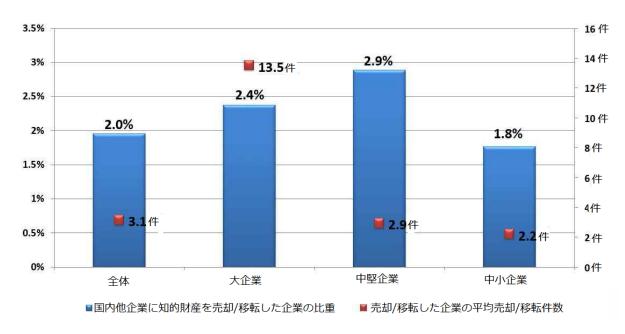
注. 複数回答

知的財産実査を行っている企業のうち 59.5% (60.2%)は R&D 人材が直接該当業務を担当していること答えている([図 2.28])。弁理士及び弁理士事務所に該当業務を依頼して遂行していると答えた企業は 34.0% (34.0%)で、知的財産専担人材が実査業務を行っている企業は 19.8% (20.4%)である。その他人材が実査業務を行っている企業は 15.1% (14.3%)となっている。

企業類型別に見ると、知的財産専担人材が関連業務を行っている比率は中堅企業が51.3%(43.6%)で相対的に高く、出願件数別に見てもまた年平均61件以上の多出願企業が80.4%(79.6%)で高いことが分かった。また、弁理士及び弁理士事務所を活用している比率は大企業が53.8%(44.6%)で他の企業類型に比べて高く、専門調査/評価機関などの外部人材を活用する比率は中小企業が8.8%(9.1%)で他の企業類型に比べて高いことが分かった。

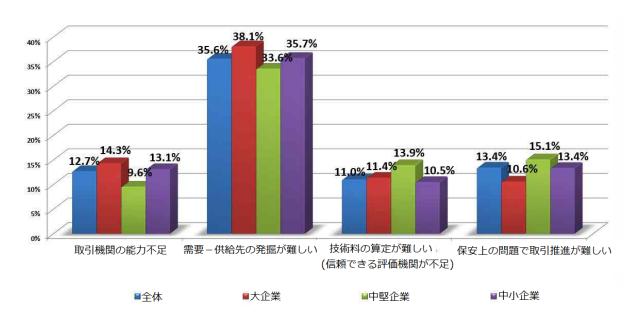
4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

2015年の1年間保有している知的財産を国内の他企業などに売却・移転した企業の 比率は2.0%(2.3%)で、知的財産を売却・移転した企業の平均売却・移転件数は3.1 件(3.7件)となっている([図 2.29])。知的財産を売却・移転した企業の比率は企業類型別に見ると、中堅企業が 2.9%(3.1%)で最も高く、大企業 2.4%(3.6%)、中小企業 1.8%(2.1%)である。

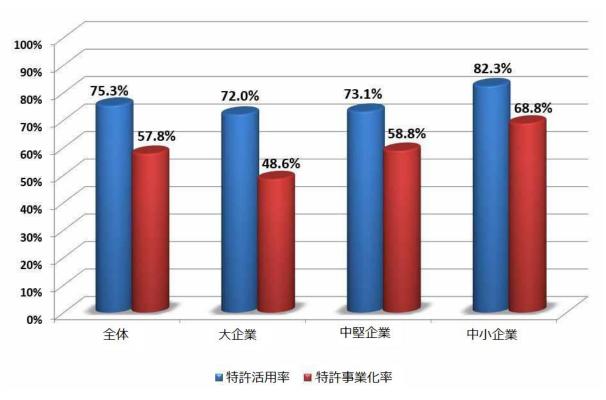


[図 2.29]知的財産の売却・移転状況

売却・移転した企業の平均売却・移転件数は 3.1 件(3.7 件)であり、このうち売却・譲渡を通じて移転された件数は 1.7 件(1.9 件)、実施許諾を通じた移転件数は 1.4 件(1.7 件)である。企業類型別に見ると、大企業と中堅企業、中小企業は全て売却・譲渡を通じた移転件数が其々6.6 件(6.6 件)、1.6 件(2.3 件)、1.2 件(1.2 件)で最も多い。知的財産の売却・移転の際に最も大きな問題点として、全体企業の 35.6% (35.1%)が需要・供給先発掘の難しさを挙げ、13.4% (14.8%)が保安上の問題で取引が難しいと答えた([図 2.30])。



[図 2.30]知的財産を売却・移転する際の最大の問題点



[図 2.31]特許権の活用率及び事業化率

注. 回答企業が保有している特許の総件数に比べた活用件数、事業化件数の比率である。

全体企業が保有している全特許権のうち現在活用³¹及び事業化³²の比率は其々75.3%(75.1%)、57.8%(57.3%)となっている³³。企業類型別に見ると、大企業72.0%(71.9%)、中堅企業73.1%(73.1%)、中小企業82.3%(82.1%)である([図2.31]、[表 2.8])。

[表 2.8]回答企業が保有している特許の活用件数及び事業化件数、比率

企業区分	保有件数	活用件数	事業化件数	活用率	事業化率
全体	53,544 件	40,302件	30,925 件	75.3%	57.8%
大企業	20,144 件	14,507 件	9,783件	72.0%	48.6%
中堅企業	18,422 件	13,463 件	10,841件	73.1%	58.8%
中小企業	14,978 件	12,332 件	10,301件	82.3%	68.8%

5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援

効果的に知的財産を創出するために中小企業特許コンサルティング事業の拡大など中小企業の知的財産権創出への支援が必要であると回答した企業は 52.5% (55.9%)で最も高く、職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリット付与、関連規定の整備支援が必要であると認識している企業の比重が 52.2% (58.0%)である。研究者などを対象にした知的財産権関連の教育支援が必要であると認識している企業は 50.2% (54.9%)となっている([表 2.9])。知的財産権関連教育、職務発明関連の税制メリットに関する政策需要及び必要性が高いことが分かった。

³¹ 保有している特許のうち①製品やサービスの生産、工程の改善に活用していたり、② 収益創出などを目的として他機関に移転した場合、または③生産活動や技術移転などには 直接活用していないものの戦略的な目的(核心技術の防御、特許訴訟の防止、国家レベルでの必要性など)で保有、活用している特許の比率

³² 保有している特許のうち防御的な目的で活用している場合を除いて製品やサービスの 生産、工程改善に活用していたり、収益創出などを目的として他機関に移転した特許の比率

³³ 回答した全ての企業が保有する特許を合算し、その中から活用されている比率と事業 化されている比率を算出したものである。したがって、多出願企業の活用率と事業化率が 加重反映されていると言える。

[表 2.9]効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業
職務発明補償制度の実施企業に対する 税制メリット付与及び関連規定の整備支援	52.2%	55.4%	48.9%	52.5%
特許情報活用拡散事業の拡大など 先行特許調査と特許情報活用支援	49.5%	51.1%	52.7%	48.8%
中小企業特許コンサルティング事業の拡大 など中小企業の知的財産権創出支援	52.5%	51.6%	47.5%	53.4%
多様な技術分野に対する特許マップ構築支 援	46.9%	50.7%	49.6%	46.1%
研究者向け知的財産権関連教育の支援	50.2%	58.1%	48.4%	49.8%

注:(%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

知的財産を効果的に活用するため「偽造品及び模倣品の取締強化」が必要であると答えた比率は全体の 56.3%(57.8%)で最も高い([表 2.10])。また、「新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援」が必要であると答えた比率は 56.0%(59.6%)、「新技術事業化に向けた中小・ベンチャーの創業支援」が必要であると答えた比率は 54.5%(57.5%)となっている。

企業類型別に見ると、大企業と中堅企業は「偽造品及び模倣品の取締強化」が必要であると答えた比率が最も高く、中小企業の場合は「新技術製品販路支援及びマーケティング活動支援」に対する政策ニーズが最も高いことが分かった。偽造品及び模倣品の場合は取締システム強化の必要性が持続的に提起されており、大企業の場合は技術価値評価、中小企業の場合は新技術の販路支援に対する必要性を提起していることが分かった。

[表 2.10]効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業
保有特許技術に対する価値評価の支援	51.5%	58.8%	47.8%	51.6%
新技術製品の販路支援及びマーケティング 活動支援	56.0%	55.5%	52.5%	56.6%
偽造及び模倣品の取締強化	56.3%	63.6%	55.8%	55.9%
新技術の事業化に向けた中小・ベンチャー 創業支援	54.5%	46.0%	48.7%	56.1%
特許技術の取引・流通システムの改善	45.8%	51.7%	41.7%	46.0%
優秀技術の輸出支援	52.6%	56.7%	44.6%	53.7%
地域知識財産センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング 支援	53.0%	48.8%	47.9%	54.2%

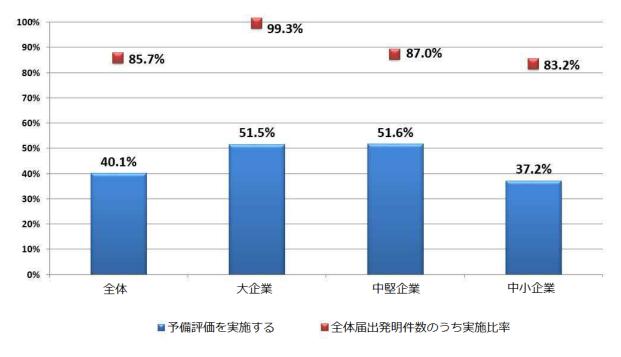
注:(%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第4節 知的財産の保護

1. 予備評価の実施状況

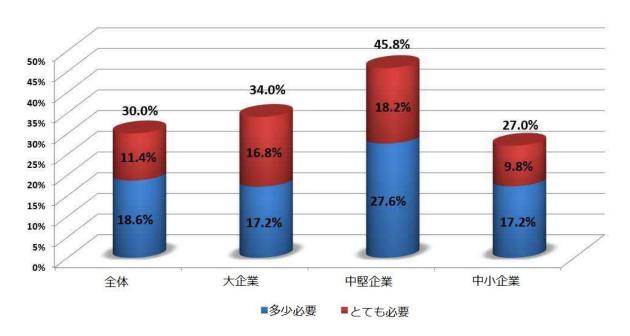
産業財産権の出願などに先立って予備評価³⁴を行っている企業の比率は 40.1% (43.0%)であり、平均的に全体発明件数の 85.7% (84.7%)に対して予備評価を行っていると回答した([図 2.32])。

企業類型別では大企業が予備評価を行っている比率が 51.5% (54.2%)、中堅企業が 51.6% (57.6%)で相対的に高い。また、予備評価を行う企業の比率を出願件数規模で 見ると、10 件未満企業が 38.1% (40.1%)であるが、一方 61 件以上多出願企業は 83.9% (90.0%)で相対的に高いことが分かった。発明届出件数のうち予備評価の実施 比率は 85.7% (84.7%)であり、特に大企業の場合は 99.3% (99.2%)で非常に高いことが分かった。



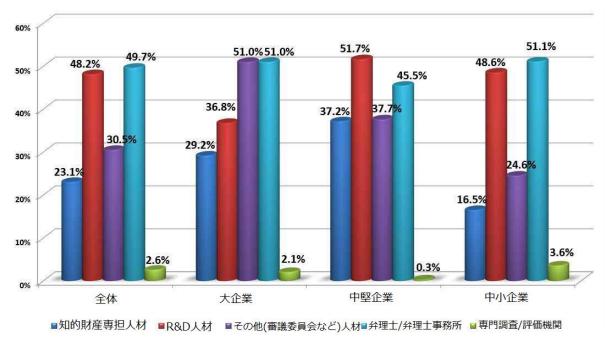
[図 2.32]産業財産権出願前の社内予備評価の実施状況

34 「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の 評価、承継状況、出願状況、審査請求状況などを決定することを意味する。 全体企業の 30.0% (34.2%) が出願前の予備評価が必要またはとても必要であると答えている([図 2.33])。企業類型別で見ると予備評価が必要またはとても必要であると答えた企業の比重は中堅企業が 45.8% (55.6%) で相対的に高いことが分かった。出願件数規模別に見ると、同様に 61 件以上の多出願企業が 61.9% (73.2%) で高いことが分かった。特に、出願する前に予備評価がとても必要であると答えた比率は年 61 件以上出願する企業の場合 42.4% (49.8%) である。



[図 2.33]予備評価実施の必要性

予備評価を担当している人材状況は[図 2.34]のとおりである。予備評価を実施している企業の 49.7% (50.9%)、48.2% (50.7%)は弁理士・弁理士事務所と R&D 人材が該当業務を担当していると答えた。また、その他人材が該当業務を行っている企業の比重は全体の 30.5% (30.1%)、知的財産専門担当人材が行っている場合は 23.1% (23.2%)となっている。



[図 2.34]予備評価を行っている場合の実施人材

注. 複数回答

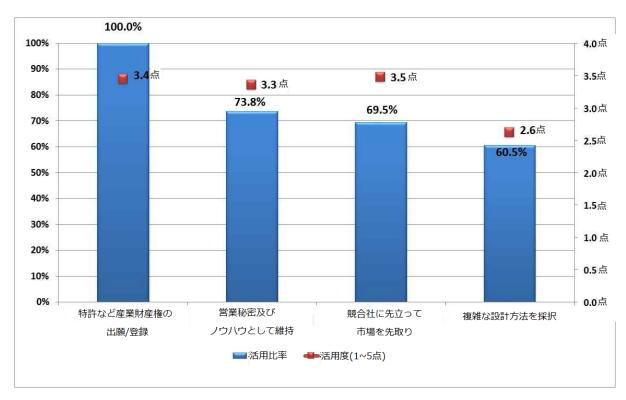
企業類型別に知的財産専担人材が業務を行っている比率を見ると、中堅企業が37.2%(30.0%)で最も高く、大企業が29.2%(32.1%)で、相対的に中小企業は低いことが分かる。中小企業の場合は弁理士・弁理士事務所を通じて業務を行っている比率が其々51.1%(52.7%)で相対的に高い。R&D 人材を通じて業務を行っている比率は中堅企業が51.7%(55.5%)で最も高く、大企業が36.8%(40.6%)で最も低いことが分かった。

一方、出願件数規模別に見ると、知的財産専担人材が業務を行っている場合は年平均 10 件未満の企業の場合は 19.5% (17.7%)に過ぎないが、出願件数の多い 61 件以上多出願企業の場合 77.0% (78.6%)で大きな差が見られる。

2. 研究開発成果の保護戦略

研究開発の成果に対する保護戦略として全体企業の 100% (100%)が特許など産業財産権の出願/登録を活用していることが分かった([図 2.35])。次に全体の 73.8% (81.8%)と 69.5% (77.6%)が其々研究開発の成果を社内営業機密またはノウハウとし

て維持したり、競合社に先立って市場を先取りする戦略として活用していることが分かった。また、複雑な設計方式を採択することで研究開発の成果を保護する戦略も全体企業の 60.5% (66.9%)が活用していることが分かった。



[図 2.35]研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度

注. 複数回答

また、各研究開発成果の保護戦略に対してこれを活用している企業が感じている活用度³⁵は競合社に先立って市場を先取りする戦略が 3.5 点(3.5 点)で最も高い。また、複雑な設計方法を採択する方法は 2.6 点(2.6 点)で、企業が認知している該当戦略に対する活用度が最も低い。他の保護戦略と異なって競合社に先立って市場を先取りする戦略は活用比率に比べて活用度が非常に高いことが分かる。

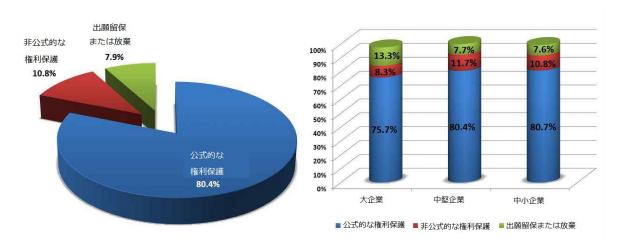
[表 2.11]研究開発成果保護戦略の活用度

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業
--	----	-----	------	--------

³⁵ 研究開発成果の保護戦略に対する活用度は5点リッカート尺度で測定されている。

特許など産業財産権の出願/登録	3.4点	3.6点	3.6点	3.4 点
営業秘密、ノウハウとして維持	3.3 点	3.6 点	3.2 点	3.4 点
競合社に先立って市場を先取り	3.5 点	3.2点	3.3 点	3.5 点
複雑な設計方法を採択	2.6 点	2.2 点	2.6 点	2.7 点

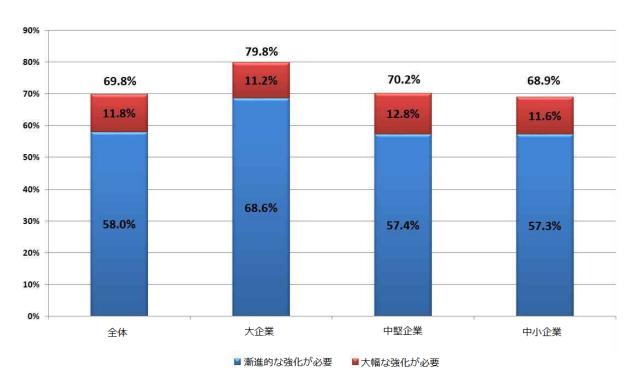
全体発明届出件数のうち予備評価などを経て産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏むようになる比率は80.4%(78.1%)となっている([図 2.36])。また、経済性や技術性の不足などで出願を留保したり放棄する比率は7.9%(9.1%)で、営業秘密の維持など非公式的な権利保護を進める比率は10.8%(12.3%)となっている。企業は公式的な権利保護手続きを踏むことによる技術の露出が懸念される場合、営業秘密またはノウハウなど非公式的な権利保護手続きを活用していると見られる。



「図 2.36]公式的/非公式的な権利保護の比率

このような比率において企業類型と出願件数による大きな差異は見当たらない。但し、営業秘密の維持など非公式的な権利保護を展開するようになる比率は大企業が8.3%(10.4%)で、中堅企業、中小企業に比べて相対的に低く、出願を留保したり放棄する比率は13.3%(17.9%)で比較的に高いことが分かった。これは大企業の場合より公式的に権利保護を進め、技術性、経済性などを考慮した戦略的な保護及び管理を行っていると見られる。

韓国企業の 69.8% (73.0%)は国内知的財産保護水準36をより強化する必要があると答えている([図 2.37])。これは全体の 30.2% (27.0%)が現在の知的財産保護水準が適切な水準より低いと認識していることを意味する。保護水準に対する必要性の比率は大企業、年平均出願件数が 61 件以上の多出願企業において相対的に高いことが分かった。



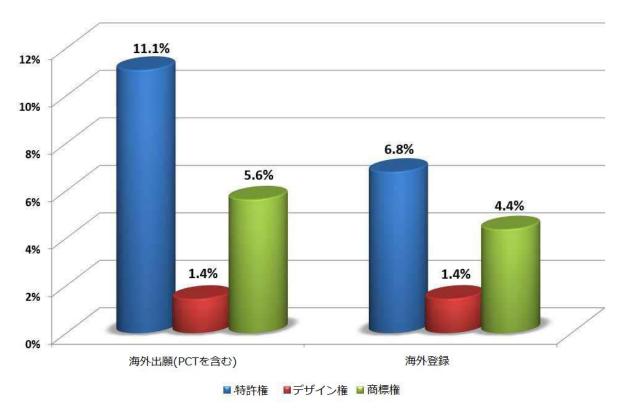
[図 2.37]国内知的財産保護水準に対する意見

3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

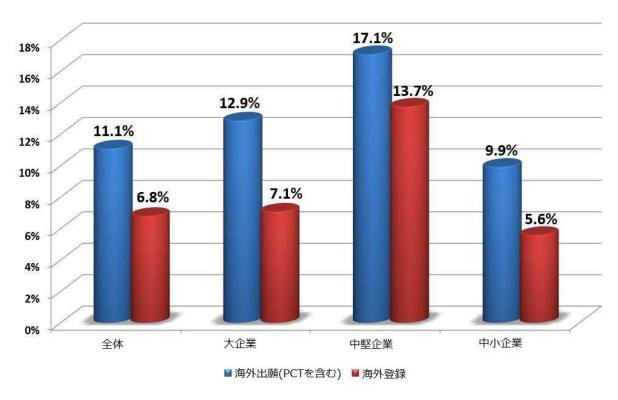
2015年に1件以上の特許権を海外に出願(PCTを含む)した企業は11.1%(15.6%)となっている([図 2.38])。また、特許権を海外に登録した企業の比重は 6.8%(9.6%)となっている。特許権の他にデザイン権を海外出願及び登録した企業は其々1.4%(1.7%)と 1.4%(1.6%)、商標権を海外出願及び登録した企業は其々5.6%(4.5%)と4.4%(3.1%)となっている。

36 特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているかどうか、そしてこれを通じて成立された知的財産権が他人によって侵害された時

に対抗できる効率的な行政的及び司法的措置が十分取られているかどうかを意味する。



[図 2.38]特許権の海外出願及び登録企業の比重



[図 2.39]企業類型別の特許権海外出願及び登録企業の比重

企業類型別に見ると、2015年に特許権を海外出願(PCTを含む)及び登録した中堅企業は17.1%(26.3%)、13.7%(18.0%)、大企業は其々12.9%(18.8%)、7.1%(10.0%)、中小企業は其々9.9%(13.3%)、5.6%(7.9%)となっている。

一方、2015年に比べて2016年に国内特許出願を拡大する予定であると答えた企業は全体の26.0%(32.4%)で縮小すると答えた比率の1.2%(1.7%)より高い水準であることが分かった([表2.12])。企業類型別に見ると、大企業が中堅企業及び中小企業に比べて産業財産権の出願を拡大すると答えた比率が低い。

[表 2.12]2015年比 2016年の知的財産権出願計画

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許	縮小	1.2%	5.4%	0.2%	1.1%
	拡大	26.0%	15.7%	28.8%	26.4%
実用新案	縮小	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
20/19/01/210	拡大	8.9%	4.3%	10.6%	9.0%
デザイン	縮小	0.4%	0.4%	0.1%	0.4%
	拡大	13.1%	5.4%	12.8%	13.8%
商標	縮小	0.5%	0.4%	0.1%	0.6%
1. 4. 1/41	拡大	12.9%	6.8%	12.9%	13.3%

[表 2.13]産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因

影響要因	全体	大企業	中堅企業	中小企業
研究開発投資の増減による研究成果の変化	10.0%	11.5%	10.1%	9.8%
企業の事業戦略の変化(事業分野の多角化または	10.0%	7.9%	8.2%	10.5%
事業構造調整など)	10.070		0.270	10.070
企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心				
の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性戦略	8.3%	12.5%	11.0%	7.5%
の変化など)				

市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または		22.5%	12.3%	12.8%
縮小、新技術または新市場の出現など)				
国内及びグローバル景気の変動(国内総生産の増	6.9%	7.2%	5.1%	7.1%
減、物価及び為替の変化、世界金融危など)	0.070	1.270	0.170	1.170
産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化				
(出願手数料の減免、手続きの簡素化、知財権創	9.1%	9.1%	7.0%	9.5%
出支援制度など)				

注. (%)は[(優先順位が最も高いと回答した機関数)/(総回答機関数)]×100(%)

一方、知的財産権出願の増減に最も大きな影響を及ぼす要因として全体企業の 13.4%(15.3%)、10.0%(11.4%)が企業外部の環境的要因である「市場及び技術競争 環境の変化」と内部的な要因である「企業の事業戦略の変化」を挙げた。

企業類型別では、大企業と中堅企業、中小企業の場合ともに「市場及び技術競争環境の変化」が知的財産権の出願に影響を及ぼすと答えた比率が最も高い。中小企業の場合「企業の事業戦略変化」に大きな影響を受けると答えた比率が相対的に高い([表2.13])。

4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定の状況

2015年の1年間知的財産権の国内及び海外出願・審査・維持のために企業が支出した平均金額は1億386万ウォン(1億1,087万ウォン)となっている([表 2.14])。企業類型別では、大企業、中堅企業、中小企業の平均支出額は其々2億8,844万ウォン(3億3,183万ウォン)、1億4,465万ウォン(1億2,204万ウォン)、8,150万ウォン(9,063万ウォン)となっている。国内出願・審査費用に比べた維持費用の比率は大企業が54.7%(50.4%)で最も高く、中小企業が36.0%(34.9%)で最も低いことが分かった。

[表 2.14]知的財産の出願・審査・維持費用

国内	海外	出願・審査・

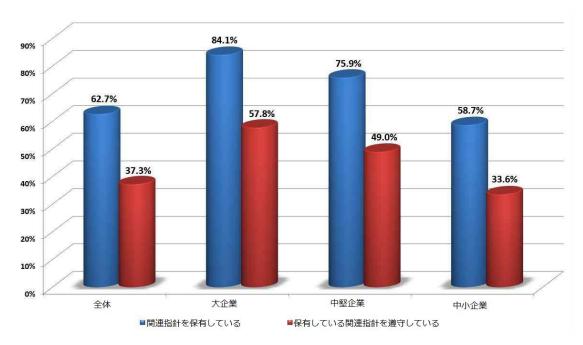
	出願・審査 ³⁷	維持 ³⁸	出願・審査	維持	維持費用の合
	山限・番鱼	水比 1寸	山原・番鱼	水田 1寸	計
全体	3,754 万ウォン	1,500 万ウォン	2,778 万ウォン	2,354 万ウォン	1 億
					386 万ウォン
大企業	5,072 万ウォン	2,773 万ウォン	1 億	1 億	2 億
			529 万ウォン	470 万ウォン	8,844 万ウォン
中堅企業	4,123 万ウォン	2,033 万ウォン	4,975 万ウォン	3,335 万ウォン	1 億
		•			4,465 万ウォン
中小企業	3572 万ウォン	1,287 万ウォン	1,751 万ウォン	1,540 万ウォン	8,150 万ウォン

全体企業の 62.7% (68.7%) に該当する企業は営業秘密の管理及び技術流出防止指針を保有し、37.3% (42.4%) の企業がこれを遵守していることが分かった([図 2.40])。より詳しく見ると、全体企業の 25.4% (26.3%) は関連指針は保有しているものの遵守しなければならないという認識が低く、37.3% (31.3%) は関連指針を保有していないことが分かった。

企業類型別では大企業の 84.1% (86.4%)が関連指針を保有していると答えて最も高く、中堅企業の場合 75.9% (82.5%)が関連指針を保有していると答えた。関連指針を遵守している比率の場合も大企業の 57.8% (67.1%)が遵守すると答えて最も高く、中堅企業の場合 49.0% (57.5%)と続いている。中小企業の場合関連指針を遵守する比率は 33.6% (37.2%)で相対的に低いことが分かった。

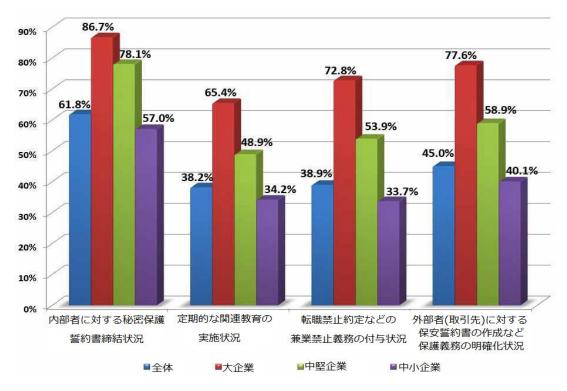
³⁷ 出願/審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許 出願に対する拒絶決定など審査官の処分に不服して請求する審判)にかかった費用

³⁸ 維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額(登録料と維持年金)

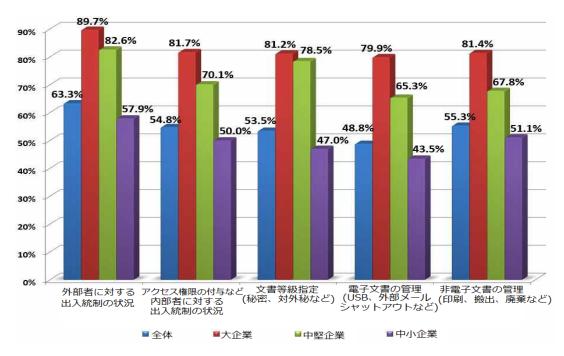


[図 2.40]営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況

営業秘密の管理及び技術流出防止のための人的、物的管理状況は以下の[図 2.41]、 [図 2.42]のとおりである。大企業の場合、全体に比べて保安誓約書の作成など保護義務を明確にし、内・外部者の出入統制など営業秘密管理及び技術流出防止のために人的・物的管理を最も高い比率で行っていることが分かった。

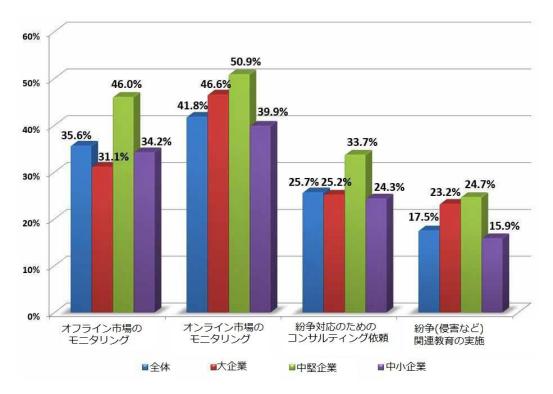


[図 2.41]営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況



[図 2.42]営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況

産業財産権紛争(侵害など)を事前に防ぐための活動状況は以下の [図 2.43] のとおりである。オンライン市場をモニタリングする比率は全体の 41.8%(44.1%)で最も高く、オフライン市場をモニタリングする比率もまた 35.6%(37.5%)であることが分かった。特に、このようにオン・オフライン市場モニタリングを行う比率は中堅企業が其々50.9%(56.9%)、46.0%(50.6%)で他企業類型に比べて高いことが分かった。



[図 2.43]産業財産権紛争(侵害など)を事前に予防するための活動状況

5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

知的財産を効果的に保護するため「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要であると答えた比率は 61.5% (67.6%)で最も高く、「知的財産侵害に対する強力な処罰基準の制定」、「知的財産侵害に対するコンサルティング支援と共同取締」、「海外出願関連情報の提供」が必要であると答えた比率は其々56.6% (58.9%)、56.3% (58.4%)、49.9% (52.3%)となっている([表 2.15])。

企業類型別で見ると「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要であると答えた比率は全ての企業類型において最も高く、特に大企業及び中小企業が其々63.9%(66.0%)、62.1%(68.6%)で高いことが分かった。

[表 2.15]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	61.5%	63.9%	56.6%	62.1%

海外出願関連情報の提供	49.9%	53.0%	53.1%	49.1%
知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定	56.6%	57.9%	51.9%	57.3%
知的財産権害に対するコンサルティング支援と 共同取締	56.3%	54.8%	50.8%	57.3%

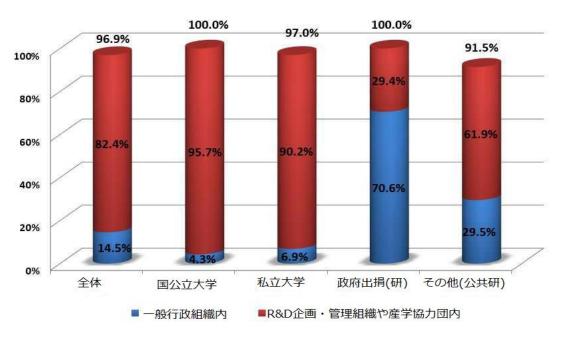
注. (%)は 5 点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4 点と 5 点と 答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第3章 大学及び公共研究機関の知的財産活動

第1節 知的財産活動インフラ

1. 知的財産担当組織及び人材

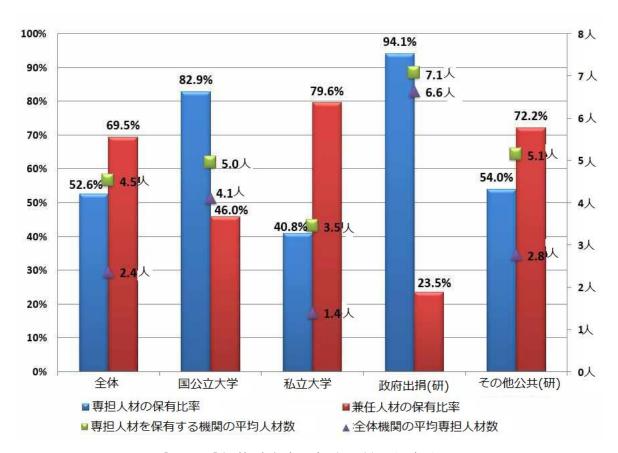
知的財産担当組織を保有している国内の大学及び公共(研)の比率は96.9%(96.9%)となっている([図 3.1])。これを細分化すると知的財産担当組織が一般行政組織の中に存在する比率が14.5%(13.7%)、R&D企画・管理組織や産学協力団内に存在する比率が82.4%(83.2%)となっている。機関類型別に見ると、国公立大学の100%(100%)、私立大学の97.0%(96.9%)、政府出捐(研)の100%(100%)が知的財産担当組織を保有していることが分かる。その他公共機関の場合91.5%(91.6%)が知的財産担当担組織を保有し、最も低い数値となっている。



[図 3.1]知的財産担当組織の状況

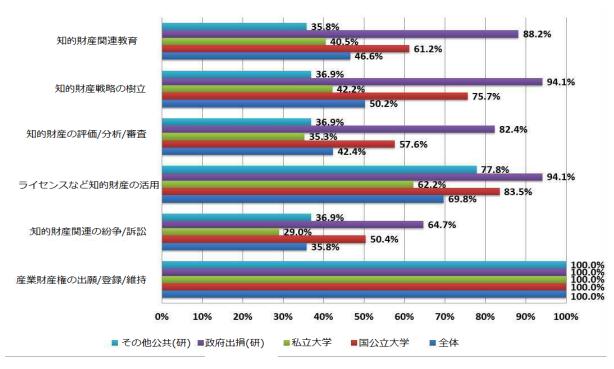
国内大学及び公共(研)のうち知的財産関連の業務だけを専門的に担当する専担人材を保有している比率は 52.6%(54.1%)となっている([図 3.2])。機関類型別には政府

出捐(研)の 94.1%(94.1%)が専担人材を保有し、最も高い比率を記録している。知的 財産専担人材を保有している機関の平均専担人材数は 4.5 人(4.5 人)、機関全体平均 専担人材数は 2.4 人(2.5 人)となっている。国公立大学と政府出捐(研)の場合専担人 材を保有する比率が兼任人材を保有する比率より高く、特に政府出捐(研)の場合その 格差が極めて大きいことが分かる。一方、私立大学とその他公共機関の場合、専担人 材より兼任人材を保有する機関の比率が相対的に高い。



[図 3.2]知的財産専門担当人材の保有状況

国内大学及び公共(研)は知的財産兼任人材を平均的に 1.6 人(1.6 人)保有しており、知的財産兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数は 2.3 人(2.4 人)となっている。 兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数を機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合が 3.2 人(3.2 人)で最も多く、国公立大学の場合 2.3 人(2.5 人)と続いている。

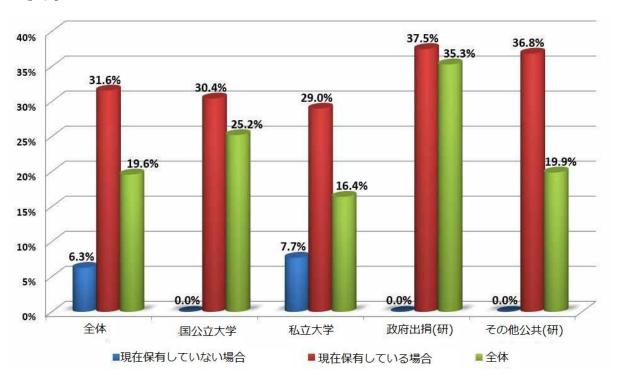


「図3.3]知的財産担当者の主要業務

知的財産担当人材(兼任人材を含む)を 1 人以上保有している場合、該当人材が産業財産権の出願/登録/維持業務を担当する比率は 100%(100%)となっている。([図3.3])。また、ライセンスなど知的財産活用関連業務と知的財産戦略の樹立業務を行っている比率は其々69.8%(72.0%)と 50.2%(51.8%)となっている。知的財産関連教育を担当していると答えた比率は 46.6%(48.1%)、知的財産の評価/分析/審査及び知的財産関連紛争業務を担当する比率は其々42.4%(43.6%)、35.8%(36.9%)となっている。

一方、国内大学及び公共(研)の19.6%(20.2%)は今後知的財産専担人材を採用する計画を持っていると答えている([図 3.4])。特に、現在専担人材を保有していない場合の6.3%(6.7%)が新規採用計画を持っており、現在保有している場合の31.6%(31.7%)は追加採用計画があると答えている。機関類型別で見ると、私立大学の場合現在保有していない場合の7.7%(8.1%)が新規採用計画を持っており、現在保有している場合も29.0%(29.0%)が追加採用計画を持っていると答えている。国公立大学及び政府出捐(研)、その他公共(研)の場合は現在保有していない場合は新規採用計画が非常に低いが、現在保有している場合に限定すると追加採用計画を持っている比率は

比較的に高いことが分かった。このような事実は知的財産関連人材の採用において既存の人材を強化することで担当業務の品質向上及び集中に取り組んでいるものと判断できる。



[図 3.4]知的財産担当人材の採用計画

2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費

国内大学及び公共(研)のうち知的財産担当人材に対する職務教育を実施している比率は全体の70.8%(72.7%)である。機関類型別では、国公立大学の92.1%(96.2%)が担当人材の職務教育を行っており、政府出捐(研)の場合も94.1%(94.1%)が教育を実施しており、他機関に比べてその比率が高い。私立大学及びその他公共(研)の其々66.8%(68.9%)と54.0%(54.1%)は知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが分かった([図3.5])。

一方、全体の 80.1% (80.5%)が知的財産担当人材に対する職務教育が必要またはとても必要であると答え、実際に実施している比率の 70.8% (72.7%)より多少高いことが分かった。但し、政府出捐(研)の場合は逆に職務教育が必要であると答えた比率が94.1% (94.1%)と同水準であり、職務教育が十分行われていると判断できる。



[図 3.5]知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性

注. 複数回答

知的財産人材向けの職務教育実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容として全体の 74.7% (76.2%)と 63.0% (62.3%)が其々特許ライセンシング(技術事業化)分野と特許制度を挙げている([表 3.1])。特許ライセンシング(技術事業化)関連の職務教育が必要であると答えた比率は私立大学と政府出捐(研)類型において最も高いことが分かった。国公立大学の場合は「特許制度」に関する職務教育が最も必要であると答え、その他公共(研)は特許情報分析方法(特許マップ)に関する教育が最も必要であると答えた。

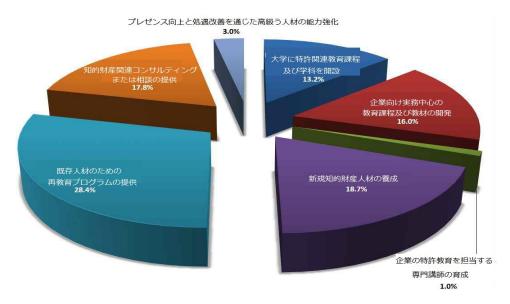
[表 3.1]職務教育の実施を希望する場合、取り扱うべき内容

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公 共(研)
特許制度	63.0%	74.1%	64.4%	47.1%	54.0%
特許明細書の作成法	21.7%	28.8%	18.3%	11.8%	37.5%
特許情報の検索	52.5%	72.7%	49.3%	35.3%	58.0%
特許紛争(訴訟)	26.7%	36.7%	22.2%	35.3%	33.5%

特許情報の分析方法(特許マップ)	48.7%	48.2%	45.9%	35.3%	71.0%
特許ライセンシング(技術事業化)	74.7%	69.1%	76.5%	82.4%	66.5%
海外特許出願及び訴訟	31.0%	36.7%	27.3%	35.3%	40.9%
営業秘密の保護	14.3%	10.8%	11.5%	11.8%	33.0%
特許契約(技術移転)の管理	1.5%	3.6%	0.8%	0.0%	4.0%

注. 複数回答

知的財産人材の能力を高めるために政府が最も急ぐべき推進課題として全体の28.4%(29.2%)が既存人材向け再教育プログラムの提供を挙げている([図 3.6])。また、新規知的財産人材の養成、知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供を挙げた比率は其々18.7%(18.7%)と17.8%(17.9%)となっている。



[図 3.6]知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策

2015年の1年間国内の大学及び公共(研)は知的財産担当者の人件費と知的財産関連の教育費として其々9,340万ウォン(9,639万ウォン)と380万ウォン(393万ウォン)を支出している([表 3.2])。政府出捐(研)と私立大学の場合、人件費対比教育費の比重が相対的に高い³⁹ことが分かった。

³⁹ 国公立大学3.2%、私立大学4.3%、政府出捐(研)5.3%、その他公共(研)1.6%。

[表 3.2]知的財産担当者の人件費及び教育費の状況

	人件費40	教育費41	合計
全体	9,340 万ウォン	380 万ウォン	9,720 万ウォン
国公立大学	1億4,128万ウォン	451 万ウォン	1億4,579万ウォン
私立大学	5,726 万ウォン	247 万ウォン	5,972 万ウォン
政府出捐(研)	3億5,250万ウォン	1851 万ウォン	3 億 7,101 万ウォン
その他公共(研)	6,698 万ウォン	106 万ウォン	6,804 万ウォン

3. 知的財産サービスの活用及び総合的な管理システムの構築状況

2015 年に外部知的財産サービスを利用した大学及び公共(研)の比率は 91.0% (92.3%)となっている([表 3.3])。政府出捐(研)の場合は 100.0%(100.0%)利用しており、国公立大学、その他公共(研)の場合も高いことが分かった。分野別平均支出額は知的財産法律代理の場合平均 1 億 7,641 万ウォン(1 億 7,966 万ウォン)を支出して最も多い比重を占め、政府出捐(研)の場合最も高い水準であることが分かった。知的財産流通の場合は平均 1,735 万ウォン(1,766 万ウォン)を支出し、知的財産の評価/賃貸の場合は平均 1,162 万ウォン(1,183 万ウォン)を支出した。

[表 3.3]知的財産サービスの利用状況

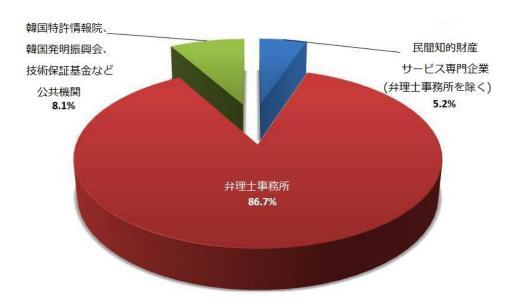
		∧ #	国八七十兴	利士士兴	<i>zk</i>	その他
		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	公共(研)
利	用している	91.0%	95.7%	88.0%	100.0%	95.5%
0015	TD沙 独 体 珊	1 億	2 億	1 億	5 億	2 億
2015	IP法律代理	7,641 万ウォン	271 万ウォン	371 万ウォン	9,118 万ウォン	3,909 万ウォン
年の	IPの評価、賃	1, 162 万ウォン	9 976 万ウォン	743 万 ウ ォ ン	1,169 万ウォン	1 146 万ウォン
支出	貸及び仲介	1, 102 /3 / / /	2, 310 /3 / 3 2	140 /3 /3 /2	1, 103 /3 / / /	1,140 / 9 / 2
額	IPの流通	1,735 万ウォン	47 万ウォン	78 万ウォン	2億33万ウォン	828 万ウォン

⁴⁰ 他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮して回答した結果である。

⁴¹ 教育費は知的財産担当者対象の教育費と他従業員対象の教育費の合計である。

IP情報サート ス		906 万ウォン	183 万ウォン	2,739 万ウォン	751 万ウォン
IPコンサルラ ィング、教 育、広報		635 万ウォン	198 万ウォン	340 万ウォン	104 万ウォン
IP金融、保障	-	-	-	-	-
IPの創出支払 及び出版、加 設運営		52 万ウォン	53 万ウォン	-	6 万ウォン
合計	2 億 1,408 万ウォン	2億 4,886万ウォン	1 億 1,627 万ウォン	8 億 3,399 万ウォン	2億 6,745万ウォン

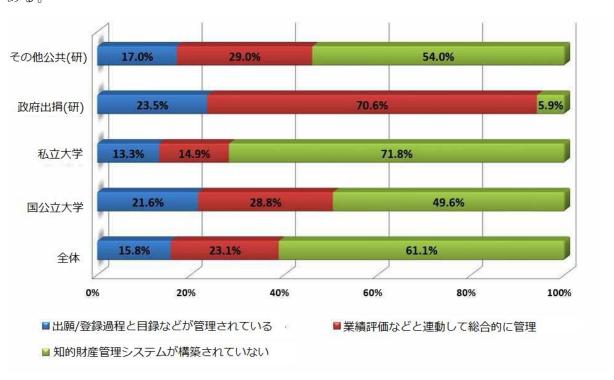
知的財産サービス提供機関別の利用比重は弁理士事務所が 86.7% (86.5%)で最も多い比重を占めている([図 3.7])。その他に韓国特許情報院、韓国発明振興院など公共機関は 8.1% (8.2%)で、弁理士事務所を除いた民間知的財産サービス専門企業の利用比重は 5.2% (5.2%)に止まっている。



[図 3.7]知的財産サービス提供機関別の利用比重

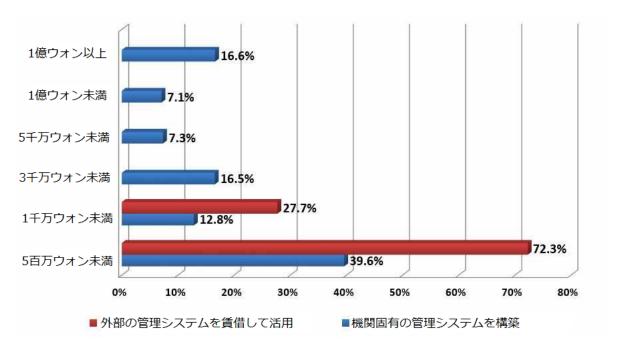
知的財産サービス提供機関別の利用比重は機関類型別で見ると、全ての機関類型に おいて弁理士事務所を利用する場合が最も大きな比重を占めている。私立大学、政府 出捐(研)、その他公共(研)の場合は公共機関を利用する比率が次に高く、其々7.0% (7.1%)、13.3%(13.3%)、9.8%(9.8%)となっている。国公立大学の場合は民間知的財産サービス専門企業を利用する比率が次に高く、12.7%(12.9%)となっている。

現在総合的な知的財産管理システムを構築・活用している大学、公共(研)の比率は38.9%(39.9%)となっている([図 3.8])。機関類型別では政府出捐(研)が94.1%(94.1%)で最も高く、私立大学が28.2%(29.1%)で最も低い。これを細分化して見ると、発明届出から出願、中間事件、登録、維持、放棄などと関連する行政的な手続きと特許費用、関連情報などを管理するシステムを構築している比率が15.8%(16.2%)で、特許などの出願・登録過程と目録などを業績評価など人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理している比率は23.1%(23.8%)である。



[図 3.8]知的財産管理システムの構築及び活用状況

知的財産管理システムの構築及び活用にかかる費用は機関固有の管理システムを構築して活用する場合 500 万ウォン未満が 39.6% (39.6%)で最も多く、1 億ウォン以上を使用する大学・公共研究機関も 16.6% (16.7%)となっている([図 3.9])。外部の管理システムを借りて活用する場合も 500 万ウォン未満が 72.3% (71.9%)で最も多い。

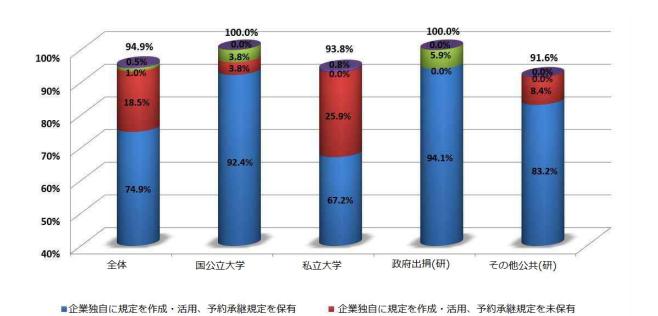


[図 3.9]知的財産管理システムの構築費用

第2節 特許基盤の知的財産活動42

1. 職務発明補償

職務発明補償規定を保有し、これを活用している大学、公共(研)の比率は94.9%である([図3.10])。これを細分化すると、機関独自に職務発明補償規定を作成・活用している比率⁴³が93.4%で、特許庁など関連機関が作成・普及して標準化された職務発明補償規定を保有・活用している比率⁴⁴は1.5%である。



「図3.10]職務発明意補償規定の保有及び活用状況

■標準化された規定を作成・活用、予約承継規定を保有
■標準化された規定を作成・活用、予約承継規定を未保有

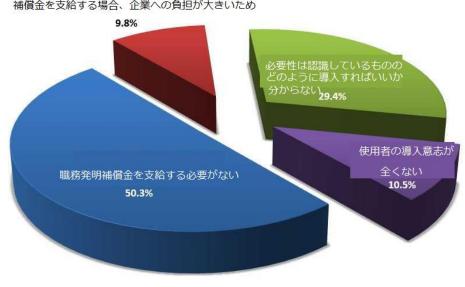
機関類型別では、国公立大学、政府出捐(研)が職務発明補償規定を保有/活用している比率は其々100%であり、その他公共(研)の場合 91.6%で相対的に低いことが分かった。

⁴² 大学・公共(研)の特許に基づいた知的財産活動もまた特許集中的な知的財産活動として特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。

⁴³ 予約承継規定を保有する場合74.9%、予約承継規定を保有しない場合18.5%。

⁴⁴ 予約承継規定を保有する場合1.0%、予約承継規定を保有しない場合0.5%。

補償規定を保有していない理由として、必要性は認識しているもののどのように導 入すればいいか分からないと答えた比率は29.4%で、補償金を支給する場合企業の負 担が大きいという理由が 9.8%であることが分かった([図 3.11])。必要性を認識して いる機関の場合、職務発明の導入手続きに対する情報を提供することで補償規定を保 有できるように支援することが求められる。



補償金を支給する場合、企業への負担が大きいため

[図 3.11]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由

職務発明補償の類型別実施状況を見ると以下の[表 3.4]のとおりである。国内特許 登録補償、海外特許登録補償を実施している比率が其々95.0%、92.6%と高い。

機関類型別で見ると、国公立大学の場合は他社実施補償と処分補償が其々100%で、 政府出捐(研)の場合は他社実施補償が 100%、国内特許登録補償、海外特許登録補償 の比率が其々94.1%で高い比率を占めた。

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他 公共(研)
発明提案(発明届出)補償	8.0%	7.6%	7.5%	0.0%	18.0%
出願留保補償	6.7%	3.8%	5.6%	0.0%	23.8%

「表 3.4]職務発明補償の類型別実施比率

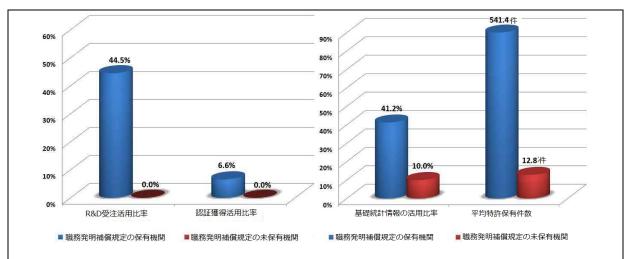
国内特許出願補償	56.7%	30.6%	62.2%	47.1%	70.7%
国内特許登録補償	95.0%	84.1%	100.0%	94.1%	82.3%
海外特許出願補償	55.4%	34.4%	59.4%	52.9%	64.9%
海外特許登録補償	92.6%	84.1%	97.2%	94.1%	76.5%
その他産業財産権国内登録補償	69.2%	76.4%	70.5%	52.9%	64.9%
その他産業財産権海外登録補償	67.4%	76.4%	68.6%	47.1%	64.9%
自社実施補償 	35.1%	30.6%	39.6%	11.8%	35.6%
他社実施補償	91.6%	100.0%	89.9%	100.0%	82.0%
処分補償	90.5%	100.0%	89.9%	88.2%	82.0%

職務発明補償と関連する制度の効果と関連し、職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大が機関内発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた 比率が其々51.8%と39.8%となっている。

また、職務発明補償金に対する所得税非課税制度が発明件数及び品質向上と技術流 出防止に効果的であると答えた比率は其々46.6%と37.2%を占めていることが分かっ た。

<職務発明補償規定の保有機関及び未保有機関における知的財産活動の比較>

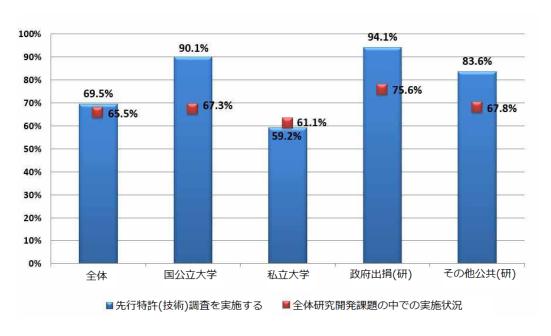
職務発明補償規定を保有している機関が産業財産権を R&D 実施または各種認証の獲得に活用した比率を調査した結果、未保有機関に比べて極めて高いことが分かった。職務発明補償規定を保有している機関が産業財産権を R&D 実施及び認証の獲得に活用した比率は其々44.5%、6.6%であり、未保有機関の場合其々0.0%、0.0%である。また、職務発明保有機関の基礎統計情報を活用する比率と平均特許保有件数を調査した結果、未保有機関に比べて高いことが分かった。職務発明補償規定を保有している機関の場合、基礎統計情報の活用比率と平均特許保有件数は其々41.2%、541.4件であり、未保有機関の 10.0%、12.8件に比べて比較的に高いことが確認できる([図3.12])。



[図 3.12]職務発明補償規定の保有・未保有機関における産業財産権の活用比率注:2010年度既存母集団基準の標本調査値である。

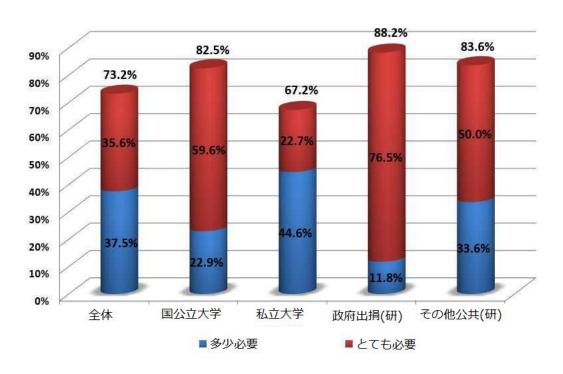
2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用

研究開発企画段階において先行特許(技術)を調査・活用している大学及び公共(研)の比率は全体の 69.5%である([図 3.13])。機関類型別では、政府出捐(研)が 94.1%で最も高く、国公立大学、その他公共(研)、私立大学と続いている。また、全体研究開発課題の中で先行特許(技術)を調査・活用している比率は全体の 65.5%で、政府出捐(研)の場合が最も高い 75.6%である。



「図3.13]先行特許(技術)調査の状況

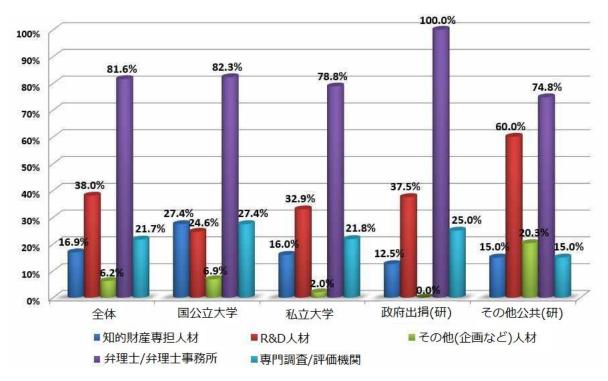
大学及び公共(研)の知的財産担当者が認識している先行特許(技術)調査の必要性と 関連して全体の 73.2%が必要またはとても必要と答えている([図 3.14])。機関類型 別で見ると、政府出捐(研)とその他公共(研)の其々88.2%と 83.6%が先行特許(技術) 調査の必要性に対して肯定的に回答し、相対的に高いことが分かった。



[図 3.14]先行特許(技術)調査の必要性

先行特許(技術)調査を行っている場合の 81.6%が弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼していることが分かった([図 3.15])。また、研究開発人材が直接行っていると答えた機関は 38.0%である。専門調査/評価機関、知的財産専担人材が行っていると回答した機関は其々21.7%と 16.9%である。

機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合は弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼する比率が100%で最も高く、国公立大学が82.3%、私立大学が78.8%と続いている。その他公共(研)の場合、研究開発人材が先行特許(技術)調査を行っていると答えた比率が60.0%で相対的に極めて高いことが分かった。

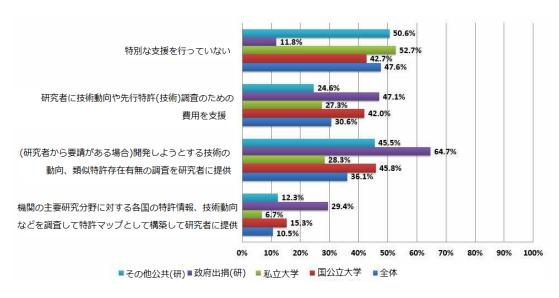


[図 3.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実行人材

注. 複数回答

先行特許(技術)調査のために機関レベルで支援している比率は全体の 52.4%である ([図 3.16])。支援の種類別で見ると、全体機関の 36.1%が研究者の要請がある場合 開発しようとする技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査して研究者に 提供している。特に、政府出捐(研)の 64.7%が該当支援を提供していることが分かった。また、全体機関の 30.6%が研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援している。特に、政府出捐(研)の 47.1%、国公立大学の 42.0%が技術動向及 び先行特許(技術)調査のために費用を支援していることが分かった。

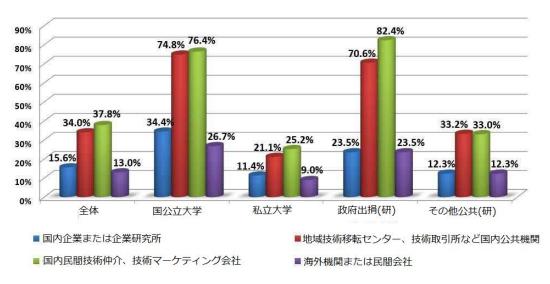
また、機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築、研究者に提供する比率も 10.5%であり、機関類型別で見ると政府出捐(研)の場合 29.4%で他機関類型に比べて高い比率を占めていることが分かった。



「図 3.16] 先行特許(技術)調査に対する機関の支援

3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

最近3年間技術取引機関に業務を依頼した比率を見ると、大学及び公共(研)の場合 平均37.8%が国内民間技術仲介、技術マーケティング会社に業務を依頼したり、業務 協約を締結していることが分かった。また、地域技術移転センター、技術取引所など 国内公共機関に関連業務を依頼した比率は34.0%である([図3.17])。その他公共 (研)を除いた全ての機関類型において国内民間技術仲介、技術マーケティング会社に 依頼する比率が最も高く、政府出捐(研)と国公立大学、私立大学において其々82.4%、 76.4%、25.2%であることが分かった。

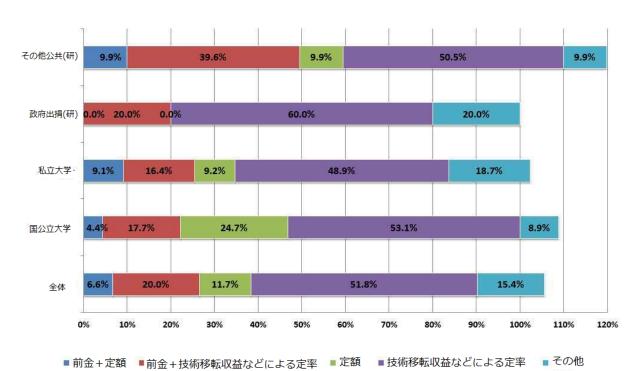


「図3.17]最近3年間技術取引機関への業務依頼及び締結の状況

注. 複数回答

技術取引機関などに業務を依頼した場合の主要費用支給方法として、全体の 51.8% が技術移転収益などによる定率で計算した成功報酬を挙げている([図 3.18])。特に、政府出捐(研)の 60.0%、国公立大学の 53.1%が該当の費用支給方法を選択した。このような結果は、企業の場合このような費用支給方法を選択した比率が 10.9%で比較的に低いことを考えると、企業と大学・公共(研)間の技術移転取引の際に好む費用支給方法にかなり違いが存在していることが分かる。

その他に調査/マーケティング費用など活動費(前金)と技術移転収益などによる定率が結合した形態とその他方法を選択した比率が其々20.0%、15.4%と続いている。



的並「た版 ■ 前並干技術が呼ばなどによる定率 ■ ため ■ 技術が手が、血などによる定率 ■ こっし

[図 3.18]技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法

注. 複数回答

[表 3.5]は国内技術取引システムに対する活用状況を示している。技術移転、取引のために IP-mart など国内オンライン技術取引システムを実際に活用している機関の比率は全体の 49.4%となっている。特に、政府出捐(研)及び国公立大学におけるオンライン取引システムの活用比率が其々88.2%と 76.4%で高いことが分かった。しかし、

実際活用している機関のうち該当システムの活用度が高いと認識している比率は全体の 25.1%に止まっている。

また、技術移転及び取引のために特許技術移転博覧会など国内オフライン取引システムを活用している比率は 50.9%で、オンライン取引システムを活用する比率より若干高い数値である。また、実際活用している機関のうち該当システムの活用度が高いと答えた比率は 33.3%で、オンラインシステムより高い結果となっている。

一方、yet2.com など海外オンライン取引システムを活用している比率は 24.9%で、該当システムの活用度が高いと答えた比率は 2.1%である。また、海外オフライン取引システムもまた活用比率は 23.9%であるが、活用度が高いと答えた比率は 4.2%に止まっている。

[表 3.5]国内技術取引システムの活用度

		全体	国公立	私立	政府	その他公
			大学	大学	出捐(研)	共(研)
国内オンライン	活用機関	49.4%	76.4%	38.8%	88.2%	49.6%
取引システム	活用度が比較的に高い	25.1%	25.0%	25.1%	33.3%	16.5%
国内オフライン	活用機関	50.9%	80.2%	38.8%	94.1%	53.7%
取引システム	活用度が比較的に高い	33.3%	42.9%	27.3%	56.3%	15.3%
海外オンライン	活用機関	24.9%	22.9%	23.3%	47.1%	20.7%
取引システム	活用度が比較的に高い	2.1%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%
海外オフライン	活用機関	23.9%	34.4%	20.9%	35.3%	20.7%
取引システム	活用度が比較的に高い	4.2%	0.0%	3.9%	16.7%	0.0%

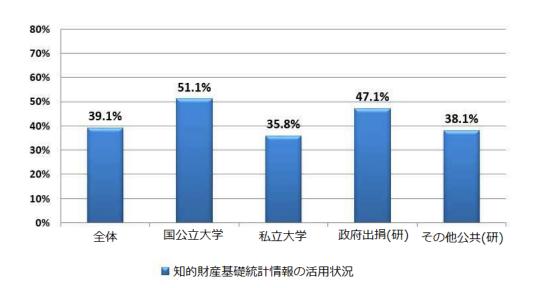
注. (%)は 5 点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で[4 と 5 と答えた企業数]/(活用した経験のある企業数)]×100(%)、母集団推定値

第3節 知的財産の創出及び活用活動

1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム

大学及び公共(研)の場合、知的財産統計など基礎統計情報を活用している比率は全体の 39.1%(39.9%)である。機関類型別で見ると、国公立大学の活用比率が 51.1%(55.7%)で最も高く、政府出捐(研)、その他公共(研)と続いている([図 3.19])。

主に活用する統計指標として「年度別出願件数」が回答者の 68.3% (68.1%)、「特許登録件数」、「特許登録内容など検索」が其々65.8% (65.6%)、7.9% (8.0%)となっている。「年度別の出願件数」及び「特許登録件数」の場合は政府出捐(研)が其々100% (100%)、87.5% (87.5%)の比率で最も多く活用しており、全ての類型において該当指標を最も多く活用していることが分かった。一方、その他公共(研)の場合は「特許登録内容など検索」の活用比率は 10.4% (10.9%)である。

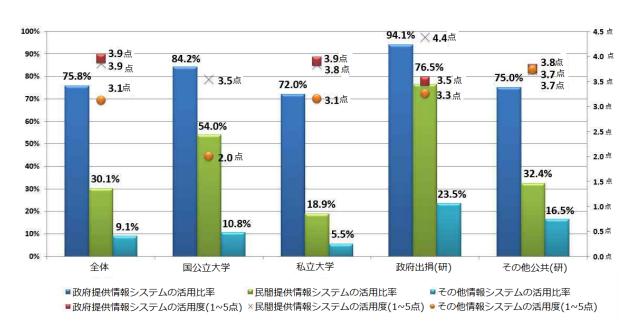


「図 3.19]知的財産基礎統計情報の活用状況

政府または民間が提供する知的財産情報システムに対する活用度を調べて見ると、まず政府が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率が 75.8% (75.6%)であった([図 3.20])。活用している機関の平均活用度(5 点尺度)は 3.9 点

(4.0 点)である。特に政府出捐(研)の場合、94.1%(94.1%)が情報システムを活用していると答え最も高く、私立大学の場合は最も低い比率である 72.0%(71.1%)が情報システムを活用していると答えた。主に活用している政府提供情報システムの場合「KIPRIS」が 92.7%(92.5%)で最も高い。

民間が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は 30.1% (31.0%)であることが分かった([図 3.20])。活用している機関の平均活用度は 3.9 点 (3.9 点)である。同様に政府出捐(研)の回答が 76.5%(76.5%)で最も高く、国公立大学 54.0%(57.3%)、その他公共(研)32.4%(33.0%)、私立大学 18.9%(19.5%)と続いている。主に活用している民間提供情報システムの場合「WIPS」が 87.1%(87.1%)で最も高いことが分かった。



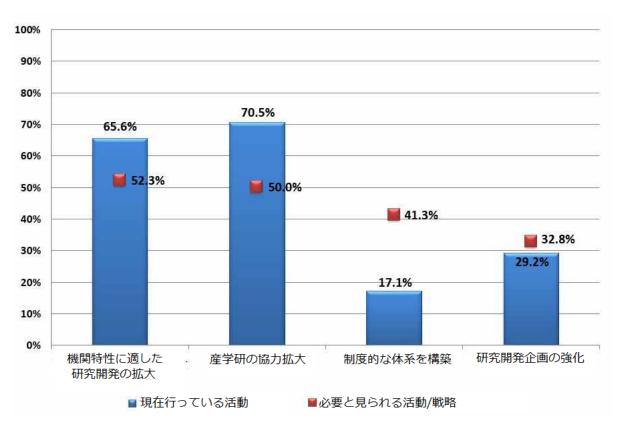
「図 3.20]機関類型別の知的財産情報システムの活用

2. 知的財産を創出するための研究開発活動及び今後の戦略

優秀な知的財産を創出するための戦略として、大学及び公共(研)の 70.5%(71.4%)が産学研協力を通じた共同・委託研究開発を拡大していると答えた([図 3.21])。また、機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発投資を拡大していると答えた比率も 65.6%(65.3%)と続いている。一方、優秀な知的財産を創出するための

方法として研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築している と答えた比率は17.1%(16.4%)で最も低い。

機関類型別では、優秀な知的財産を創出するために政府出捐(研)、その他公共(研)の場合機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発投資を拡大しているという回答が其々88.2%(88.2%)、79.0%(79.1%)で最も大きな比重を占めたが、国公立大学及び私立大学の場合は産学研協力を通じた共同・委託研究開発を拡大するという回答が其々66.9%(69.4%)、72.2%(72.9%)で最も大きな比重を占めている。また、研究開発を企画する際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築している比率は政府出捐(研)が47.1%(47.1%)で他機関類型に比べて高いことが分かった。



[図 3.21]優秀な知的財産を創出するための活動及び戦略

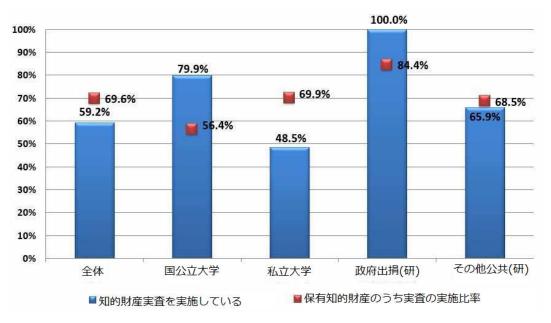
注. 複数回答

一方、現在行っているかどうかは関係なく優秀な知的財産を創出するために必要と 考える活動や戦略は機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発を 拡大することと答えた比率が 52.3% (51.9%)で最も高い。中大型、重要課題における 優秀特許の創出に向けた研究開発企画の強化が必要と答えた比率は全体の 32.8% (33.7%)で最も低い。産学研協力を通じた共同・委託研究開発の拡大が 50.0% (49.9%)、研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築に対する 比率が 41.3% (42.0%)で必要性を認識していることが分かった。

特に、研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築する戦略と中大型、重要研究開発課題における優秀特許の創出に向けた研究開発企画強化戦略の場合は現在大学及び公共(研)が行っている比率より重要と認識している機関の比率がより高いことを考えると、今後強化あるいは支援が求められる。

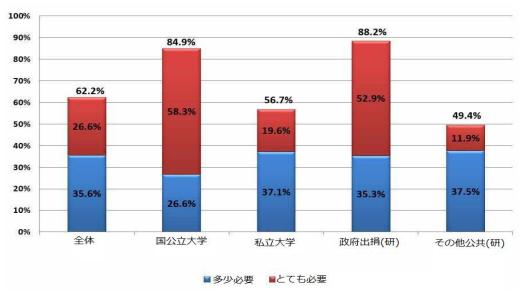
3. 保有知的財産の実査状況

保有知的財産に対する実査(評価)を行っている大学、公共(研)の比率は 59.2% (60.7%)、保有している知的財産のうち実査を行っている比率は 69.6% (69.3%)である([図 3.22])。機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合は知的財産実査を行っている比率が 100% (100%)で最も高いが、保有知的財産のうち実査の実施比率は 84.4% (84.4%)で全体平均より若干高い水準である。国公立大学の場合、知的財産実査の実施比率は 79.9% (86.3%)、保有知的財産のうち実査の実施比率は 56.4% (56.2%)で平均より低く、私立大学の場合は実査実施比率は 48.5% (49.3%)に止まっているが、保有知的財産のうち実査実施比率は 69.9% (69.2%)で高いことが分かった。



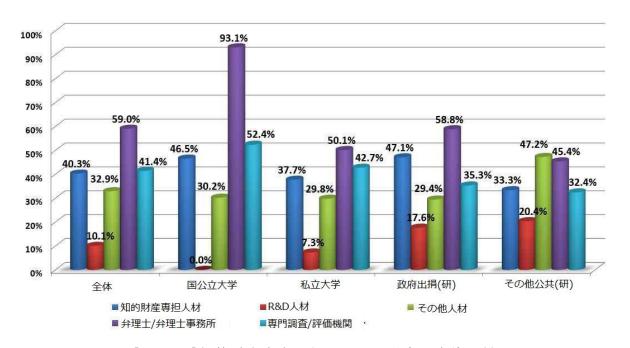
「図3.22]知的財産実査の実施状況

国内大学及び公共(研)の 62.2%(62.0%)は知的財産に対する実査が必要またはとても必要と答えている([図 3.23])。これは実際行っている比率である 59.2%(60.7%)に比べて高い。知的財産実査の必要性に対して肯定的に回答した比率は政府出捐(研)と国公立大学が其々88.2%(88.2%)と 84.9%(82.5%)で高いことが分かった。特に、政府出捐(研)の 52.9%(52.9%)、国公立大学の 58.3%(63.4%)が知的財産に対する実査がとても必要と答えている。



「図 3.23]知的財産実査の必要性

一方、知的財産の実査を行っている場合、弁理士または弁理士事務所に依頼したり、専門調査/評価機関に依頼する場合は其々59.0%(58.5%)と 41.4%(41.8%)で高く、知的財産専担人材が行っていると答えた比率も 40.3%(40.5%)となっている([図3.24])。知的財産の専門性増加とともに知的財産専担人材が行っている比率が高い比率占めた。最近は外部人材を活用すると同時に内部的な実査を実施することで知的財産実査に対する認識が根付いていることが確認できる。



[図 3.24]知的財産実査を行っている場合の実施人材

注. 複数回答

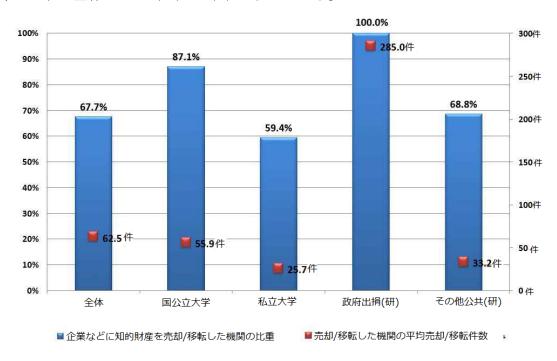
4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

2015 年の 1 年間 1 件以上の知的財産を企業などに売却/移転した大学及び公共(研)の比率は全体の 67.7%(69.2%)で、知的財産を売却/移転した大学、公共(研)の平均売却/移転件数は 62.5 件(63.2 件)45となっている(「図 3.25])。

機関類型別では、政府出捐(研)の 100%(100%)が平均 285.0 件(285.0 件)の知的財産を売却/移転し、国公立大学の 87.1%(87.9%)が平均 55.9 件(58.7 件)の知的財産

⁴⁵ 全体機関平均としては42.3件(43.7件)

を売却/移転したことが分かった。一方、海外に 1 件以上の知的財産を売却/移転した機関の比率は全体の 11.5% (11.9%)となっている。



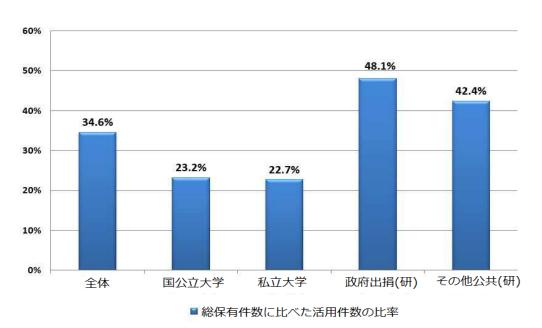
[図 3.25]知的財産を売却/移転した機関の比率及び件数

大学及び公共(研)が 2015 年産業財産権を有償実施許与または売却することで得た金銭的な成果は平均 4 億 3,549 万ウォン(4 億 4,975 万ウォン)である。機関類型別で見ると、政府出捐(研)の平均が 28 億 3,888 万ウォン(28 億 3,888 万ウォン)で他機関に比べて非常に高いことが分かった。また、ノウハウだけを実施許与したり、売却することで得た成果は平均 1 億 6,212 万ウォン(1 億 6,733 万ウォン)で、政府出捐(研)の平均は 7 億 782 万ウォン(7 億 782 万ウォン)である。

大学、公共(研)が保有する特許権全体の中で外部の他機関に移転されたり、実験室 創業、研究院創業などに活用された活用件数の比率⁴⁶は 34.6%(34.6%)である([図 3.26])。特許の活用件数比率は政府出捐(研)、その他公共(研)、国公立大学が其々 48.1%(48.1%)、42.4%(42.4%)、23.3%(23.3%)と続いている。しかし、このよう な活用率は機関の全体保有件数の中で現在活用されている産業財産権の件数を示すも

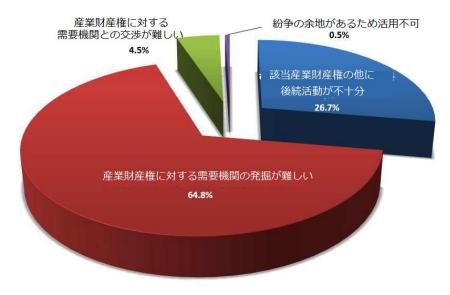
⁴⁶ 企業の場合生産活動や技術移転などには直接活用していないが、戦略的な目的(核心技術の防御、特許訴訟防止、国家レベルでの必要性など)で保有・活用している特許が存在するため、これを反映して活用率と事業化率を区分するが、大学、公共研究機関の場合はこのような差が殆どないため活用率と事業化率を同じ意味で使うことにする。

ので、現在は活用されていないものの今後活用される可能性の高い産業財産権が多く なると予想される。



[図 3.26]特許権の総保有件数対比活用件数の比率

特許権の未活用理由として「産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい」を指摘した比率が 64.8% (64.6%)で最も高く、「該当産業財産権の他にフォローアップが不十分」と答えた比率が 26.7% (26.4%)となっている。その他に少数意見としては「産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい」が 4.5% (4.6%)、「紛争の可能性があるため、活用不可」が 0.5% (0.5%)となっている[図 3.27])。



[図 3.27]特許権未活用の理由

5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援

大学及び公共(研)の効果的な知的財産創出のために研究者などを対象にした知的財産権関連の教育支援が必要と答えた比率は全体の 68.2%(67.6%)で最も高い([表3.6])。特に、国公立大学の 84.9%(82.5%)が必要であると答え、様々な政策支援の中で最も高い比重で必要と答えている。政府出捐(研)の場合は専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など大学と公共研究機関の知的財産権創出活動の支援が必要と答えた比率と関連教育支援が必要と答えた比率が其々82.4%(82.4%)、82.4%(82.4%)の最も高い。

[表 3.6]効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性

	<i>∧ \</i>	国公立	私立	政府	その他
	全体	大学	大学	出捐(研)	公共(研)
職務発明補償制度を導入したり、補償水準が		45.3%	60.1%	47.1%	50.0%
拡大できるように支援	33.170	10.070	33.170	111170	00.070
特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調		77 7%	61 0%	76. 5%	58.5%
査と特許情報活用支援	04. 2 /0	11.170	01.070	70.570	30. 3 /0
専門家の派遣、知財権コンサルティング事業					
の拡大など大学と公共研究機関の知的財産権	62.5%	74.1%	59.5%	82.4%	53.4%
創出活動の支援					
多様な技術分野に対する特許マップ構築支援	59.1%	69.8%	57.1%	64.7%	54.5%
TT かせん ドナ 44.45 と 1 よ 50.45 日 文 45.87 ませ 女					
研究者などを対象にした知的財産権関連教育		84.9%	63.2%	82.4%	67.0%
の支援		·		·	

注. (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

国内大学及び公共(研)の効果的な知的財産活用に向けた政策支援として技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた比率は全体の 74.0%

(74.3%)で最も高い([表 3.7])。保有特許技術に対する価値評価支援が必要と答えた 比率も71.7%(71.8%)と続いている。

機関類型別では、技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた国公立大学と政府出捐(研)、その他公共(研)は其々92.8%(92.4%)と76.5%(76.5%)、74.4%(74.8%)の順で高く、保有特許技術に対する価値評価の支援が必要と答えた国公立大学、私立大学と政府出捐(研)は其々77.7%(74.8%)と73.4%(74.1%)、70.6%(70.6%)と続いている。

[表 3.7]効果的な知的財産活用に向けた政策支援の必要性

	全体	国公立	私立	政府出	その他公
	主件	大学	大学	捐(研)	共(研)
保有特許技術に対する価値評価支援	71.7%	77.7%	73.4%	70.6%	58.0%
新技術の事業化のための研究所企業	58.8%	71.2%	57.8%	52.9%	54.0%
/実験室創業支援		·	·	,	·
特許技術取引、流通システムの改善	64.3%	77.7%	58.8%	76.5%	69.9%
技術移転関連のマーケティング及び	74.0%	92.8%	69.6%	76.5%	74.4%
コンサルティング支援	, 0			, 0	1 1 1 70
優秀技術の輸出支援	55.6%	74.1%	50.9%	58.8%	57.4%

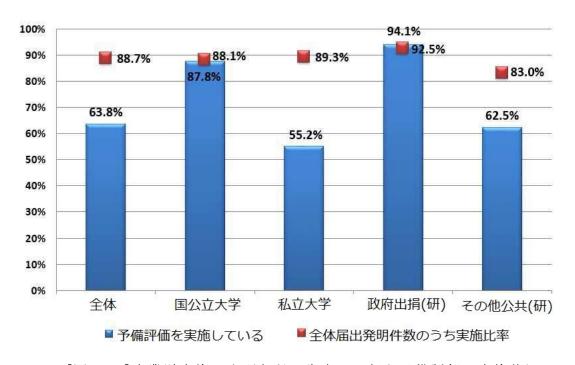
注:(%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第4節 知的財産の保護

1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立って機関内で予備評価を行っている大学及び公共(研)の比率は 63.8%(63.9%)となっている([図 3.28])。機関類型別で見ると、予備評価の実施比率が最も高い機関は政府出捐(研)で 94.1%(94.1%)に達していることが分かった。一方、予備評価を実施している比率が最も低い機関は私立大学で 55.2%(56.1%)に止まっている。

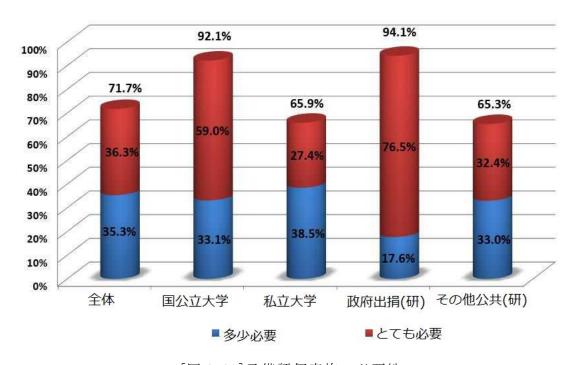
また、予備評価を実施する場合、届出られた全体発明件数のうち平均 88.7% (88.5%)に対して実施していることが分かった。届出られた全体発明件数のうち予備評価を行う比率は政府出捐(研)の場合 92.5% (92.5%)で最も高く、私立大学が89.3% (89.1%)、国公立大学が88.1% (86.7%)と続いている。その他公共(研)と私立大学の場合は実施比率そのものは低いものの、届出られた全体発明件数のうち実施している比率が他の機関類型に比べて相対的に高いことが分かった。



[図 3.28]産業財産権の出願などに先立って行う予備評価の実施状況

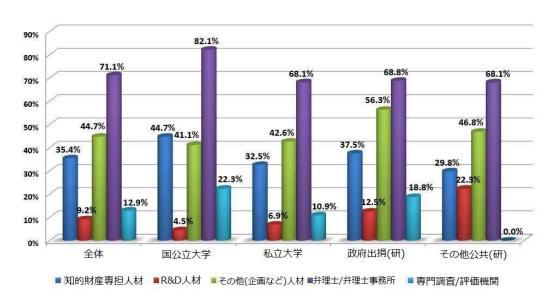
産業財産権を出願する前に予備評価が必要かどうかに関しては[図 3.29]のように全体の 71.7% (71.3%)が必要またはとても必要と答えている。これは現在の実施比率である 63.8% (63.9%)に比べて高く、予備評価の必要性に対して認識はしているもののあらゆる制限によって実施出来ない機関が存在することを意味する。

機関類型別で見ると、予備評価が必要と答えた比率は政府出捐(研)が 94.1% (94.1%)で最も高い。特に、とても必要と答えた比率が 76.5% (76.5%)に達した。また、国公立大学の 92.1% (90.1%)が予備評価が必要と答え、とても必要と答えた比率は 59.0% (53.5%)となっている。



[図 3.29]予備評価実施の必要性

一方、予備評価を実施していると答えた場合の 71.1% (70.3%)が弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼すると答えている([図 3.30])。その他(企画など)人材、知的財産専担人材、専門調査/評価機関が該当業務を行っていると答えた比率も其々44.7%(44.0%)、35.4%(36.6%)、12.9%(13.4%)となっている。R&D 人材が行っている場合は全体の 9.2%(9.5%)に過ぎない。機関類型別では、知的財産専担人材が予備評価を実施している比率は国公立大学が 44.7%(50.0%)で相対的に高いことが分かった。

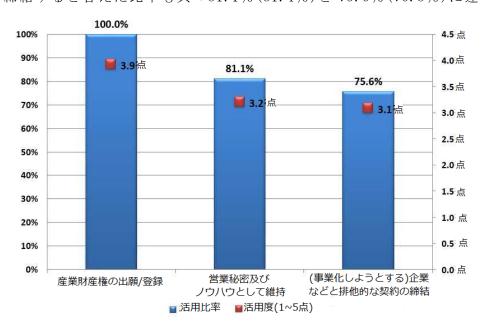


[図 3.30]予備評価を実施している場合の実施人材

注:複数回答

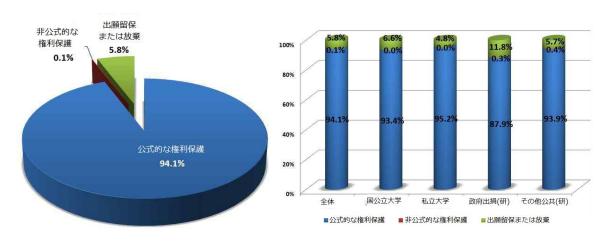
2. 研究開発成果の保護戦略

研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略として特許など産業財産権の出願を活用すると答えた比率は全体の 100% (100%)を占めている([図 3.31])。また、機関内の営業秘密及びノウハウとして維持する戦略と事業化を図る企業などと排他的な契約を締結すると答えた比率も其々81.1% (81.4%)と 75.6% (76.8%)に達している。



[図 3.31]研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度

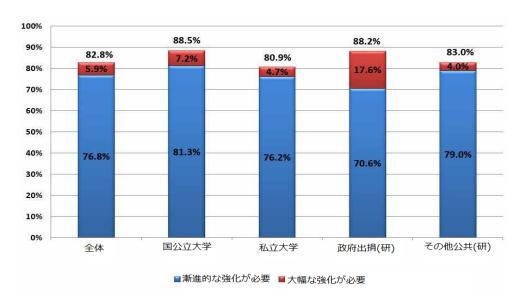
全体発明届出件数の中で予備評価などを経て産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏んだ比率は[図 3.32]のように、機関平均 94.1%(94.1%)となっている。また、全体の 5.8%(5.8%)が経済性、技術性の不足などの理由で出願を留保または放棄しており、非公式的な権利保護の比率は 0.1%(0.1%)となっている。全ての機関類型において公式的な権利保護比率は高く、出願留保または放棄の比率も同水準を維持している。しかし、政府出捐(研)の場合は他機関類型に比べて出願の留保または放棄の比率が 11.8%(11.8%)と相対的に高い比重を占めている。



「図3.32]公式的/非公式的な権利保護の比率

現在国内知的財産の保護水準⁴⁷と関連して今後更に強化する必要があると答えた比率が全体の82.8%(82.1%)となっている([図 3.33])。特に、大幅な強化が必要であるという意見が全体の5.9%(6.1%)を占めている。機関類型別で見ると、国内知的財産の保護水準を強化する必要があると答えた比率が国公立大学の場合88.5%(86.3%)に達し、一方私立大学の場合80.9%(80.3%)で最も低いことが分かった。

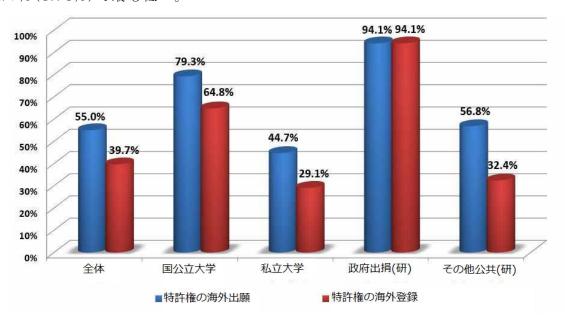
⁴⁷ 知的財産の保護水準は特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているかどうか、またこれを通じて成立された知的財産権が他人によって侵害された時にそれに対抗できる効率的な行政的・司法的措置が如何に整えられているかを意味する。



[図 3.33]現在国内知的財産保護水準に対する認識

3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

国内大学、公共研究機関のうち 2015 年に 1 件以上の特許権 (PCT を含む)を海外に出願した機関は 55.0% (56.2%)となっている([図 3.34])。また、1 件以上の特許権を個別国家に登録した機関は 39.7% (40.9%)を占めている。特許権の他にデザイン権と商標権を海外出願した比率は其々1.0% (1.1%)と 0.0% (0.0%)となっている。政府出捐(研)の場合は特許権を海外に出願した比率が 94.1% (94.1%)で最も高く、私立大学が44.7% (45.4%)で最も低い。



[図 3.34]特許権の海外出願及び登録の比重

大学及び公共(研)の知的財産担当者が予想する 2015 年対比 2016 年の知的財産権国 内出願と関連し、全体の 38.6%(38.8%)が特許権の出願を拡大すると答え、縮小する と答えた比率 6.9%(7.1%)に比べて極めて高い([表 3.8])。機関類型別では、私立大 学が 44.8%(45.4%)で最も高く、政府出捐(研)が 11.8%(11.8%)で最も低い。また、 政府出捐(研)は特許出願が縮小されると答えた比率が 35.3%(35.3%)で他機関類型に 比べて多少高い。

[表 3.8]2015 年対比 2016 年の知的財産権出願計画

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許	縮小	6.9%	10.8%	3.9%	35.3%	0.0%
₩₩	拡大	38.6%	37.4%	44.8%	11.8%	25.0%
実用新案	縮小	6.6%	18.0%	2.4%	17.6%	8.5%
夫 用 机 杀	拡大	15.2%	18.7%	18.6%	0.0%	4.0%
デザイン	縮小	8.6%	21.6%	5.5%	11.8%	8.5%
7 9 1 2	拡大	15.2%	11.5%	19.4%	0.0%	8.0%
商標	縮小	7.6%	21.6%	3.9%	11.8%	8.5%
尚 悰	拡大	14.2%	7.9%	19.3%	0.0%	4.0%

国内出願の増減に影響を及ぼす要因として大学及び公共(研)全体の 67.6%(67.9%)が研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化と回答している 48([表 3.9])。また、産業財産権に対する成果評価の比重変化または評価方向の変化 49と機関の産業財産権戦略の変化 50を重要な要因と選択した比率は其々65.8%(65.7%)と 57.7%(57.9%)と続いている。一方、国内及び世界の景気変動が影響を及ぼす要因として重要であると選択した比率は 30.4%(30.0%)に過ぎず、大体外部環境的な要因よりは機関内部的な要因が機関の出願件数の変化に与える影響がより大きいと言える。

⁴⁸ 重要度において「高い」と「中間より高い」を選択した比率を比較する。

⁴⁹ 論文などその他成果対比産業財産権実績の評価比重の拡大または縮小、量的成果評価 の止揚及び質的成果評価の指向など。

⁵⁰ 量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性の変化など。

[表 3.9]産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因

見郷ナ. ひがみ 悪 口	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	国公立	私立	政府	その他	
影響を及ぼす要因	全体	大学	大学	出捐(研)	公共機関	
研究開発投資または予算の増減による研	67.6%	80.6%	61.9%	70.6%	80.1%	
究成果の変化	,	·	,	·		
機関の産業財産権戦略の変化	57.7%	73.4%	50.4%	82.4%	62.5%	
産業財産権に対する成果評価の比重変化	65.8%	73.4%	61.1%	88. 2%	67.0%	
または評価方向の変化		·				
市場及び技術競争環境の変化	53.2%	61.9%	47.8%	64.7%	63.6%	
国内及び世界の景気変動	30.4%	33.1%	26.4%	41.2%	40.9%	
産業財産権出願環境の改善及び支援制度	55.8%	73.4%	51.7%	47.1%	63.1%	
の強化						

4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の状況

国内大学及び公共(研)は 2015 年の 1 年間知的財産の出願/審査/維持に平均 4 億 6,374 万ウォン(4 億 7,899 万ウォン)を支出していることが分かった([表 3.10])。機関類型別では、政府出捐(研)が 29 億 1,120 万ウォン(29 億 1,120 万ウォン)で最も多く、国公立大学が 4 億 4,565 万ウォン(4 億 7,203 万ウォン)、その他公共(研)が 3 億 6,966 万ウォン(3 億 8,012 万ウォン)、私立大学が 2 億 1,237 万ウォン(2 億 1,909 万ウォン)を支出している。政府出捐(研)の場合は他機関類型とは異なり、国内出願/審査費用より海外出願/審査費用をより多く支出していることが分かった。

[表 3.10]知的財産の出願・審査・維持費用

	国内		海	出願・審査・維持費	
	出願・審査	維持	出願・審査	維持費用	用の合計
全体	1億6,889万ウォン	7,572 万 ウォン	1億3,743万ウォン	8,169万ウォン	4億6,374万ウォン

国公立	0/E4 000 T 1	1/A 1517	1 		₩ 4 505 - 1
大学	2億1,083万ウォン	1億1,154 万 ウォン	1 億 125 万 ウォン	2,203万ウォン	4億4,565 万 ウォン
私立大学	1億1,959万ウォン	3,884万ウォン	4, 588万ウォン	806万ウォン	2億1,237 万 ウォン
政府	5億8,625万ウォン	3億275万ウォン	10度4-267下点,2	0倍7 052下点,入	29億1,120万ウォン
出捐(研)	51は 6,625 万 リオノ	310213 月 リオノ	10億4,367 万 ウォン	9 lll 1 , 000 / 1 リオノ	29 18 1,120 万 リオノ
その他	1度1 500五十	0.416 = +	1度4 222下土	0.000 = +	2/# c occ T +
公共(研)	1億1,532万ウォン	8,416万ウォン	1億4,333万ウォン	2,686万ウォン	3億6,966万ウォン

5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

国内大学及び公共(研)は効果的に知的財産を保護するため「出願前または出願後の知的財産評価費用の支援」と「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要と答えた比率が其々79.8%(79.7%)と 79.4%(79.9%)と高い([表 3.11])。また、「企業などとの共同・委託研究契約の際に不平等契約防止のためのガイドラインの制定及び広報」が必要と答えた比率は 68.4%(68.6%)であり、特に国公立大学の場合は87.8%(90.1%)で他機関と違って企業と研究契約を締結する際に直面する困難が相対的に大きいことを意味する。「出願前または出願後の知的財産評価費用の支援」が必要と答えた比率は国公立大学と政府出捐(研)、私立大学の場合其々96.4%(96.2%)と88.2%(88.2%)、77.8%(77.9%)でその他公共(研)に比べて比較的に高いことが分かった。

[表 3.11]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	^ <i>(</i> +	国公立	私立	政府	その他
	全体	大学	大学	出捐(研)	公共(研)
産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	79.4%	84.9%	79.3%	70.6%	79.0%
海外出願関連情報の提供	52.1%	51.8%	50.8%	52.9%	58.5%
企業などとの共同・委託研究契約の際、不平等	68.4%	87.8%	64.0%	76.5%	65.3%
契約防止のためのガイドラインの制定及び広報	00.170	01.070	01.070	, .	00.070

出願前または出願後の知的財産評価費用の支援 79.8% 96.4% 77.8% 88.2% 67.0% 注. (%)は 5 点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4 点と 5 点と

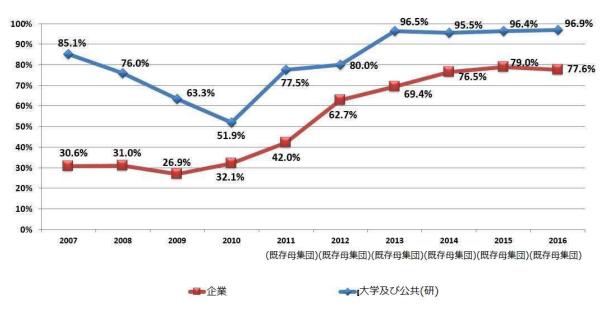
在. (物)は 5 点八度(1: 必要性が取む低い、5: 必要性が取む高い)で[(4 点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第4章 韓国知的財産活動の年度別傾向

本章では知的財産活動の主要項目別・年度別の比較を通じて、国内企業及び大学・公共(研)の知的財産インフラ、特許基盤知的財産活動、創出及び活用、保護などの活動がどのような方向に変化しているかを示している。また、2016年の既存母集団の結果を算出して比較しやすくしている。

1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の改善

知的財産を担当する組織を保有している比率の年度別推移は[図 4.1]のとおりである。企業の場合は知的財産担当組織の保有比率が 2009 年から着実に増加傾向にあったが、2016 年には小幅減少した。大学及び公共(研)の場合も同様に 2010 年以後着実に増加傾向にあり、2016 年度にも 2015 年に比べて小幅増加して同水準を維持している。特に、企業の場合は独立専担部署を保有する比率は 2015 年 6.3%から 2016 年7.1%に増加した。知的財産の重要性が増すことによって企業及び機関が知的財産を管理する担当組織を一定規模で運営していると見られる。



「図 4.1]知的財産担当組織保有比率の推移

知的財産関連業務だけを専門的に行う専担人材を保有している企業と大学及び公共(研)の比率は2015年に比べて2016年に其々22.5%、53.8%から22.8%、54.1%に増加した。専担人材を保有している企業の平均専担人材数は2015年1.8人から2016年1.8人に同水準を維持した。大学及び公共(研)の場合は2015年4.2人から2016年4.5人に小幅増加したことが分かった([図4.2])。企業の場合、前述したように担当組織保有比率は多少減少したが、独立専担部署を保有している比率が前年度に比べて増加し、また専担人材保有比率が増加したことが分かった。これは企業が知的財産インフラの専門性を強化する方向に拡大していると判断される。



[図 4.2]専担人材の保有比率及び専担人材数の推移

知的財産担当人材を対象に職務教育を実施している比率は企業の場合 2015 年 43.1%から 2016 年 44.2%に増加し、大学及び公共(研)の場合は 72.9%から 72.7%に小幅減少した([図 4.3])。希望する職務教育の内容としては企業が「特許制度」、「特許ライセンシング(技術事業化)」と答えた比率が 2015 年其々43.5%、34.6%に比べて 2016 年 45.1%、37.0%に増加し、大学及び公共(研)の場合も関連教育に対する要請比率が其々2015 年度 60.2%、72.7%から 2016 年度 62.3%、76.2%に増加した。企業と大学及び公共(研)はいずれも知的財産を戦略的に創出・活用するために特許制度に対する教育の必要性を感じており、創出された知的財産を効果的に活用するため

の取り組みが強化する過程において特許ライセンシングなど技術事業化関連の職務教育を必要としていると見られる。



[図 4.3]知的財産担当人材職務教育の実施状況

2. 知的財産先行活動の強化

先行特許(技術)調査、出願前の予備評価、保有知的財産に対する実査など特許先行活動を行っていると答えた企業の比率を年度別に見ると[図 4.4]のとおりである。まず、先行特許(技術)調査を行っている比率は 2015 年 75.1%から 2016 年 75.6%に増加し、予備評価を実施している比率もまた 2015 年 41.4%から 2016 年 43.0%に増加したことが分かった。但し、保有知的財産の実査比率は 2015 年 40.1%から 2016 年 39.3%に減少している。研究開発の規模が大きくなり、範囲が広くなるにつれ、効率的な知的財産の創出・活用に向けた先行活動を体系化するための取り組みを強化していると判断される。但し、保有知的財産に対する実査活動減少の場合、内部管理または維持能力が多少弱化した結果と判断できる。



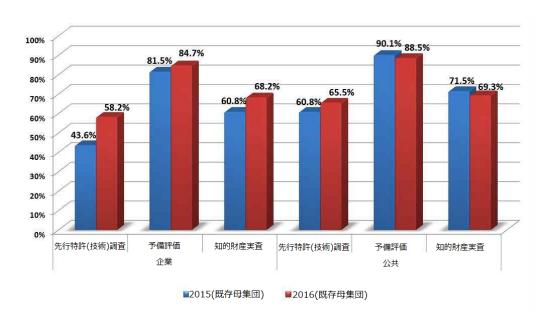
「図 4.4]企業の先行活動実施比率の推移

大学及び公共(研)の場合も先行活動実施比率は保有知的財産の実査比率を除いて 2015 年に比べて全て増加した。先行特許(技術)調査実施比率の場合は 2015 年 68.4% から 2016 年 69.5%に増加し、予備評価の場合も 2015 年 63.2%から 2016 年 63.9%に 増加している([図 4.5])。保有知的財産実査の場合は 2015 年 61.1%から 2016 年 60.7%に減少した。大学及び公共(研)の先行活動実施比率は 2012 年以後着実に増加している。大学及び公共(研)の場合も企業と同じく研究開発の初期段階から特許戦略を樹立することの重要性が増加し、先行特許(技術)調査、予備評価などの活動を強化していると判断される。



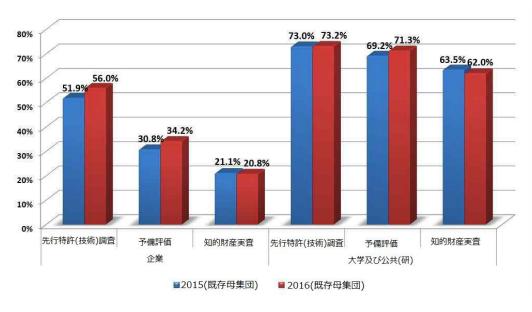
[図 4.5]大学及び公共(研)の先行活動実施比率の推移

次に全体研究開発課題において先行特許(技術)調査を行う比率、全体発明件数のうち出願前に予備評価を実施する比率、保有知的財産のうち実査を行っている比率の年度別推移は[図 4.6]のとおりである。図からも分かるように、2016 年調査で企業の場合全体研究開発課題のうち先行特許(技術)調査の実施比率が 58.2%、全体発明件数のうち予備評価の実施比率が 84.7%に増加した。但し、保有知的財産のうち実査の実施比率も 68.2%で 2015 年に比べて増加した。大学・公共(研)の場合は全体研究開発課題のうち実施先行特許(技術)調査の比率が 65.5%で 2015 年に比べて増加したが、発明件数のうち予備評価の比率及び保有知的財産のうち実査実施比率はいずれも 2015年に比べて多少減少したことが分かった。前述したように、企業及び機関の全般的な先行活動実施比率が増加したにもかかわらず、このような結果が出たのは費用の制限によって選択的に先行活動に集中したためであると判断される。



[図 4.6]全体研究開発課題、発明、保有知的財産のうち実施比率の変化

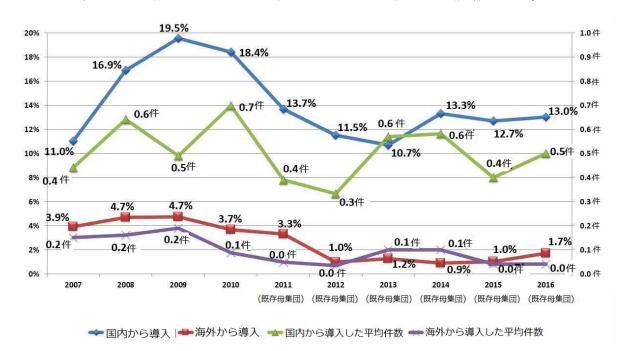
各先行活動が必要と認識している国内企業、大学・公共(研)の比率は[図 4.7]のとおりである。企業の場合知的財産に関する先行活動の必要性認識度もまた実際実施比率の傾向と同様知的財産実査に対する場合を除いて 2015 年に比べて全て増加したことが分かった。前述したように、知的財産実査に関しては費用や時間がかかるなどの問題が実際実施及び必要性に関する回答に反映されていると判断できる。大学・公共(研)の場合も企業の必要性認識と類似した結果となっている。



[図 4.7] 先行活動の必要性に対する認識の変化

3. 外部からの知的財産導入の変化

1年間企業外部から知的財産を導入した企業の比率は[図 4.8]のとおりである。図からも分かるように、国内から知的財産を導入した企業の比率は 2015 年に多少減少したが、2016 年に再び 13.0%に小幅増加したことが分かった。同様に、海外から知的財産を導入した企業の比重も 2015 年に比べて 2016 年には小幅増加した。



[図 4.8]知的財産導入の推移

知的財産の導入を拡大すると答えた企業が導入を希望する技術の出処と関連した年度別の推移は[図 4.9]のとおりである。このうち、国内企業、国内大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率は 70.4%に増加したが、国内企業から導入すると答えた比率は 37.8%に多少減少した。また、海外大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率もまた 16.4%に増加し、海外企業から導入すると答えた比率は 26.9%に減少したことが分かった。国内及び海外企業から知的財産を導入すると答えた比率がいずれも 2015 年に比べて減少しているが、これは企業間知的財産の導入によるリスク及び合理的な契約のための情報共有及び検討などに関する負担による結果と見られる。

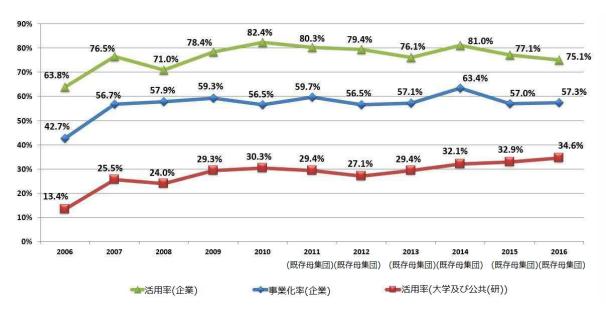


「図 4.9]知的財産導入拡大方向の変化

4. 知的財産の活用及び事業化比率の変化

回答した全ての企業が保有している特許に比べて活用されている比率と事業化されている比率は[図 4.10]のとおりである。図からも分かるように、企業の特許活用率は2015 年 77.1%から2016 年 75.1%に多少減少し、事業化率は2015 年 57.0%から2016 年 57.3%に増加したことが分かった。特許活用率が多少減少したことに比べて事業化比率が増加したのは、実質的な収益を創出するために知的財産の活用側面が増加していると判断され、特に最近ベンチャー企業を含めた中小企業の技術事業化の側面が浮き彫りになったことでこのような部分が反映された結果と見られる。

大学及び公共研究機関の場合は全ての機関が保有している特許に比べて活用した比率が 2015 年 32.9%に比べて 2016 年 34.6%に増加したことが分かった。国公立大学の場合は特に独自 TLO 組織の運営とともに成果管理を行うことになり、政府出捐(研)もまた技術移転協力などが研究開発課題の核心として看做されるようになったことで特許活用が増加したと見られる。

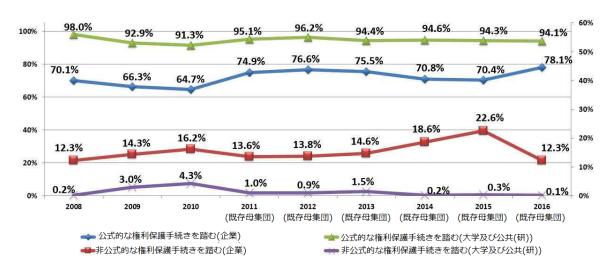


[図 4.10]全体特許保有件数対比の活用率及び事業化率

5. 知的財産保護戦略の変化

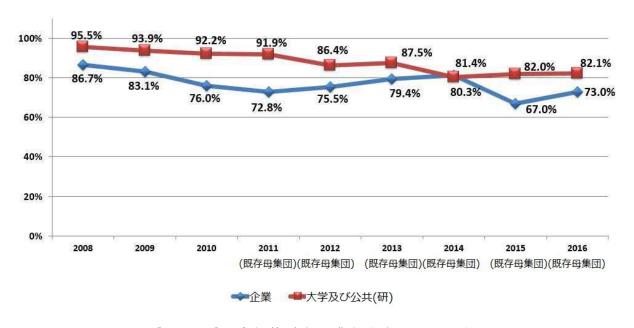
研究開発の成果を保護するための戦略として産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏む比率、非公式的な保護手続きを踏む比率の推移は[図 4.11]のとおりである。企業の場合公式的な権利保護手続きを踏む比率は 2015 年 70.4%から 2016 年 78.1%に増加したが、非公式的な保護手続きをする比率の場合は 2015 年 22.6%から 2016 年 12.3%に減少した。企業が非公式的な権利保護手続きを踏む比率は 2011 年以後着実に増加傾向にあったが、2016 年に減少し転じた。これは企業の場合、最近企業間知的財産紛争事例の増加によって産業財産権を出願するなど公式的に知的財産を保護する手続きを踏む必要性が高まり、それに対応するための戦略と見られる。

大学及び公共研究機関の場合は公式的な権利保護手続きを踏む比率が 2015 年 94.3%から 2016 年 94.1%に小幅減少し、非公式的な保護手続きを踏む比率も 2015 年 0.3%から 2016 年 0.1%に減少したことが分かった。大学及び公共研究機関の場合公式的な権利保護手続きの進行比率が小幅減少したが、殆どの場合権利出願など公式的な手続きを通じて保護しており、その比率が一定水準以上維持されていると見られる。



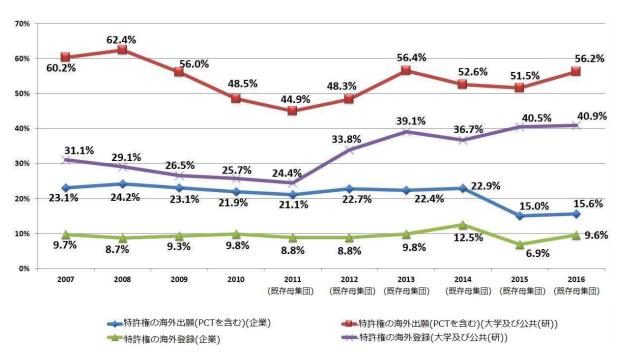
[図 4.11]権利保護手続きの進行比率

国内の知的財産保護水準を強化する必要があると答えた企業と大学・公共(研)の比率は[図 4.12]のとおりである。図からも分かるように、企業の場合知的財産保護水準の強化必要性が 2015 年 67.0%に比べて 2016 年 73.0%に増加した。大学・公共(研)の場合もその比率が小幅増加したことが分かった。特に企業の場合「現水準が適正」と答えた比率は 2015 年 31.2%に比べて 2016 年 24.9%に減少した。これは知的財産の保護及び紛争など関連イシューが持続的に取り上げられる状況の中で知的財産保護水準に対する強化の必要性が増したと見られる。



[図 4.12]国内知的財産保護水準強化の必要性

2015 年の 1 年間海外に特許出願及び登録をした企業、大学・公共(研)の比率推移は[図 4.13]のとおりである。企業の海外出願及び登録の比率は 2015 年に比べて 2016 年にいずれも増加し、大学及び公共研究機関の海外出願及び登録の比率もまた増加した。特に企業の海外出願比率の場合、年平均 10 件未満企業の場合は 2015 年 13.0%から 2016 年 12.8%に小幅減少したが、一方年平均 61 件以上の多出願企業の場合は 2015 年 47.9%から 2016 年 71.3%に大幅増加したことが分かった。海外登録比率の場合も多出願企業の場合は 2015 年 35.4%から 2016 年 43.4%に増加した。知的財産の規模が大きくなるほど海外での権利確保を通じた知的財産の管理に関心を傾けていると見られる。



「図 4.13]海外出願及び登録の推移

用語整理

登録補償

登録された職務発明を対象に支給する補償。

産業財産権

産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利であり、本調査の対象は特許権、 実用新案権、デザイン権、商標権である。

先行特許(技術)調查

新技術開発などのための研究開発 (R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査。

<u>実査</u>

特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握すること。

予備評価

提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の 可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定すること。

自社実施補償

職務発明を発明者の属している会社が利用して収益が発生した場合に発明者に支給する補償。

知的財産

人間の創造的な活動産物として産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン、サービス表)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む。

知的財産権

産業、科学、文化、芸術分野の知的財産活動の結果として得られる法的権利であ り、産業財産権の他に著作権、新知的財産権を総称。

知的財産権の被侵害

知的財産権を侵害した製品・サービスが外部で製造・販売されることで該当知的 財産権を保有する企業の利益に直間接的に被害を受けること。

知的財産担当組織

知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織。

知的財産保護活動

保有している知的財産を権利化したり、社内機密及びノウハウとして維持するな ど創出された知的財産を私有化するための活動。

知的財産サービス

知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスであり、 情報調査・分析、技術移転・取引、IP 翻訳、コンサルティングなどの事業。

処分補償

職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償。

出願補償

出願が完了した職務発明を対象に支給する補償。

出願·審查費用

産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分に不服して請求する審判)にかかった費用などを含めた金額。

他社実施補償

職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術料収入が発生した 場合に支給する補償。

特許維持費用

産業財産権の登録と権利維持にかかる金額で、登録料と維持年金を含めた金額。

付録1. 業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連結

知的財産活動実態調査の業 種分類		韓国標準産業分類(KSIC)9次改訂
農林水産及び鉱業、		農業、林業及び漁業
飲食料及びタバコ製造業		食料品製造業 飲料製造業
		タバコ製造業
卸及び小売業		卸及び小売業 出版、映像、放送通信及び情報サービス業
事業サービス業、通信業		専門、科学及び技術サービス業
 金融及び保険業		事業施設管理及び事業支援サービス業
建設業	F	建設業
	D	電気、ガス、蒸気及び水道事業
		下水・廃棄物処理、原料再生及び環境復元業
		運輸業 ニーニーニーニーニーニーニーニー 宿泊及び飲食店業
その他サービス業	L	不動産業及び賃貸業
この地 これ来		公共行政、国防及び社会保障行政
		教育サービス業
		芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業
	S	協会及び団体、修理及びその他個人サービス業
★# 5任 第1 日 大田 共和第1 7 年		繊維製品製造業;衣服を除く 衣服、衣服アクセサリー及び毛皮製品製造業
繊維製品、衣服、靴製造		ス版、

紙及び印刷出版業	C17	パルプ、紙及び紙製品製造業
	C18	印刷及び記録媒体複製業
	C19	コークス、練炭及び石油精製品製造業
化学産業	C20	化学物質及び化学製品製造業;医薬品を除く
口,压水	C21	医療用物質及び医薬品製造業
	C22	ゴム製品及びプラスチック製品製造業
鉄鋼及び金属産業	C23	非金属鉱物製品製造業
	C24	1 次金属製造業
電気電子産業	C26	電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備
		製造業
	C25	金属加工製品製造業;機械及び家具を除く
	C27	医療、精密、光学機器及び時計製造業
機械産業	C28	電気装備製造業
W/ 1/ 1.— / 1.	C29	その他機械及び装備製造業
	C30	自動車及びトレーラー製造業
	C31	その他運輸装備製造業
	C16	木材及び木製品製造業;家具を除く
その他製造業	C32	家具製造業
	C33	その他製品製造業

付録2. 調査票(企業用)



実施機関:特許庁

承認番号:第13802号

知的財產活動調査票

- 企業用 -

2016

特許庁 韓国知識財産研究院

知的財產活動調查票(企業用)

ID		
112		

<調査概要>

本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の樹立に反映することで企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援するために特許庁と韓国知識財産研究院が共同で行っております。

本調査は<u>統計庁の承認統計</u>であり、この調査票に記載された内容は<u>統計法第 33 条によって秘密が保護され</u>、本調査の要約結果は今後ご回答頂いた企業及び公共研究機関のご担当の方に e-mail で送付致します。本調査にご協力いただき、ありがとうございます。

<お問合せ>

韓国知識財産研究院(KIIP)

㈱コリアデータネットワーク (KDN) 電話番号:02-2183-9159

<送付方法>

調査票の送付手段はメール、FAX、郵便いずれも可能で、書類様式は韓国知識財産研究院のホームページ(http://www.kiip.re.kr)からダウンロードすることができます。

<送り先>

135-914 ソウル市江南区駅三洞 667-14KDN ビル チェ・キュヒョック代理

FAX: 02-512-0777 E-mail: kdn21@kdn21.co.kr

企業名	業種分類*	主要事業製品名**
法人番号	類表を参照して <u>一つだけ選択</u>)	
企業(本社) 所在地	設立年月	
回答者名前	部署/職位	
回答者連絡先	回答者 E-mail	

**(例示 1)「業種分類」: 32. 電気装備製造業 「主要事業製品名」:変圧器

**(例示 2)「業種分類」:34. 自動車及びトレーラー製造業「主要事業製品名」:自動車 用エンジン

*9 次標準産業分類(新分類)

- 1. 農業、林業及び漁業
- 2. 鉱業
- 3. 電気、ガス、蒸気及び水道事業
- 4. 下水・廃棄物処理、原料再生及び 環境復元業
- 5. 建設業
- 6. 卸及び小売業
- 7. 運輸業
- 8. 宿泊及び飲食店業
- 9. 出版、映像、放送通信及び情報サービス業
- 10. 金融及び保険業
- 11. 不動産及び賃貸業
- 12. 専門科学及び技術サービス業
- 13. 事業施設管理及び事業支援サービス業
- 14. 食料品製造業
- 15. 飲料製造業
- 16. タバコ製造業
- 17. 繊維製品製造業
- 18. 衣服、衣服アクセサリー及び毛皮 製品製造業
- 19. 皮、鞄及び靴製造業
- 20. 木材及び木製品製造業
- 21. パルプ及び紙製品製造業
- 22. 印刷及び記録媒体複製業

- 23. コークス、練炭及び石油精製品製造業
- 24. 化学物質及び化学製品製造業
- 25. 医療用物質及び医薬品製造業
- 26. ゴム及びプラスチック製品製造業
- 27. 非金属鉱物製品製造業
- 28. 第1次金属産業
- 29. 金属加工製品製造業
- 30. 電子部品、コンピュータ、映像、 音響及び通信装備製造業
- 31. 医療、精密、光学機器及び時計製 造業
- 32. 電気装備製造業
- 33. その他機械及び装備製造業
- 34. 自動車及びトレーラー製造業
- 35. その他運輸装備製造業
- 36. 家具製造業
- 37. その他製品製造業
- 38. 公共行政、国防及び社会保障
- 39. 教育サービス業
- 40. 保健業及び社会福祉サービス業
- 41. 芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業
- 42. 協会及び団体、修理及びその他個 人サービス業
- 43. 世帯内の雇用活動及び他に分類されない自家消費生産活動
- 44. 国際及び外国機関

I. 会社の一般事項及び知的財産インフラ

●会社の形態及び規模

1. 企業類型による会社の形態(該当欄に✔チェック、2015年12月基準)

企業類型 1	企業類型 2	企業類型 3		
・独立企業 ①・国内グループ系列会社 ②・海外グループ系列会社 ③	・大企業 ① ・中堅企業* ② ・一般中小企業*** ③ ・ベンチャー企業/ ④ INNO-BIZ 企業	・企業研究所(または R&D ① 専担部署)を保有・企業研究所を ② 保有していない		

※中堅企業とは「産業発展法」第10条の2第1項の要件を全て備えた企業である。 ※※中小企業とは「中小企業基本法」第2条第1項及び同法施行令第3条(中小企業の範囲)による企業である。

2. 従業員数、売上高、輸出額、R&D 人材及び費用(該当欄に数字記入、□2015 年または□会計年度基準)

従業員数 (臨時・日雇職を除 く)				人	総売上高	億ウォン
研究開発(R&D)	全体			人	輸出入	輸出活動の有無及び総輸出額
人材**	男性。	人	女性	人	活動の有無及	①有る(総輸出額: 億ウォン)
					び総輸	輸入活動の有無及び総輸入額
研究開発 (R&D) 費***				億ウォン	出入額	①有る(総輸出額: ②無い 億ウォン)

*研究開発人材は研究所及び研究専担部署などに所属され、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、機能職従事者、臨時職や管理職従事者は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合、「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発人材」項目のうち「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入。

※※研究開発費は新しい技術、製品を開発したり、既存の知識を活用して新しい方法を探し出すために行われた調査・研究活動に支出された費用であり、間接費は除く。 「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の 「研究開発費」項目を参照して記入。

●知的財産※担当人材

- ※<u>知的財産</u>とは人間の創造的な活動の産物を総称する用語として、産業財産権(特 許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権 利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む。
- ※<u>産業財産権</u>とは産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利として、特許権、実 用新案権、デザイン権、商標権を含む。
- ※※<u>著作権</u>とは著作者が自分の著作物を独占的に利用したり、それを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。
- ※※※新知的財産権とは経済・社会または文化の変化や科学技術の発展によって新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などと関連する権利を意味する。
- ※<u>特許権</u>とは産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件によって登録が可能。
- ※※<u>実用新案権</u>とは既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して付 与を受ける権利を意味する。
- ※※※<u>デザイン権</u>とは産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外見形状を保護するために登録を通じて許容された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外見を 視覚的な観点から把握できるものを意味する。
- ※※※※<u>商標権</u>とは生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで登録 商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。
- 3. 知的財産担当組織※の存在有無状況(該当欄に✔チェック)

	担当組織なし				
独立専担部署	独立専担部署 法務組織/研究開発組織内 その他組織内				
1)	2	3	4		

- 4. 知的財産担当組織総括者の職位(1つだけ✔チェック)
- ①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他()
- 5. 知的財産担当人材**の数(該当欄に数字記入、いなければ0と表示)

知的財産専担人材***	人	男性 人 女性 人	
その他部署業務(例:総務、人事、R&D 企画)との	,	男性	
兼任人材		女性	

※知的財産担当組織または人材は知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

※※知的財産専担人材:知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材

6. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主要業務(知的財産担当人材を 1 人以上保有する場合該当欄に**✓**チェック)

人材数	ない	1~3人	3~5人	5~10 人	10 1 11 1
業務内容	\\$\(\)\	未満	未満	未満	10 人以上
産業財産権の出願/登録/維持	1)	2	3	4	5
知的財産関連の紛争/訴訟	1)	2	3	4	5
ライセンスなど知的財産の活用		2	3	4	5
知的財産の評価/分析/審査	1)	2	3	4	5
知的財産戦略の樹立	1)	2	3	4	5
知的財産関連の教育	1)	2	3	4	5

7. 知的財産専担人材に対する今後の採用計画(該当欄に✔チェック)

現在保有してい	ハない場合	現在保有し	ている場合
新規採用計画がある 採用計画はない		追加採用計画がある 追加採用計画はない	
1)	2	3	4

♥知的財産担当人材の職務教育

8. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(該当欄に✔チェック)

職務教育を	しない	
機関が独自に実施外部機関を通じて		5 5 . 1
①	2	3

9. 知的財産担当人材向け職務教育の必要性(該当欄に✔チェック)

必要ない	←	普通	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

10.	知的財産	人材向け	職務教育	の実施	を希望す	る場合、	主に取り)扱う~	ヾき	教育	内容
(該)	当するもの	は全て✔	チェック	·)							

- ①特許制度 ②特許明細書の作成法 ③特許情報検索 ④特許紛争(訴訟)
- ⑤特許情報の分析法(特許マップ)
- ⑥特許ライセンシング(技術事業化)
- ⑦海外特許出願及び訴訟 ⑧営業秘密保護
- ⑨その他(
- 11. 知的財産人材の能力を高めるため政府が最も推進を急ぐべき課題(1つだけ✔チェ ック)
- ①大学に特許関連教育課程及び学科の開設
- ②企業を対象とする実務中心教育課程の構成及び教材の開発
- ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成
- ④新規知的財産人材の養成
- ⑤既存人材向けの再教育プログラムの提供
- ⑥知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供 ⑦その他(

12. 知的財産担当者に対する人件費及び教育費、知的財産関連の教育費 (該当欄に数字で記入、□2015年または□会計年度基準)

知的財産担当者に対する人件費※	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者対象)***	(百万ウォン)
知的財産関連の教育費(研究開発者及び従業員対象)****	(百万ウォン)

※他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮してお答えください。

***知的財産担当者及び担当部署の<u>知的財産専門能力を高める</u>ために行われた<u>対内外 教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの進行など</u>教育と関連する費 用を意味する。

****知的財産の創出、権利化、活用などと関連して企業内部の<u>研究開発者及び従業員</u> の基礎的な知的財産関連素養を涵養するための教育費用を意味する。

知的財産サービスの活用状況

※知的財産(IP)サービスとは知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

13. 国内知的財産サービスの活用状況及び分野別支出額(該当欄に**✓**チェック及び金額を記入)

現在の利用状況				支出額(2015年)
(2015 基準、該当	뒊	分野*	説明	(ない場合は0記
に✓ チェック)				入)
		IP 法律代理	IP 出願・登録及び紛 争・訴訟の代理、維持 管理など	万ウォン
利用している	1	IP 評価、賃貸及 び仲介	IP 評価、賃貸及び仲介 など	万ウォン
		IP 情報サービス	IP 通翻訳、情報調査資料処理、DB 構築及び情報サービスなど	万ウォン

		IP コンサルティ ング教育及び広 報	IP コンサルティング・ 教育及び広報	万ウォン			
		IP 金融保険	IP金融・保険	万ウォン			
		IP創出支援及び	IP 出版及び創出支援、	万ウォン			
		出版、施設運営	提供施設の運営など	7, 7, 7, 7, 1			
	利用していない理由(複数回答可能)						
	2	② 自社の保有人材で充分該当業務を行うことができる					
利用していない	3	必要性は認識して らない	用すればいいか分か				
が用していない	4) 知的財産サービスにかかる費用が高価である					
	5	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない					
	6	知的財産サービス	提供機関の情報保安が信頼	質できない			
	7	その他()			
※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系の 7 つ大分類を従							

14. (Q13 で①と答えた場合)知的財産サービス提供機関別の利用比重(該当欄に数値を 記入)

	,
区分	利用比重
民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保	%
証基金など公共機関	, ,
合計	100%

Ⅱ. 特許基盤の知的財産活動

う。

※該当部分の調査項目は「特許に特異的な項目」に対してより明確な現状を把握する

ためのもので、<u>保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)</u> のうち特に特許を念頭に置いてお答えください。

●先行特許調査※など特許情報の活用

*先行特許(技術)調査とは新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発 しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存 在するかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び 研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む。

15. 特許(技術)情報調査の現状(該当欄に✔チェック及び数字記入)

実施状況					
行っている(✔チェック及び数	①				
字記入後、Q17 へ)	研究開発企画段階で全体研究開発課題のうち()%				
行っていない	2)				
(✔チェック後、Q16 へ)	⊌				

- 16. (先行特許調査を行っていない場合)その主な理由(<u>該当欄に**ノ**チェックまたはそ</u>の他意見の作成後、Q18 へ)
- ①先行特許(技術)調査の実施による費用負担
- ②先行特許(技術)調査の実施のための専門人材の不足
- ③先行特許(技術)調査の実施に対する認識不足
- ④先行特許(技術)調査活動の実効性不足(技術の寿命周期の短縮などで先行技術調査の実効性減少など)

(5)	そ(DΙ	抽.)
O		٠ / ١	_ نظ	 /

17. (先行特許調査を行っている場合)実施人材(該当するものは全て✔チェック後、 Q18 へ)

	内部人材		外音	8人材
知的財産	R&D 人材	その他(企画な	弁理士/	専門調査/
専担人材	K&D / (1/2)	ど)人材	弁理士事務所	評価機関
1)	2	3	4	(5)

18. 特許(技術)情報調査の必要性(該当欄に✔チェック)

		必要性		
必要ない	\leftarrow	中間	\rightarrow	とても必要
①	2	3	4	5

●職務発明補償

※職務発明:従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

※職務発明補償制度:従業員は職務発明に対して特許などを受けられる権利や特許権 などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させたり、専用実施権を設定した 場合は正当な補償が受けられる権利を持つ制度(発明振興法)

19. 職務発明補償制度に対する認識度(該当欄に✔チェック)

区分	全く知らない ← → 非常に詳しい					
(1)職務発明補償制度に対して	1)	2	3	4	5	
(2)職務発明と個人発明(職務発明以外の発明)の概念に対して	1)	2	3	4	(5)	
(3)職務発明に対する権利の帰属または承継に対して	1)	2	3	4	<u>©</u>	
(4)補償の算定方法(金銭的・非金銭的)に対して	1)	2	3	4	5	

20. 職務発明補償規定の保有・活用状況(該当欄に✔チェック)

保有している(該当欄に	保有していない	
企業独自に	特許庁など 関連機関が作成・	(チェック後、Q21
職務発明補償規定を作成・活用	普及した標準化された職務発 明補償規定を保有・活用	~)
	切削ほんにで体有・百用	

予約承継規定*	予約承継規定を	予約承継規定	予約承継規定を	
を保有する	保有しない	を保有する	保有しない	
①	2	3	4	⑤

**予約承継規定:従業員の職務発明に対して特許が受けられる権利ないしは特許権を 使用者が承継すると(または使用者のために専用実施権を設定すると)予め使用者と従 業員間で締結する契約または勤務規定

- 21. (職務発明補償規定を保有していない場合)その主な理由(該当欄に✔チェックま たはその他意見の作成後、Q24へ)
- ①職務発明補償金を支給する必要がない ②他職員との衡平性
- ③補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる
- ④補償金を支給する場合、企業の負担が大きくなるため
- ⑤必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からない
- ⑥使用者の導入意志が全くない

⑦その他(
-------	--

22. 職務発明補償の実施状況と補償金の水準(該当欄に✔チェック後、Q23へ)

※出願補償:出願が完了した職務発明を対象に支給する補償

※※登録補償:登録された職務発明を対象に支給する補償

※※※自社実施補償:職務発明を発明者が属している会社で利用して収益が発生した場 合に支給する補償

****他社実施補償:職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術 料収入が発生した場合に支給する補償

*****処分補償:職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給す る補償

		実施状態	金銭的補償を実施する		
区分	金銭	非金銭的補	両方	実施し	場合、 職務発明補償金
	的補	償(昇進、成	補償	ない	の水準

	償	果評価反映)					
発明提案(発明届出)補償	1)	2	3	4		万ウォン	
出願留保補償	1)	2	3	4		万ウォン	
国内特許出願補償※	1)	2	3	4		万ウォン	
国内特許登録補償***	1)	2	3	4		万ウォン	
海外特許出願補償	1)	2	3	4		万ウォン	
海外特許登録補償	1)	2	3	4		万ウォン	
その他産業財産権の国内 登録補償	1)	2	3	4	万ウォン		
その他産業財産権の海外 登録補償	1)	2	3	4		万ウォン	
					一定比率支	固定金額支	
					給の場合	給の場合	
自社実施補償****	1)	2	3	4	収入金の平 均 <u></u> %	万ウォン	
他社実施補償****	1)	2	3	4	収入金の平 均 <u>%</u>	万ウォン	
処分補償*****	1)	2	3	4	収入金の平 均 <u>%</u>	万ウォン	

23. 支給された職務発明関連の補償費用*(□2015 年または□会計年度基準、該当欄に数字で記入)

補償の類型	補償費用
(1)発明届出補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

[※]職務発明補償費用は貴社が定めた補償制度に基づき発明者と創作者などに支払った 補償金である(実施補償、処分補償など)

24. 職務発明補償と関連するあらゆる制度の効果(該当欄に**√**チェック) (企業レベルや国家レベルで現在の実施状況とは関係なくお答えください。)

関連制度		効果	ない ←	- →	とても	効果的
従業員の職務発明に対す	発明の品質及び件数の増加	1)	2	3	4	5
る補償実施または補償水 準の拡大(企業→発明者)	技術流出の防止	1	2	3	4	(5)
職務発明補償制度の実施	発明の品質及び件数の増加	1	2	3	4	5
企業に対する税金の減免 (政府→企業)	技術流出の防止	1	2	3	4	(5)
職務発明補償金に対する	発明の品質及び件数の増加	1	2	3	4	5
所得税の非課税 (政府→発明者)	技術流出の防止	1	2	3	4	5

技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

25. 最近 3 年間 (2013~2015 年) 技術取引、技術マーケティングのために大学・公共研究機関 TLO や民間技術取引機関などに業務を依頼したり、業務協約を締結しているかどうかに関して(該当欄に**ゲ**チェック)

	業務協約を締結	業務を依頼	依頼しない
(1)大学・公共研究機関 TLO、産学協力団	1	2	3
(2)地域技術移転センター、技術取引所など 国内公共機関	1)	2	3
(3)国内民間技術仲介、技術マーケティング会社	①	2	3
(4)海外機関または民間会社	1)	2	3

26. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)主な費用支給方法(該当欄に**ノ**チェック)

- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
- ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定 率)
- ③成功報酬(定額) ④成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤その他
- 27. 技術取引システムの活用度(該当欄に✔チェック)

	活用し		活用度				
	ない	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い	
(1) IP-mart(インターネット特許技術広場)、NTB など国内オンライン取引システム/DB	0	1)	2	3	4	(5)	
(2)特許技術移転説明会など国内オフライン取引システム	0	1)	2	3	4	(5)	
(3)yet2.com など海外オンライン取引システム/DB	0	1)	2	3	4	(5)	
(4)海外オフライン取引システム	0	1	2	3	4	5	

28. 特	許技術を	事業化する	上で最も	大きな問題	(該当欄に ●	/チェック)
-------	------	-------	------	-------	---------	--------

(1)	資	金	不	足
-----	---	---	---	---

)

②マーケティング不足 ③事業化専門人材の不足

(4)	棋	ሐ	묘	\mathcal{O}	彩	堤

⑤その他(

Ⅲ. 知的財産の創出及び活用活動

■知的財産基礎統計情報及び情報システムの活用

※知的財産統計年報などで提示する年度別出願件数及び登録件数、産業部門別出願件 数、国家別審判請求件数など主に参考として活用する知的財産関連の統計指標を意味 する。

- 29. 知的財産統計など基礎統計情報の活用(該当欄に✔チェック及び直接記入)
- ①活用している(主に活用する統計指標※:
- ②活用していない

)

30.	より	頻繁にな	く表し	てほり	しい紛	医計指核	単 (

31. 知的財産情報システムの活用度及び主に活用する情報システムの例示(該当欄に **・**チェック及び直接記入)

	活用			(活用す	る場合)			
	しな	IT .		===		高い	主に活	用する
	٧١	低い	以い ←		中間 →		情報シ	ステム
KIPRIS など政府提供の 情報システム	0	1)	2	3	4	5	()
WIPS、DELPION など民 間提供の情報システム	0	1)	2	3	4	5	()
その他情報システム	0	1)	2	3	4	5	()

●外部からの知的財産導入(outsourcing)*の方向と戦略

※外部から導入した知的財産は産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む。

32. 外部からの知的財産導入方法による実績(該当欄に数字で記入)

※<u>導入した回数ではなく、導入した産業財産権やノウハウの総件数でご記入</u>ください。

	□2015年または□会計年度基準	国内から	海外から		
ĺ		件	件		
	外部から導入した知的財産件数**	(このうち特許件	(このうち特許件		
		数 件)	数 件)		
Ì	実施許諾(licensing-in)を通じて導入	件	件		
-	→ 購買/譲受を通じて導入	件	件		
	クロスライセンス、特許プール(patent pool) を通じて相互実施または共有形態で導入	件	件		

)

外部と共同開発または委託開発を通じて導入	件	件
ジョイントベンチャーまたは M&A を通じて導入	件	件
その他	件	件

33. 外部からの知的財産導入経路による実績(該当欄に✔チェック)

(1)	(1)~(7)の機関から最近3年間(2013~2015年)の知的財産導入経験			件数					
(1)			ない	1 件	2~3	4∼5	6~9	10 件	
				1 11	件	件	件	以上	
		(1)グループ系列会社	0	1)	2	3	4	5	
玉	企業	(2)需要(納品)/供給(下請)企業	0	1)	2	3	4	5	
内		(3)その他企業	0	1)	2	3	4	5	
	公共	(4)大学	0	1)	2	3	4	5	
		(5) 出捐(研)など公共研究機関	0	1)	2	3	4	5	
海	企業	(6)企業	0	1)	2	3	4	5	
外	公共	(7)大学及び研究所	0	1)	2	3	4	5	

34. 外部から知的財産を導入するための投資に対する今後の計画(該当欄に✔チェッ ク、①または②チェックの場合 Q36 へ、③チェックの場合 Q35 へ)

①現在の水準より縮小 ②現在の水準を維持 ③現在の水準より拡大

35. (Q34 で③を選択した場合)知的財産導入に向けた投資の拡大方向(該当するものは 全て/チェック)

国	内	海外			
企業 大学及び研究機関		企業	大学及び研究機関		
①	2	3	4		

[■]知的財産活用の方向と戦略

36. 保有している知的財産権*に対する実査**(評価)の実施状況(該当欄に**✓**チェック及び数字記入)

実施状況					
実施している	①				
(✔チェック及び数字記入後、Q38 へ)	保有している全体知的財産権のうち%				
実施していない(✔チェック後、Q37 へ)	2				

- ※<u>知的財産権</u>とは産業財産権(特許、実用新案など)の他に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称
- ※※<u>保有知的財産権に対する実査</u>とは特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術 及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握するこ とを意味する。
- 37. (実査を実施していない場合)その主な理由(<u>該当欄に**ノ**チェックまたはその他意</u>見の作成後、Q39 へ)
- ①知的財産権実査の実施による費用の負担
- ②知的財産権実査を実施するための専門人材の不足
- ③知的財産権実査の実施に対する認識不足
- ④知的財産権実査を行うには累積された知的財産権数が少ないため行っていない
- ⑤実査(評価)活動の実効性不足(実査結果の活用度が低い)

⑥その他(
(U) (U) IIII, (

38. (実査を実施している場合)実施人材(該当する全てのものに**√**チェック後、Q39 へ)

	内部人	外部人材		
知的財産	R&D 人材 その他 (知的財産実査		弁理士/弁理士	専門調査
専担人材	Rad JOA	委員会など)人材	事務所	/評価機関
1)	2	3	4	5

39. 実際実施の必要性(該当欄に✔チェック)

		必要性		
必要ない	←	中間	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

■知的財産※の売却または移転状況

※知的財産は産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権 (営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む

40. 知的財産の売却または移転実績(該当欄に数字で記入、2015年基準)

2015年または□会計年度基準	国内に売却または	移転	海外に売却または和	多転
他企業などに売却または移転		件		件
した知的財産の件数*	(このうち特許件数	件)	(このうち特許件数	件)
実施許諾を通じて移転		件		件
(licensing-out)	(このうち特許件数	件)	(このうち特許件数	件)
売却/譲渡を通じて売却		件		件
(sale)	(このうち特許件数	件)	(このうち特許件数	件)
クロスライセンス、特許プー		件		件
ル (patent pool)を通じて相 互実施または共有形態で移転	(このうち特許件数	件)	(このうち特許件数	件)

- 41. 知的財産の売却または移転の際、最も大きな問題(該当欄に✔チェック)
- ①取引機関の能力不足

- ②需要先ー供給先の発掘が難しい
- ③技術料の算定が難しい(信頼できる評価機関の不足)
- ④保安上の問題で取引の推進が難しい ⑤その他(

42. 保有している登録産業財産権の活用状況(回答時点を基準に該当欄に数字で記入)

	特許権※	実用新案権	デザイン権*	商標権*
権利保有件数** (A+B)	件	件	件	件

)

	活用件数(A)			件			件	件	件
	自社実施			件			件	件	件
	他社実施+自社実施			件			件	件	件
-	→ 他社実施	件			件		件	件	
	現物出資			件			件	件	件
	防御的な目的で保有/活用	件		件		件			
				件			件		
	未活用件数(B)	(登録	5	年未	(登録	5	年未		
		満)		件	満)		件		
				件			件		
-	→ 他機関に移転可能****	(登録	5	年未	(登録	5	年未		
		満)		件	満)		件		

※<u>特許権、デザイン権、商標権は「登録された」</u>特許権、デザイン権、商標権を対象 とする。

※※現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅せず)権利が生きている総件数を記入する。

※※※<u>他機関に移転可能</u>:ライセンス契約などを通じて移転することに問題がない産業財産権で、事業化可能性や経済的な価値が著しく落ちるため他機関への移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

43. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 受注及び各種認証獲得の状況(該当欄に全て✔チェック、□2015 年または□会計年度基準)

※産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得する上で基盤となる根拠になり得る ため、本質問では貴社が<u>国家及び民間 R&D 事業を受注する際(提案書の作成など)、各</u> 種認証獲得のための申請の際に出願及び登録産業財産権を活用した事例を全て含む。

**NET(New Excellent Technology)認証とは技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体であり、新技術を早期に発掘して優秀性を認証することで、新技術の商用化及

び取引を促進するとともに初期市場進出基盤作りを目的として設立された認証制度

***NEP(New Excellent Product)認証とは技術標準院が運営主体であり、国内で初め
て開発された技術またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで製品
の初期販路の開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設立された制度

****世界一流商品認証とは産業資源通商部が運営主体であり、大韓民国国籍企業が生
産する製品として一定の条件を満たせる商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世
界一流商品」または「次世代世界一流商品」として選定した商品を意味する。

(1)産業財産権	R&D 受注の	R&D 受注のために産業財産権を活用した経験がある						
を活用した R&D	政府 R&D に活用			民間 R&D に活用			活用経験無し	
受注の状況		① ②				3		
(2)産業財産権 を活用した主 要認証獲得の 状況	主要認証? NET 認証 獲得						活用経験無し	
·//\ \DL	1	2		3	4 ()	5	

- 44. 産業財産権を活用しなかった主な理由(該当欄に**√**チェックまたは<u>その他意見の</u>作成)
- ①(自社実施)産業財産権の活用に必要な資本など生産要素の不足
- ②(自社実施、他社実施)活用のためには該当産業財産権の他に後続研究開発を通じた関連産業財産権の獲得が必要であるが、該当後続活動が不十分
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい
- ④(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい
- ⑤既存産業財産権との利用・抵触関係によって紛争の恐れがあるため、活用不可
- ⑥その他(

政府の政策支援及びその必要性

45. 国内企業の効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性

	政府政策の必要性				
	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い
(1)職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリ					
ットの付与、関連規定の整備などを通じて企業が職	(Ī)	2	(3)	(4)	(5)
務発明補償制度を導入したり、補償水準が拡大でき		<u>a</u>)	0	4	9
るように支援					
(2) 特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深み	(1)	2)	3	(4)	(5)
のある先行特許調査と特許情報活用を支援		a)		4)	0
(3)中小企業特許コンサルティング事業の拡大など	①	2)	(3)	(4)	(5)
を通じて中小企業の知的財産権創出活動を支援		<u>a</u>)		1)	0
(4) 多様な技術分野に対する特許マップ (patent	(Ī)	2	(3)	(4)	(5)
map)の構築支援	(1)	4	3)	4)	(3)
(5)研究者などを対象とする知的財産権関連教育の					
支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関	1	2	3	4	5
連費用の支援など)					
(6) その他()	1	2	3	4	(5)

46. 国内企業の効果的な知的財産活用のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	\rightarrow	高い
(1)保有特許技術に対する価値評価の支援	1)	2	3	4	5
(2)新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援	1	2	3	4	5
(3)偽造品及び模倣品の取締り強化	1	2	3	4	5
(4)新技術事業化のための中小/ベンチャー創業支援	1)	2	3	4	5
(5)特許技術取引、流通システムの改善	1	2	3	4	5
(6)優秀技術の輸出支援	1	2	3	4	(5)
(7)地域知的財産センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援(one-stop	1)	2	3	4	(5)

service)						
(8) その他()	1	2	3	4	5

IV. 知的財産保護活動

●知的財産保護の方向と戦略

47. 産業財産権の出願などに先行して社内予備評価**を実施しているかどうか。(該当欄に✔チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している	①
(✔チェック及び数字記入後、Q49 へ)	全体届出発明のうち%
実施していない <u>(</u> ✔チェック後、Q48 へ)	2

※<u>「予備評価」</u>とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明 の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定することを意味する。

- 48. (予備評価を実施していない場合)その主な理由(該当欄<u>に**✓**チェックまたはその</u> 他意見の作成後、Q50 へ)
- ①予備評価の実施による費用の負担
- ②予備評価を実施するための専門人材の不足
- ③予備評価の実施に対する認識不足
- ④予備評価活動の実効性不足(予備評価のスクリーニング機能などが満足に働かない)
- ⑤その他(
- 49. (予備評価を実施している場合)遂行人材(該当するもの全てに**✓**チェック後、Q50 へ)

内部人材			外部人材		
知的財産専門	D0D 1 ++	その他(知的財産審	弁理士/	専門調査/	
担当人材	R&D 人材	議委員会など)人材	弁理士事務所	評価機関	

1)	2	3	4	5

50. 予備評価実施の必要性(該当欄に✔チェック)

		必要性		
必要ない	←	中間	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

51. (模倣者などから)研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略(該当欄に ✔チェック)

	活用	活用度				
	しない	低い	←	中間	\rightarrow	高い
(1)特許など産業財産権の出願/登録	0	1)	2	3	4	5
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	0	1)	2	3	4	5
(3) 競合社より先に市場を先占	0	1)	2	3	4	5
(4)複雑な設計方法を採択	0	1)	2	3	4	5

52. 発明届出(Invention disclosure)件数対比特許など産業財産権の出願比率

□2015 年または□会計年度基準	比率
発明届出(Invention disclosure)件数=100とする場合、	100((1)+(2)+(3)+(4))%
(1)産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを進行	%
(2)(営業秘密として維持など)非公式的な権利保護手続きを 進行	%
(3)(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄する	%
(4)その他:	%

●知的財産の管理及び保護に関する認識度

53. 現在国内の知的財産保護水準※に対する意見(該当欄に✔チェック)

大幅な	漸進的な	現在の水準が	漸進的な	大幅な
弱化が必要	弱化が必要	適正	強化が必要	強化が必要
1)	2	3	4	5

※<u>知的財産保護水準</u>は特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性 と知的財産権が他人によって侵害を受けた時に対抗できる行政的、司法的措置が如何 に整えられているのかを意味する。

54. 産業財産権の海外出願/登録の実績(該当欄に数字で記入)

			特許権の	デザイン権の	商標権の
			海外出願/登録	海外出願/登録	海外出願/登録
	(個	別国家)出願件数※	(件)	(件)	(件)
		米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
2015 年	\rightarrow	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
実績		ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)
		PCT 出願**	(件)		
		登録件数※	(件)	(件)	(件)
2015 年		米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
実績	\rightarrow	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)

**同じ産業財産権を複数の国家に個別的に出願または登録した場合にはこれを全て合算してご記入ください。例えば、A という特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3でご記入ください。

***但し、PCT 出願の場合は出願書に記載されている指定国の数に関係なく、1 件としてご記入ください。

●産業財産権出願の今後の計画

55. 2016 年産業財産権の予想国内出願件数(該当欄に数字で記入及び✔チェック)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2016年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2017 年	縮小	①	1)	1)	1
以後	維持	2	2	2	2
	拡大	3	3	3	3

56. 貴社の産業財産権国内出願の増減に影響を及ぼす要因(該当欄に✔チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因		重要度				
土安生未	土安生業別座惟の国内山嶼の増減に影響を及はり安囚		→	中間	→ 류	高い
	①研究開発投資の増減による研究成果の変化	1	2	3	4	5
企業内部的	②企業の事業戦略の変化(事業分野の多角化または事業構造調整など)	1)	2	3	4	5
な要因	③企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中 心の産業財産出願戦略、維持費用対比収益性戦 略の変化など)	1)	2	3	4	5
	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	1	2	3	4	(5)
外部環境的 な要因	⑤国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、 物価及び為替の変化、世界金融危機など)	1)	2	3	4	5
	⑥産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	1)	2	3	4	5

57. 出願・審査・維持費用(□2015年または□会計年度基準、弁理士費用を含む)

日本山區	海外出願
国内出願	(PCT 出願を含む)

ĺ	出願·審查費用 [※]		(百万ウォン)	(百万ウォン)
	\rightarrow	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
=		維持費用***	(百万ウォン)	(百万ウォン)
	\rightarrow	特許/実用新案権の維持費用	%	%

*出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判 (特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分に不服して請求する審判)にかかった費 用などを含めた金額である。

***維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と維持年金を含めた金額である。

■営業秘密管理及び技術流出防止管理の状況

- 58. 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況
- ①営業秘密管理指針及び技術流出防止指針があり、これを遵守している。
- ②営業秘密管理指針及び技術流出防止指針はあるが、これに対する認識度が低い。
- ③関連指針がない。

59. 営業秘密管理及び技術流出防止のための人材管理の状況(該当欄に✔チェック)

	している	しない
(1)内部者に対する秘密保護誓約書の締結	1)	2
(2)定期的な関連教育の実施	1)	2
(3)転職禁止約定などの競業禁止の義務付け	1)	2
(4)外部者(取引先)に対する保安誓約書の作成など保護	(1)	(2)
義務の明確化)	

60. 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理の状況(該当欄に✔チェック)

	している	しない
(1)外部者に対する出入統制	1)	2
(2)アクセス権限の付与など内部者に対するアクセス管理	1)	2

(3)文書のレベル指定(秘密、対外秘など)	1	2
(4)電子文書の管理(USB、外部メール、シャットアウトなど)	1)	2
(5)非電子文書の管理(印刷、搬出、廃棄など)	1)	2

61. 産業財産権紛争(侵害など)を事前に予防するための活動(該当欄に✔チェック)

	している	しない
(1)オフライン市場のモニタリング	1)	2
(2)オンライン市場のモニタリング	1)	2
(3)紛争対応のためのコンサルティングの依頼	1)	2
(4)紛争(侵害など)関連教育の実施	1)	2
(5)その他(簡単にご記入ください。)		

62. 国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い
(1)産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	1)	2	3	4	5
(2)海外出願関連の情報を提供	1)	2	3	4	5
(3)知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定	1)	2	3	4	5
(4)知的財産権侵害に対するコンサルティング支援と共同取締り	1)	2	3	4	5
(5)その他()	1)	2	3	4	5

アンケート調査に最後までご協力頂き、ありがとうございます。

付録3. 調査票(大学及び公共研究機関用)



実施機関:特許庁

承認番号:第13802号

付録 3.

知的財產活動調査票

- 大学、公共研究機関用 -

2016

特許庁 韓国知識財産研究院

知的財産活動調査票(大学及び公共研究機関用)

ID

<調査概要>

本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の樹立に反映することで企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援するために特許庁と韓国知識財産研究院が共同で行っております。

本調査は統計庁の承認統計として、この調査票に記載された内容は統計法 第 33 条によって秘密が保護され、本調査の要約結果は今後ご回答頂いた企業 及び公共研究機関のご担当の方に e-mail で送付致します。本調査にご協力い ただき、ありがとうございます。

<お問合せ>

韓国知識財産研究院(KIIP)

㈱コリアデータネットワーク (KDN) 電話番号:02-2183-9159

<送付方法>

調査票の送付手段はメール、FAX、郵便いずれも可能で、書類様式は韓国知識財産研究院のホームページ(http://www.kiip.re.kr)からダウンロードすることができます。

<送り先>

135-914 ソウル市江南区駅三洞 667-14KDN ビル チェ・キュヒョック代理

 $\label{eq:FAX:o2-512-0777} {\sf E-mail:} \quad kdn21@kdn21.co.\,kr$

機関名	機関所在地 (市/郡単位)	
回答者名前	部署/職位	
回答者連絡先	回答者 E-mail	

I. 機関の一般事項及び知的財産インフラ

●機関の研究開発規模

1. 研究開発人材*(該当欄に数字で記入。2015年基準)

研究開発(R&D)人材

全体	男性	女性
人	人	人

※<u>研究開発人材</u>は学士号以上の学位所持者または同等以上の専門知識を備えている人で、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材を意味し、機能職従事者、臨時職、管理職従事者は除く。

※<u>「研究開発活動調査」</u>に回答した場合は<u>「科学技術研究開発活動調査票」</u>の<u>「研究</u> 開発人材」項目のうち「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入。

2. 研究開発費*(該当欄に数字で記入。2015年基準)

	政府からの研究開発費	億ウォン
研究開発(R&D)費(共通)	企業からの研究開発費	億ウォン
	自己負担の研究開発費	億ウォン

※<u>研究開発費</u>は新しい技術、製品を開発したり、既存の知識を活用して新しい方法を探し出すために行われた調査・研究活動に支出された費用として間接費は除く。 「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は<u>「科学技術研究開発活動調査票」</u>の 「研究開発費」項目を参照して記入。

●知的財産※担当人材

- ※ <u>知的財産</u>とは人間の創造的な活動の産物を総称する用語として、産業財産権(特 許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権 利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む。
- ※<u>産業財産権</u>とは産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利として、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。
- ***<u>著作権</u>とは著作者が自分の著作物を独占的に利用したり、これを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。
- **** 新知的財産権とは経済・社会または文化の変化や科学技術の発展によって新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などと関連する権利を意味する。

※<u>特許権</u>とは産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件によって登録が可能。

***<u>実用新案権</u>とは既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して付 与を受ける権利を意味する。

****<u>デザイン権</u>とは産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外見形状を保護する ために登録を通じて許容された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外見を視 覚的な観点から把握できるものを意味する。

****<u>商標権</u>とは生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。

3. 知的財産担当組織※の保有状況(該当欄に✔チェック)

担当組織の保有状況 - 般行政組織内 R&D 企画・管理組織や産学協力団内		担当組織なし
①	2	3

4. 知的財産担当人材※の人数(該当欄に数字で記入)

知的財産専門担当人材※※	Д	男性	人
ンははない。 はしままっていまってい		女性	人
その他部署業務(例:総務、人事、R&D 企画)との兼任人材	Α.	男性	人
		女性	人

※知的財産担当組織または人材は知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録、維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

|※※知的財産専担人材:知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材

5. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主要業務(知的財産担当人材を 1 人以上保有する場合該当欄に**✓**チェック)

人材数	ない	1~3人	3~5人	5~10 人	10 人以上
業務内容		未満	未満	未満	
産業財産権の出願/登録/維持	1)	2	3	4	(5)
知的財産関連の紛争/訴訟	1)	2	3	4	5
ライセンスなど知的財産の活用	1)	2	3	4	5
知的財産の評価/分析/審査	1)	2	3	4	5
知的財産戦略の樹立	1	2	3	4	(5)
知的財産関連の教育	1)	2	3	4	(5)

6. 知的財産専担人材に対する今後の採用計画(該当欄に✔チェック)

現在保有していない場合		現在保有し	ている場合
新規採用計画がある	採用計画はない	追加採用計画がある	追加採用計画はない
1)	2	3	4

🎴 知的財産担当人材の職務教育

7. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(該当欄に✔チェック)

職務教育を	職務教育を行っている		
機関が独自に実施	外部機関を通じて	しない	
①	2	3	

8. 知的財産担当人材向け職務教育の必要性(該当欄に✔チェック)

必要ない	←	普通	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

- 9. 知的財産人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容(該 当するものは全て✔チェック)
- ①特許制度 ②特許明細書の作成法 ③特許情報検索 ④特許紛争(訴訟)

- ⑤特許情報の分析法(特許マップ)
- ⑥特許ライセンシング(技術事業化)

⑦海外特許出願及び	氵訴	訟
-----------	----	---

⑧営業秘密保護

⑨その他	()

- 10. 知的財産人材の能力を高めるため政府が最も推進を急ぐべき課題(1 つだけ✔チェ ック)
- ①大学に特許関連教育課程及び学科の開設
- ②企業を対象とする実務中心教育課程の構成及び教材の開発
- ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成

④新規知的財産人材の養成

- ⑤既存人材のための再教育プログラムの提供
- ⑥知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供 ⑦その他(
-)
- 11. 知的財産担当者に対する人件費及び教育費(2015年基準)

知的財産担当者に対する人件費※	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者対象)***	(百万ウォン)
知的財産関連の教育費(研究開発者など構成員対象)****	(百万ウォン)

※他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮してお答えください。

**知的財産担当者及び担当部署の<u>知的財産専門能力を高める</u>ために行われた<u>対内外</u> 教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの進行など教育と関連する費 用を意味する。

※※※知的財産の創出、権利化、活用などと関連して企業内部の研究開発者及び従業員 の基礎的な知的財産関連素養を涵養するための教育費用を意味する。

🤎 知的財産サービスの活用状況

※知的財産(IP)サービスとは知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービ スとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

12. 国内知的財産サービスの活用状況及び分野別支出額(該当欄に✔チェック及び金 額を記入)

現在の利用状況	() m2	⇒V pp	支出額(2015年)
(2015 基準、該当欄	分野	説明	(ない場合 0)

に✔チェック)				
		知的財産法律代 理	知的財産の出願・登録及び紛争・訴訟の代理、維持管理など	万ウォン
		知的財産の評 価、賃貸及び仲 介	知的財産の評価、賃貸及び仲介など	万ウォン
		知的財産の流通	知的財産の流通	万ウォン
利用している	1	知的財産情報サービス	知的財産の通翻訳、情報調査・資料処理、DB 構築及び情報サービス など	万ウォン
		知的財産コンサ ルティング・教 育及び広報	知的財産のコンサルティング・教育及び広報	万ウォン
		知的財産の金 融・保険	知的財産の金融・保険	万ウォン
		知的財産の創出 支援及び出版、 施設運営	知的財産の出版及び創 出支援、提供施設の運 営など	万ウォン
		利用し	ていない理由(複数回答可	〔能〕
	2	自社の保有人材で	充分該当業務を行うことな	ができる
	3	必要性は認識して らない	いるもののどの機関を利。	用すればいいか分か
利用していない	4	知的財産サービス	にかかる費用が高価である	3
	(5)	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない		
	6	知的財産サービス	提供機関の情報保安が信頼	頂できない
	7	その他()

13. 知的財産サービス提供機関別の利用比重(該当欄に数値を記入)

区分	利用比重
民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術	%
保証基金など公共機関	, ,
合計	100%

総合的な知的財産管理システム

- 14. 総合的な知的財産管理システムの構築または活用状況(該当欄に✔チェック)
- ①特許など出願/登録過程と目録などが管理されている(発明届出から出願、中間事件、登録、維持、放棄などと関連する行政手続きと特許費用、関連情報などの管理システムを保有)
- ②特許などの出願/登録過程と目録などが業績評価など人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理されている。
- ③知的財産管理システムが構築されていない(→③にチェックした場合 Q16 へ)
- 15. (知的財産管理システムを構築または活用している場合)構築方法と所要費用 (2015 年基準)

	構築費用または賃借費用							
	(年間維持費用を含む)							
構築方法	500 万	1000 万	3000 万	5000 万	1億	1 億		
	ウォン	ウォン	ウォン	ウォン	ウォン	ウォン		
	未満	未満	未満	未満	未満	以上		
①機関固有の管理システムを構築	1)	2	3	4	(5)	6		
②外部の管理システムを賃借して活用	1)	2	3	4	5	6		

●(大学の場合)知的財産関連教育の状況

- 16. 知的財産関連講座の開設状況及び講座数
- ①開設されている(講座数_____ 講座)
- ②開設されていない
- 17. 知的財産関連講座講師における専任教員の存在有無
- ①専任教員として存在する
- ②専任教員として存在しない

Ⅱ. 特許基盤の知的財産活動

**該当部分の調査項目は<u>「特許に特異的な項目」</u>に対してより明確な状況を把握する ためのものであり、<u>保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイ</u> ン権)のうち特に特許を念頭においてお答えください。

●先行特許調査※など特許情報の活用

※<u>先行特許(技術)調査</u>とは新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む。

18. 特許(技術)情報調査の状況(該当欄に✔チェック及び数字で記入)

実施状況					
実施している(✔チェック	①				
及び数字記入後、Q20 へ)	研究開発企画段階で全体研究開発課題のうち%				
実施していない (✔チェック後、Q19 へ)	2				

19. (先行特許調査を行っていない場合) その主な理由(該当欄に**✓**チェックまたはその他意見の作成後、Q21 へ)

- ①先行特許(技術)調査の実施による費用負担
- ②先行特許(技術)調査を実施するための専門人材の不足
- ③先行特許(技術)調査の実施に対する認識不足
- ④先行特許(技術)調査活動の実効性が不足(技術の寿命周期の短縮などで先行技術調査の実行性減少など)

⑤その他(,
1317 (/) 1111		

20. (先行特許調査を行っている場合)実施人材(該当するものは全て✔チェック後、Q21 へ)

内部人材			外部人材		
知的財産	R&D 人材	その他(企画な	弁理士/	専門調査/	
専担人材	KWD / (4)	ど)人材	弁理士事務所	評価機関	
1)	2	3	4	⑤	

- 21. 機関レベルの特許(技術)情報調査支援の状況(該当するものは全て✔チェック)
- ①機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築、研究者に提供
- ②(研究者の要請がある場合)開発しようとする技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査して研究者に提供
- ③研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援
- ④特別な支援は行っていない
- 22. 特許(技術)情報調査の必要性(該当欄に✔チェック)

		必要性		
必要ない	←	中間	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

[●]職務発明補償

※職務発明:従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

※職務発明補償制度:従業員は職務発明に対して特許などを受けられる権利や特許権 などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させたり、専用実施権を設定した 場合は正当な補償が受けられる権利を持つ制度(発明振興法)

23. 職務発明補償制度の認識度(該当欄に✔チェック)

区分	全く知	らない	\leftarrow \rightarrow	非常に	詳しい
(1)職務発明補償制度に対して	1)	2	3	4	5
(2)職務発明と個人発明(職務発明以外の発明)の概念に対して	1)	2	3	4	(5)
(3)職務発明に対する権利の帰属または承継に対して	1)	2	3	4	5
(4)補償の算定方法(金銭的・非金銭的)に対して	1)	2	3	4	(5)

24. 職務発明補償規定※の保有・活用状況(該当欄に✔チェック)

保有し				
	務発明補償規定 ・活用	特許庁など関連機関が作成・ 普及した標準化された職務発 明補償規定を保有・活用		保有していない (✓ チェック後、 Q25 へ)
予約承継規定	予約承継規定を	予約承継規定 予約承継規定を		
を保有する	保有していない	を保有する	保有していない	
1)	2	3	4	(5)

※職務発明補償規定:使用者・法人が承継した従業員の職務発明に対して正当な補償を定めた契約や勤務規定

- 25. (職務発明補償規定を保有していない場合)その主な理由(<u>該当欄に**ノ**チェックま</u>たはその他意見の作成後、Q29 へ)
- ①職務発明補償金を支給する必要がない ②他職員との衡平性
- ③補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる
- ④補償金を支給する場合、企業の負担が大きいため
- ⑤必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からない
- ⑥使用者の導入意志が全くない

<u> </u>	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O
⑦その他(\
(1) ~ () mj. ()
	,

26. 職務発明補償の実施状況と補償金の水準(該当欄に✔チェック後、Q27へ)

※出願補償:出願が完了した職務発明を対象に支給する補償

※※登録補償:登録された職務発明を対象に支給する補償

****実施補償:職務発明をライセンス契約などを通じて企業などに移転し、技術料

収入が発生した場合に支給する補償

※※※処分補償:職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給す

る補償

		実施状況	金銭的補償を実施する		
区分	金銭的補償	非金銭的補 償(昇進、成 果評価反映)	両方補償	実施しない	場合、職務発明補償金の水準
発明提案(発明届出)補償	1)	2	3	4	万ウォン
出願留保補償	1	2	3	4	万ウォン
国内特許出願補償※	1)	2	3	4	万ウォン
国内特許登録補償***	1)	2	3	4	万ウォン
海外特許出願補償	1)	2	3	4	万ウォン
海外特許登録補償	1	2	3	4	万ウォン
その他産業財産権の国内 登録補償	1)	2	3	4	万ウォン

その他産業財産権の海外 登録補償	1)	2	3	4	万ウォン
					一定比率支 固定金額支 給の場合 給の場合
自社実施補償****	1)	2	3	4	収入金の平 均(%)万ウォン
他社実施補償****	1)	2	3	4	収入金の平 均(%)万ウォン
処分補償*****	1)	2	3	4	収入金の平 均(%)万ウォン

27. 職務発明に対する非金銭的な補償(業績評価など)(該当欄に✔チェック)

	業績評価な	(SCI級)	論文提出	出の時、	業績評価へ	の反映
	どに反映し	=100 と	100 とした場合			
	ていない	30 以下	50 以下	70 以下	100以下	100 超過
特許など産業財産権の国内出願	0	1)	2	3	4	5
特許など産業財産権の海外出願	0	1)	2	3	4	(5)
特許など産業財産権の国内登録	0	1)	2	3	4	(5)
特許など産業財産権の海外登録	0	1)	2	3	4	(5)
産業財産権の移転や売却を通じ た技術料収入の発生	0	1)	2	3	4	(5)

28. 支給された職務発明※の補償費用 (2015年基準、該当欄に数字で記入)

補償の類型	補償費用
(1)発明届出補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

※職務発明補償費用は貴機関が定めた補償制度に基づき発明者と創作者などに支払った補償金である(実施補償、処分補償など)。

29. 職務発明補償と関連するあらゆる制度の効果(該当欄に✔チェック)

※企業レベルや国家レベルで現在の実施状況とは関係なくお答えください。

関連制度		効果な	÷ () ←	→ }	こてもタ	効果的
職務発明に対する補償実	発明の品質及び件数の増加	1)	2	3	4	5
施または補償水準の拡大 (機関レベル)	技術流出の防止	1)	2	3	4	(5)
職務発明補償金に対する	発明の品質及び件数の増加	1	2	3	4	5
所得税の非課税 (政府レベル)	技術流出の防止	1)	2	3	4	5

■技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

30. 最近 3 年間(2013~2015 年)技術取引、技術マーケティングのために国内外企業、技術取引機関などに業務を依頼したり、業務協約を締結しているかどうかに関して(該当欄に**ノ**チェック)

	業務協約を締結	業務を依頼	依頼しない
(1)国内企業または企業研究所	1)	2	3
(2)地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関	①	2	3
(3)国内民間技術仲介、技術マーケティング会社	1)	2	3
(4)海外機関または民間会社	1)	2	3

- 31. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)主な費用支給方法(該当欄に**ノ**チェック)
- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)

- ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)
- ③成功報酬(定額) ④成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤その他
- 32. 技術取引システムの活用度(該当欄に✔チェック)

	活用し	活用度				
	ない	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い
(1) IP-mart(インターネット特許技術広場)、NTB など国内オンライン取引システム/DB	0	1	2	3	4	(5)
(2)特許技術移転説明会など国内オフライン取引システム	0	1)	2	3	4	5
(3)yet2.com など海外オンライン取引システム/DB	0	1	2	3	4	5
(4)海外オフライン取引システム	0	1	2	3	4	5

Ⅲ. 知的財産の創出及び活用活動

●知的財産統計かど基礎統計情報の活用

,	AH H J A A BULL OF C THE WILL IN THE VILLAIN
33.	知的財産統計など基礎統計情報の活用(該当欄に✔チェック及び直接記入)

①江田1 ブルフ	(主に活用する統計指標※	

②活用していない

※知的財産統計年報などで提示する年度別出願件数及び登録件数、産業部門別出願件数、国家別審判請求件数など主に参考として活用する知的財産関連の統計指標を意味する。

34.	より頻繁に公表	してほしい	ヽ統計指標 (
-----	---------	-------	---------	--

35. 知的財産情報システムの活用度(該当欄に✔チェック)

活用			活用度			(活用する場合)
しな	低い	←	中間	\rightarrow	高い	主に活用する

	٧١						情報シ	⁄ステム
KIPRIS など政府提供の 情報システム	0	1)	2	3	4	5	()
WIPS、DELPION など民 間提供の情報システム	0	1	2	3	4	5	()
その他情報システム	0	1)	2	3	4	(5)	()

❤️知的財産創出のための研究開発(R&D)活動及び今後の戦略

- 36. 優秀な知的財産を創出するため、現在機関レベルで行っている活動(該当するものは全て**√**チェック)
- ①機関の特性に適した研究開発の発掘及び機関独自の研究開発の拡大
- ②産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- ③研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築
- ④中大型、重要研究開発課題から優秀特許を創り出すための研究開発企画の強化
- 37. (現在の実施状況とは関係なく)優秀な知的財産を創り出すために必要と考える活動や戦略(重要度によって2つ以内で✔チェック)
- ①機関の特性に適した研究開発の発掘及び機関独自の研究開発の拡大
- ②産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- ③研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築
- ④中大型、重要研究開発課題から優秀特許を創り出すための研究開発企画の強化

■知的財産活用の方向と戦略

38. 保有している知的財産権**に対する実査***(評価)の実施状況(該当欄に**✓**チェック及び数字で記入)

実施状況					
実施している(/ チェック及び数字記入後、Q40 へ)	① 保有している全体知的財産権のうち%				

実施しない(✔チェック	
後、Q39 へ)	②

※<u>知的財産権</u>とは産業財産権(特許、実用新案など)の他に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称。

※※保有知的財産権に対する実査とは特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術 及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握するこ とを意味する。

- 39. (実査を行っていない場合)その主な理由(<u>該当欄に**ノ**チェックまたはその他意見</u>の作成後、Q41 へ)
- ①知的財産権実査の実施による費用負担
- ②知的財産権実査を実施するための専門人材の不足
- ③知的財産権実査の実施に対する認識不足
- ④知的財産権実査活動を行うには累積知的財産権の数が少ない関係で行っていない
- ⑤実査(評価)活動の実効性が不足(実査結果の活用度が落ちる)

⑤ その他(·

40. (実査を実施している場合)実施人材(該当する全てのものに✔チェック後、Q41へ)

内部人材			内部人材 外部人材		
知的財産	R&D 人材	その他(知的財産実査	弁理士/	専門調査	
専担人材	Kad / (1)	委員会など)人材	弁理士事務所	/評価機関	
1)	2	3	4	5	

41. 実査実施の必要性(該当欄に✔チェック)

		必要性		
必要ない	←	中間	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

●知的財産※の売却または移転状況

※<u>知的財産</u>は産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産 権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む

42. 知的財産の売却または移転実績(該当欄に数字で記入、2015年基準)

			国内に売却または	移転	海外に売却または	移転
	企業などに売	却または移転した知		件		件
	的財産の件数		(このうち特許は	件)	(このうち特許は	件)
	(共同または	委託研究開発契約な				
	ど)研究開発	契約に <u>技術移転義務</u>		件		件
	条項(強制実力	<u>施)が含まれ、</u> 移転ま	(このうち特許は	件)	(このうち特許は	件)
\rightarrow	たは売却され	た知的財産の件数				
	権利行使に	移転(licensing-		件		件
	制約のない	out)件数	(このうち特許は	件)	(このうち特許は	件)
	独自の保有	去 切 / 1 - \ /h *hr		件		件
	知的財産の	売却(sale)件数	(このうち特許は	件)	(このうち特許は	件)

- 43. 知的財産の売却または移転の際、最も大きな問題(該当欄に✔チェック)
- ①取引機関の能力不足

②需要先一供給先の発掘が難しい

- ③技術料の算定が難しい(信頼できる評価機関の不足)
- ④保安上の問題で取引の推進が難しい
- ⑤その他()
- 44. 知的財産の有償実施許与または売買契約の成果(該当欄に数字で記入、2015 年基準)

	収入	
	産業財産権の実施許与/売却	(百万ウォン)
	ノウハウだけの実施許与/売却	(百万ウォン)
→ 国内 企業から		%

	その他法人から	%
海外	企業から	%
1母ノド	その他法人から	%

45. 保有している登録産業財産権の活用状況(回答時点基準で該当欄に数字記入)

	特許権*	実用新案権	デザイン権*	商標権*
権利保有件数** (A+B)	件	件	件	件
活用件数(A)	件	件	件	件
外部の他機関に移転	件	件	件	件
⇒ 実験室創業、研究員 創業などに活用	件	件	件	件
現物出資	件	件	件	件
	件	件		
未活用件数(B)	(登録5年未満)	(登録5年未満)		
	件	件		
他機関に移転可能※	件	件		
**	(登録5年未満)	(登録5年未満)		
	件	件		

**<u>特許権、デザイン権、商標権</u>は<u>「登録された」</u>特許権、デザイン権、商標権を対象とする。

***現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅されず)権 利が生きている総件数を記入する。

****<u>他機関に移転可能</u>:ライセンス契約などを通じて移転することに問題がない産業財産権で、事業化可能性や経済的な価値が著しく落ちるため他機関への移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

46. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 実施及び認証獲得の状況 (該当欄に全て✔チェック、2015年または会計年度基準)

**産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得する上で基盤根拠になり得るため、本質問では貴機関が国家及び民間 R&D 事業を受注する際(提案書の作成など)、各種認証獲得のための申請の際に出願及び登録産業財産権を活用した事例を全て含む。

**NET (New Excellent Technology)認証とは技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体であり、新技術を早期に発掘して優秀性を認証することで、新技術の商用化及び取引を促進するとともに初期市場進出基盤作りを目的として設立された認証制度
****NEP (New Excellent Product)認証とは技術標準院が運営主体であり、国内で初めて開発された技術またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで製品の初期販路の開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設立された制度
*****世界一流商品認証とは産業資源通商部が運営主体であり、大韓民国国籍企業が生産する製品として一定の条件を満たせる商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世界一流商品」または「次世代世界一流商品」として選定した商品を意味する。

(1)産業財産権	R&D 受注のために産業財産権を活用した経験がある				活用	経験無し
を活用した R&D	政府 R&D に活用		民間 R&i	民間 R&D に活用		H-000, W-0
受注の状況	① ②				3	
(2)産業財産権	主要認証獲得のために産業財産権を活用した経験が			ある	活用経	
を活用した主	NET 認証	NEP 認証	世界一流商品	その他認証	獲得	験無し
要認証獲得の	獲得	獲得	認証獲得		-211	
状況	1)	2	3	4 (_)	5

- 47. 産業財産権を活用しない主な理由(該当欄に✔チェックまたはその他意見の作成)
- ①(自社実施、他社実施)活用のためには該当産業財産権の他に後続研究開発を通じた関連産業財産権の獲得が必要であるが、該当後続活動が不十分
- ②(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい
- ④既存産業財産権との利用・抵触関係によって紛争の恐れがあるため、活用不可

⑤その他(
(3)7 071111 (

48. 企業などに移転されたり、実験室創業、研究員創業などに活用している産業財産権のうち、これを通じて売上(技術料収入)が発生した権利の比率(回答時点を基準に該当欄に数字で記入)

		特許権	実用新案権	デザイン権	商標権
	外部の他機関に移転または実験室創業、				
	研究員創業、現物出資などに活用されて	件	件	件	件
	いる権利の数(Q45の活用件数(A)と同じ)				
-	→ 売上(技術料収入)が発生した権利の数	件	件	件	件

🎴 政府の政策支援及び必要性

49. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産創出を支援するための政策支援

		政府區	女策の必	必要性	
	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い
(1)個別機関が職務発明補償制度を導入したり、また					
は補償水準が拡大できるように支援(例:特許などの	1)	(<u>2</u>)	(3)	(4)	(5)
出願/登録による金銭的、非金銭的な補償に関する規				4	9
定の整備及び広報など)					
(2)特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深みの	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ある先行特許(技術)調査と特許情報の活用を支援				•	
(3)専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡					
大などを通じて大学と公共研究機関の知的財産権創	1	2	3	4	(5)
出活動を支援					
(4)多様な技術分野に対する特許マップの構築支援	1	2	3	4	(5)
(5)研究者などを対象とした知的財産権関連教育の支					
援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費	1	2	3	4	(5)
用の支援など)					

	(6) その他()	1)	2	3	4	(5)
--	----------	---	----	---	---	---	-----

50. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産活用を支援するための政策支援

		政府政	女策の必	必要性	
	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い
(1)保有特許技術に対する価値評価の支援	1)	2	3	4	5
(2)新技術の事業化に向けた研究所企業/実験室創業の支援	1)	2	3	4	(5)
(3)特許技術の取引、流通システムの改善	1)	2	3	4	5
(4)技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援	1)	2	3	4	(5)
(5)優秀技術の輸出支援	1)	2	3	4	5
(6)その他()	1	2	3	4	(5)

IV. 知的財産の保護活動

●知的財産保護の方向と戦略

51. 産業財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権)の出願などに先行して社 内予備評価*の実施状況(該当欄に✔チェック及び数字で記入)

実施状況					
実施している(✔チェック及び数字記入					
後、Q53 へ)	全体届出られた発明のうち%				
実施していない(✔チェック後、Q52へ	2				

※<u>「予備評価」</u>とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定することを意味する。

- 52. (予備評価を行っていない場合)その主な理由(<u>該当欄に**ノ**チェックまたはその他</u> 意見の作成後、Q54 へ)
- ①予備評価の実施による費用負担
- ②予備評価を実施するための専門人材の不足
- ③予備評価の実施に対する認識不足
- ④予備評価活動の実効性が不足(予備評価のスクリーニング機能などが満足に働かない)

⑤その他(\
(5) // (/) MI ()
	,

53. (予備評価を実施している場合)遂行人材(該当するもの全てに**√**チェック後、Q54 へ)

	内部人材		外部	人材
知的財産	R&D 人材	その他(審議委	弁理士/	専門調査/
専担人材	K&D / (P)	員会など)人材	弁理士事務所	評価機関
1)	2	3	4	5

54. 予備評価実施の必要性(該当欄に✔チェック)

		必要性		
必要ない	←	中間	\rightarrow	とても必要
1)	2	3	4	5

55. 研究開発活動成果の専有(専有:模倣業者などからの保護または独占的に活用)するために活用する戦略(該当欄に✔チェック)

	活用			活用度		
	しない	低い	\leftarrow	中間	\rightarrow	高い
(1)特許など産業財産権の出願/登録	0	1)	2	3	4	5
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	0	1)	2	3	4	5
(3)(事業化しようとする)企業などと排他的な契約を締結	0	1)	2	3	4	(5)

56. 発明届出(Invention disclosure)件数対比特許など産業財産権の出願比率 (2015年基準)

発明届出(Invention disclosure)の件数	件
(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄する	件
(営業秘密として維持など)非公式的な権利保護手続きを進行	件
産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを進行	件

■知的財産の管理及び保護に関する認識度

57. 現在国内の知的財産保護水準※に対する意見(該当欄に✔チェック)

大幅な	漸進的な	現在の水準が	漸進的な	大幅な
弱化が必要	弱化が必要	適正	強化が必要	強化が必要
1)	2	3	4	5

※<u>知的財産保護水準</u>は特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性 と知的財産権が他人によって侵害を受けた時に対抗できる行政的、司法的措置が如 何に整えられているのかを意味する。

58. 産業財産権の海外出願/登録の実績(該当欄に数字で記入)

**同じ産業財産権を複数の国家に個別的に出願または登録した場合にはこれを全て合算してご記入ください。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3でご記入ください。

***但し、PCT 出願の場合は出願書に記載されている指定国の数に関係なく、1 件としてご記入ください。

	特許権の	デザイン権の	商標権の
	海外出願/登録	海外出願/登録	海外出願/登録
2015年(個別国家)出願件数※	(件)	(件)	(件)

実績	米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)
	PCT 出願***	(件)		
	登録件数**	(件)	(件)	(件)
2015 年	米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
実績	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)

●産業財産権出願の今後の計画

59. 2016 年産業財産権の予想国内出願件数(該当欄に数字で記入及び✔チェック)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2016 年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
	縮小	1)	①	1)	1
2017 年以後	維持	2	2	2	2
	拡大	3	3	3	3

60. 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因(該当欄に✔チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因			重要度 低い ← 中間 → 高い			
		低し	<i>,</i> \ ←	中間	→ 凊	16)
	①研究開発投資または予算の増減による研究成	1	2	3	4	(5)
機関内	果の変化					
部的な	②機関の産業財産権戦略の変化(量または品質中					
要因	心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性の	1	2	3	4	5
	変化など)					

	③産業財産権に対する成果評価比重の変化また は評価方向の変化(論文などその他成果対比産業 財産権実績評価比重の拡大または縮小、量的成 果評価の止揚及び質的成果評価の指向など)	1)	2	3	4	(5)
	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大また は縮小、新技術または新市場の出現など)	1)	2	3	4	(5)
	⑤国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、 物価及び為替の変化、世界金融危機など)	1)	2	3	4	(5)
要因	⑥産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	1)	2	3	4	5

61. 出願・審査・維持費用(□2015年または□会計年度基準)

		国内出願	海外出願
			(PCT 出願を含む)
	出願・審査費用 [※]	(百万ウォン)	(百万ウォン)
-	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
	維持費用※※	(百万ウォン)	(百万ウォン)
-	特許/実用新案権の維持費用	%	%

[※]出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判 (特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分に不服して請求する審判)にかかった費 用などを含めた金額である。

62. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産管理及び保護を支援するための政策支援

政府政策の必要性

^{※※}維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と維持年金を含めた金額である。

	低い	—	中間	\rightarrow	高い
(1)産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	1	2	3	4	5
(2)海外出願関連情報の提供	1	2	3	4	5
(3)企業などとの共同/委託研究契約の際、(発明所有権、実施権許与に対する決定権利、技術事業化の収益配分における)不平等契約を防止するためガイドラインの制定/広報	1)	2	3	4	5
(4)出願前または出願後に知的財産の評価費用を支援	1)	2	3	4	5
(5)その他()	1	2	3	4	5

アンケート調査に最後までご協力いただき、ありがとうございます。

付録4. 中小・中堅企業の知的財産経営関連の主要指標

本付録資料は 2015 年度知的財産活動実態調査の結果を産業分野別に区分して IP 関連主要項目の統計値を整理したものであり、該当産業分野に従事する中小・中堅企業が自社の位置を確認する上で参考できるよう、より具体的な情報を提供することを目的として作成された。

知的財産経営関連項目の範囲は韓国知的財産研究院が開発した「中小・中堅企業の知的財産経営 IP-index」モデルの中で「IP 経営インフラ」と「IP 経営活動」を構成する主要項目に限定し、産業分野は大きく化学産業、電気電子、機械、鉄鋼及び金属、その他製造業、非製造業で区分した。

統計値は名目型データの場合はカテゴリ別の回答%値を整理し、連続型データの場合は平均及び標準偏差、最大/最小、3/4分位、中央値、1/4分位値を整理した。

「IP 経営インフラ」は企業が知的財産経営活動を推進するために必要な基盤要素で、知的財産管理関連業務を行う「IP 担当組織」、多様な知的財産関連活動を行う「IP 担当人材」、知的財産の管理及び成果に対する補償のために根拠となる「IP 関連規定」指標で構成されている。⁵¹「IP 経営活動」は知的財産の創出から活用まで各段階を支援・奨励するための活動を意味し、「IP 創出支援活動」、「IP 保護支援活動」、「IP 活用支援活動」で構成されている。⁵²

⁵¹ 韓国知的財産研究院(2015)中小・中堅企業の知的財産競争力を高めるためのIP-index 開発

⁵² 韓国知的財産研究院(2015)中小・中堅企業の知的財産競争力を高めるためのIP-index 開発

別表 1. 企業の知的財産経営診断模型の構成

大分類	中分類	小分類
	1 1 1 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	IP担当組織形態
	IP担当組織	IP担当組織地位
ID欠労 ノンマニ	1D+0 \/ \ \ ++	IP担当人材規模
IP経営インフラ	IP担当人材	IP担当人材教育
	17間 年 担 🗢	職務発明補償規定
	IP関連規定	営業秘密管理等の関連指針
		IP創出企画
	IP創出支援活動	IP創出管理
		IP創出補償
10分分汇到		IP権利化企画
IP経営活動 (運営)	IP保護支援活動	IP保護管理
(座台/		IP権利化補償
		IP活用企画
	IP活用支援活動	IP活用管理
		IP活用補償

本付録資料に提示されている統計値は知的財産活動実態調査の全体質問に対して回答した企業の結果を基に再導出したものであり、母数値を提供する各年度別知的財産活動実態調査報告書の統計と一致せず、単純比較の対象になれないことに留意する必要がある。

1. IP 経営インフラ

別表 2. IP 担当組織形態

IP 担当組織形態	専担組織	R&D または法務組織内	その他組織内	未保有
中小・中堅企業全体	7.92%	43.14%	26.64%	22.30%
化学産業	10.83%	49.17%	20.83%	19.17%
電気電子	11.63%	50.00%	26.74%	11.63%
機械	7.97%	43.84%	21.74%	26. 45%
鉄鋼及び金属	3.70%	40.74%	44. 44%	11.11%
その他製造業	6.70%	44.85%	28.35%	20.10%
非製造業	5. 17%	32.76%	33.91%	27. 59%
大企業全体	17. 27%	49.64%	23.02%	10.07%

別表 3. IP 担当組織の地位(総括者の地位)

	IP 担当組織の地位 (総括者の地位)	役員	部長	次長	課長	代理	社員	その他
中	ロ小・中堅企業全体	34. 23%	22.74%	12.71%	13.38%	6.80%	3.68%	6. 47%
	化学産業	44.17%	19.17%	11.67%	15.00%	6.67%	0.83%	2.50%
	電気電子	36.05%	19.77%	16. 28%	10.47%	5.81%	1.16%	10.47%
	機械	33.70%	23. 19%	14.49%	14.13%	5.07%	2.90%	6.52%
	鉄鋼及び金属	37.04%	22.22%	14.81%	18.52%	3.70%	0.00%	3.70%
	その他製造業	26.80%	23.71%	14. 43%	10.82%	11.34%	4.64%	8.25%
	非製造業	35.06%	26.44%	5. 17%	14.94%	4.02%	7.47%	6.90%
	大企業全体	21.58%	38. 13%	16.55%	12.23%	6.47%	5.04%	0.00%

別表 4. IP 経営専担人材

	専担人材	平均	標準偏差	最大	3/4 分位	中央値	1/4 分位	最小
中	ロ小・中堅企業全体	0.51	1. 28	22.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	化学産業	0.64	1. 59	13.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	電気電子	0.81	1.34	6.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	機械	0.46	0.95	5.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	鉄鋼及び金属	0.26	0. 59	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他製造業	0.37	0.80	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	非製造業	0.48	1.85	22.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	大企業全体	1.87	5. 67	55.00	2.00	0.00	0.00	0.00

別表 5. IP 経営兼任人材

兼任人材	平均	標準偏差	最大	3/4 分位	中央値	1/4 分位	最小
中小・中堅企業全体	1.41	1. 17	7.00	2.00	1.00	1.00	0.00
化学産業	1.70	1. 39	7.00	2.00	1.00	1.00	0.00
電気電子	1.28	1.05	5.00	2.00	1.00	1.00	0.00
機械	1.37	1.06	7.00	2.00	1.00	1.00	0.00
鉄鋼及び金属	1.46	0.90	3.00	2.00	1.00	1.00	0.00
その他製造業	1.38	1. 23	7.00	2.00	1.00	1.00	0.00
非製造業	1.38	1. 15	7.00	2.00	1.00	1.00	0.00
大企業全体	1.40	2.07	16.00	2.000	1.00	0.00	0.00

別表 6. IP 担当人材教育の実施状況

IP 担当人材教育	教育実施	教育未実施
中小・中堅企業全体	49.05%	50.95%
化学産業	55.00%	45.00%
電気電子	58. 14%	41.86%
機械	51.81%	48.19%
鉄鋼及び金属	48. 15%	51.85%
その他製造業	45.88%	54. 12%
非製造業	37. 93%	62.07%
大企業全体	70.50%	29.50%

別表 7. 職務発明補償規定の保有状況

職務発明補償規定	規定保有	規定未保有
中小・中堅企業全体	50. 28%	49.72%
化学産業	53. 33%	46.67%
電気電子	60.47%	39. 53%
機械	61.59%	38.41%
鉄鋼及び金属	44. 44%	55. 56%
その他製造業	39.69%	60.31%
非製造業	39.08%	60.92%
大企業全体	77.70%	22.30%

別表 8. 営業秘密の管理など関連指針の保有及び遵守

営業秘密の管理など 関連指針	指針保有 及び遵守	保有しているが、 不十分	指針未保有
中小・中堅企業全体	43.48%	35.79%	20.74%
化学産業	55.00%	30.00%	15.00%
電気電子	48.84%	39.53%	11.63%
機械	42.39%	38.04%	19. 57%
鉄鋼及び金属	40.74%	37.04%	22. 22%
その他製造業	38.14%	39.18%	22.68%
非製造業	41.95%	29.89%	27. 59%
大企業全体	64.03%	25.90%	10.07%

2. IP 経営活動(運営)

別表 9. 研究開発課題のうち先行技術調査の比率

研究開発課題のうち 先行技術調査の比率	平均	標準偏差	最大	3/4 分位	中央値	1/4 分位	最小
中小·中堅企業全体	31.71	36. 51	100.00	50.00	10.00	0.00	0.00
化学産業	40.37	38.85	100.00	80.00	25.00	5.00	0.00
電気電子	31.89	36. 39	100.00	50.00	10.00	0.00	0.00
機械	33.88	37. 59	100.00	60.00	15.00	0.00	0.00
鉄鋼及び金属	35. 45	36.77	100.00	55.00	25.00	0.00	0.00
その他製造業	28.74	34. 05	100.00	50.00	10.00	0.00	0.00
非製造業	23. 36	34. 22	100.00	30.00	5.00	0.00	0.00
大企業全体	50. 23	37. 75	100.00	97. 50	50.00	10.00	0.00

別表 10. 情報システムの活用状況

情報システムの活用	情報システムを活用	情報システムを未活用
中小・中堅企業全体	62. 99%	37.01%
化学産業	73. 33%	26. 67%
電気電子	72.09%	27. 91%
機械	62. 32%	37. 68%
鉄鋼及び金属	62.96%	37.04%
その他製造業	63. 92%	36.08%
非製造業	53.45%	46. 55%
大企業全体	78. 42%	21. 58%

別表 11. 発明届出のうち予備評価の実施比率

発明届出のうち 予備評価の実施比率	平均	標準偏差	最大	3/4 分位	中央値	1/4 分位	最小
中小·中堅企業全体	23. 48	39.84	100.00	40.00	0.00	0.00	0.00
化学産業	24. 95	40.00	100.00	50.00	0.00	0.00	0.00
電気電子	35. 77	45. 94	100.00	100.00	0.00	0	0
機械	25.87	41. 26	100.00	50.00	0.00	0.00	0.00
鉄鋼及び金属	13. 33	28. 54	100.00	5.00	0.00	0.00	0.00
その他製造業	21.03	38.65	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
非製造業	16.89	35. 47	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大企業全体	58. 54	46.67	100.00	100.00	80.00	0.00	0.00

別表 12. 人的管理の状況-内部者に対する秘密保護誓約書の締結

内部者に対する 秘密保護誓約書の締結	している	しない
中小・中堅企業全体	66.89%	33.11%
化学産業	75. 83%	24. 17%
電気電子	80. 23%	19.77%
機械	68.84%	31.16%
鉄鋼及び金属	66. 67%	33. 33%
その他製造業	61. 34%	38.66%
非製造業	58. 62%	41. 38%
大企業全体	84. 17%	15. 83%

別表 13. 人的管理の状況-定期的な関連教育の実施

定期的な関連教育の実施	している	しない
中小・中堅企業全体	39.02%	60.98%
化学産業	41.67%	58.33%
電気電子	45. 35%	54.65%
機械	42. 39%	57.61%
鉄鋼及び金属	29. 63%	70.37%
その他製造業	36. 08%	63.92%
非製造業	36.78%	63. 22%
大企業全体	63. 31%	36.69%

別表 14. 人的管理の状況-転職禁止約定などの競業禁止義務の付与

転職禁止約定などの 競業禁止義務の付与	している	しない
中小・中堅企業全体	42. 03%	57.97%
化学産業	51.67%	48.33%
電気電子	55.81%	44. 19%
機械	43.84%	56. 16%
鉄鋼及び金属	44. 44%	55. 56%
その他製造業	36.08%	63.92%
非製造業	35.06%	64.94%
大企業全体	66. 91%	33. 09%

別表 15. 人的管理の状況 - 外部者に対する保安誓約書の作成など保護義務の明確化

外部者に対する保安誓約書の 作成など 保護義務の明確化	している	しない
中小・中堅企業全体	50.84%	49.16%
化学産業	55.83%	44. 17%
電気電子	61.63%	38. 37%
機械	53.99%	46.01%
鉄鋼及び金属	37.04%	62.96%
その他製造業	44.85%	55. 15%
非製造業	46.55%	53.45%
大企業全体	78. 42%	21.58%

別表 16. 物的管理の状況-外部者に対する出入統制

外部者に対する出入統制	している	しない
中小・中堅企業全体	68.56%	31.44%
化学産業	76.67%	23. 33%
電気電子	82. 56%	17. 44%
機械	66.67%	33. 33%
鉄鋼及び金属	59. 26%	40.74%
その他製造業	66.49%	33.51%
非製造業	63. 22%	36.78%
大企業全体	93. 53%	6.47%

別表 17. 物的管理-アクセス権限付与など内部者に対する出入統制

アクセス権限付与など 内部者に対する出入統制	している	しない
中小・中堅企業全体	61. 32%	38.68%
化学産業	69. 17%	30.83%
電気電子	79.07%	20.93%
機械	57.61%	42.39%
鉄鋼及び金属	62.96%	37.04%
その他製造業	58.76%	41. 24%
非製造業	55. 75%	44. 25%
大企業全体	90.65%	9.35%

別表 18. 物的管理の状況-文書等級指定(秘密、対外秘など)

文書等級指定	している	しない
中小・中堅企業全体	64. 10%	35.90%
化学産業	68. 33%	31.67%
電気電子	76.74%	23. 26%
機械	65. 22%	34.78%
鉄鋼及び金属	66. 67%	33. 33%
その他製造業	60.31%	39.69%
非製造業	58.05%	41.95%
大企業全体	84.89%	15.11%

別表 19. 物的管理の状況 - 電子文書管理(USB、外部メールのシャットアウトなど)

電子文書管理	している	しない
中小・中堅企業全体	52. 51%	47. 49%
化学産業	59. 17%	40.83%
電気電子	61. 63%	38. 37%
機械	52. 54%	47.46%
鉄鋼及び金属	55. 56%	44.44%
その他製造業	52. 58%	47. 42%
非製造業	45. 98%	54.02%
大企業全体	83. 45%	16.55%

別表 20. 物的管理の状況-非電子文書の管理(印刷、搬出、廃棄など)

非電子文書管理	している	しない
中小・中堅企業全体	57.75%	42. 25%
化学産業	60.00%	40.00%
電気電子	68.60%	31.40%
機械	56.88%	43.12%
鉄鋼及び金属	59. 26%	40.74%
その他製造業	55. 67%	44.33%
非製造業	56. 32%	43.68%
大企業全体	83. 45%	16.55%

別表 21. 保有知財権のうち資産実査の比率

保有知財権のうち 資産実査の比率	平均	標準偏差	最大	3/4 分位	中央値	1/4 分位	最小
中小・中堅企業全体	16.64	33. 12	100.00	5.00	0.00	0.00	0.00
化学産業	17.50	33. 20	100.00	12.50	0.00	0.00	0.00
電気電子	19.92	36. 07	100.00	20.00	0.00	0.00	0.00
機械	14. 19	30. 29	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
鉄鋼及び金属	23.04	40.16	100.00	35.00	0.00	0.00	0.00
その他製造業	18.07	34. 59	100.00	10.00	0.00	0.00	0.00
非製造業	15. 42	33. 13	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大企業全体	33.92	44. 08	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00

別表 22. 技術取引、技術マーケティングのための協力活動の状況-大学・公共研究機関 TLO、産学協力団

大学・公共研究機関 TLO、 産学協力団	している	しない
中小・中堅企業全体	18. 17%	81. 83%
化学産業	24. 17%	75.83%
電気電子	18.60%	81. 40%
機械	18. 12%	81.88%
鉄鋼及び金属	18. 52%	81. 48%
その他製造業	14.95%	85.05%
非製造業	17. 24%	82.76%
大企業全体	23. 02%	76.98%

別表 23. 技術取引、技術マーケティングのための協力活動状況-国内公共機関

国内公共機関	している	しない
中小・中堅企業全体	6. 24%	93.76%
化学産業	7.50%	92.50%
電気電子	5.81%	94. 19%
機械	5.80%	94. 20%
鉄鋼及び金属	11. 11%	88.89%
その他製造業	6. 19%	93.81%
非製造業	6. 32%	93.68%
大企業全体	10.07%	89. 93%

別表 24. 技術取引、技術マーケティングのための協力活動状況-国内民間技術仲介、 技術マーケティング会社

国内民間技術仲介、 技術マーケティング会社	している	しない
中小・中堅企業全体	5. 46%	94. 54%
化学産業	6.67%	93. 33%
電気電子	6.98%	93.02%
機械	3.62%	96. 38%
鉄鋼及び金属	3.70%	96.30%
その他製造業	5. 15%	94.85%
非製造業	7.47%	92.53%
大企業全体	10.07%	89.93%

別表 25. 技術取引、技術マーケティングのための協力活動状況 - 海外機関または民間 会社

海外機関または民間会社	している	しない
中小・中堅企業全体	5.69%	94.31%
化学産業	10.00%	90.00%
電気電子	4.65%	95.35%
機械	3.99%	96.01%
鉄鋼及び金属	0.00%	100.00%
その他製造業	5. 67%	94. 33%
非製造業	7.47%	92.53%
大企業全体	8.63%	91. 37%

別表 26. 国内特許出願補償の実施状況

国内特許出願補償の 実施状況	金銭的・非金銭的 補償の実施	二つの中で 一つを実施	未実施
中小・中堅企業全体	18.02%	66.08%	15.90%
化学産業	19.51%	63.41%	17. 07%
電気電子	20.00%	70.00%	10.00%
機械	22.73%	62.73%	14. 55%
鉄鋼及び金属	11.11%	55. 56%	33. 33%
その他製造業	10.87%	80. 43%	8.70%
非製造業	12.50%	56. 25%	31. 25%
大企業全体	17. 20%	73.12%	9.68%

別表 27. 海外特許出願補償の実施状況

海外特許出願補償の 実施状況	金銭的・非金銭的 補償の実施	二つの中で 一つを実施	未実施
中小・中堅企業全体	12.72%	43.82%	43.46%
化学産業	7. 32%	51.22%	41.46%
電気電子	12.50%	50.00%	37. 50%
機械	17. 27%	40.00%	42.73%
鉄鋼及び金属	0.00%	11.11%	88.89%
その他製造業	8.70%	56.52%	34. 78%
非製造業	15.63%	34. 38%	50.00%
大企業全体	8.60%	47.31%	44. 09%

別表 28. 国内特許登録補償の実施状況

国内特許登録補償の 実施状況	金銭的・非金銭的 補償の実施	二つの中で 一つを実施	未実施
中小・中堅企業全体	19.08%	73.50%	7. 42%
化学産業	21.95%	73. 17%	4.88%
電気電子	17.50%	77.50%	5.00%
機械	21.82%	68. 18%	10.00%
鉄鋼及び金属	22.22%	66.67%	11.11%
その他製造業	8.70%	82.61%	8.70%
非製造業	25.00%	71.88%	3. 13%
大企業全体	17. 20%	79.57%	3. 23%

別表 29. 海外特許登録補償の実施状況

海外特許登録補償の	金銭的・非金銭的	二つの中で	未実施
実施状況	補償の実施	一つを実施	八天旭
中小・中堅企業全体	14. 49%	46.64%	38.87%
化学産業	9.76%	60.98%	29. 27%
電気電子	12.50%	60.00%	27. 50%
機械	18.18%	39.09%	42.73%
鉄鋼及び金属	11.11%	11.11%	77. 78%
その他製造業	8.70%	54. 35%	36. 96%
非製造業	21.88%	40.63%	37. 50%
大企業全体	10.75%	56.99%	32. 26%

別表 30. 自社実施補償の実施状況

自社実施補償の実施状況	金銭的・非金銭的 補償の実施	二つの中で 一つを実施	未実施
中小・中堅企業全体	9.19%	33.57%	57. 24%
化学産業	14.63%	36.59%	48.78%
電気電子	5.00%	40.00%	55.00%
機械	13.64%	30.00%	56. 36%
鉄鋼及び金属	0.00%	44. 44%	55. 56%
その他製造業	2.17%	36.96%	60.87%
非製造業	6. 25%	25.00%	68.75%
大企業全体	8.60%	46. 24%	45. 16%

別表 31. 他社実施補償の実施状況

他社実施補償の実施状況	金銭的・非金銭的 補償の実施	二つの中で 一つを実施	未実施
中小・中堅企業全体	6.71%	17.67%	75. 62%
化学産業	9.76%	24. 39%	65.85%
電気電子	5.00%	15.00%	80.00%
機械	10.00%	14.55%	75. 45%
鉄鋼及び金属	0.00%	11.11%	88.89%
その他製造業	2. 17%	26.09%	71.74%
非製造業	3. 13%	15.63%	81. 25%
大企業全体	6. 45%	39.78%	53.76%

別表 32. 処分補償の実施状況

処分補償の実施状況	金銭的・非金銭的 補償の実施	二つの中で 一つを実施	未実施
中小・中堅企業全体	5.65%	19. 43%	74. 91%
化学産業	12.20%	21.95%	65.85%
電気電子	5.00%	20.00%	75.00%
機械	6.36%	17. 27%	76. 36%
鉄鋼及び金属	0.00%	11.11%	88.89%
その他製造業	0.00%	26.09%	73. 91%
非製造業	6. 25%	15.63%	78. 13%
大企業全体	4. 30%	41.94%	53. 76%